

平成 29 年度 第三者評価

相模女子大学短期大学部 自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

平成 29 年度 相模女子大学短期大学部 自己点検・評価報告書 正誤表

報告書の原本の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

正誤箇所	正	誤
P107	…今後は自衛消防隊を <u>編成し、より</u> 消防法に適合させた…	…今後は自衛消防隊を <u>編成したより</u> 消防法に適合させた…
P109	…情報処理教室を <u>10 室</u> 整備している。	…情報処理教室を <u>6 室</u> 整備している。
P131	<u>2000(平成 12)年 11 月 22 日</u> の大学審議会答申「 <u>大学入試</u> の改善について」	<u>2011(平成 23)年 11 月 12 日</u> の大学審議会答申「 <u>大学入学</u> の改善について」

以上

目次	
自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	26
3. 提出資料・備付資料一覧	29
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	47
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	49
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	52
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	62
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	63
◇基準Ⅰについての特記事項	63
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	64
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	67
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	81
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	96
◇基準Ⅱについての特記事項	96
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	97
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	98
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	105
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	109
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	111
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	114
◇基準Ⅲについての特記事項	115
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	116
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	119
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	121
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	123
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	126
◇基準Ⅳについての特記事項	126
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】	127
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	130
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	136

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、相模女子大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 30 日

理事長

谷崎 昭男

学長

風間 誠史

ALO

金森 剛

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学は、明治 33 年に設立された日本女学校を淵源とし、同校が母体となって明治 42 年に開設をみた帝国女子専門学校が昭和 24 年に学制改革により相模女子大学となり、昭和 26 年に短期大学部を併設、そして平成 20 年には大学院を新設し、一貫した女子教育の殿堂として今日に至っている。

- 昭和 23 年 4 月 静修女子高等学校開校。
- 昭和 24 年 4 月 相模女子大学は、帝国女子専門学校（明治 42 年 9 月、東京市小石川区大塚町一現東京都文京区大塚一に設置）を母体として、新制大学として現在地の神奈川県相模原市南区文京 2 丁目 1 番 1 号に開設され、学芸学部（国文学科・食物学科・経済学科）を置いた。
静修女子中学校開設。
- 昭和 25 年 1 月 静修女子高等学校を相模女子大学高等学校、静修女子中学校を相模女子中学校に校名変更。
- 昭和 25 年 4 月 相模女子大学幼稚園開設。
- 昭和 26 年 2 月 財団法人相模女子大学から学校法人相模女子大学に組織変更。
- 昭和 26 年 3 月 相模女子大学短期大学部を開設し、国文科・英文科・商科・家政科を置いた。
- 昭和 26 年 4 月 相模女子大学小学部を開設し、既設の高等学校、中学校、幼稚園を各々相模女子大学高等部、同中学部、同幼稚部と改称。
- 昭和 28 年 3 月 大学学芸学部経済学科、短期大学部英文科・商科を廃止。
- 昭和 31 年 9 月 相模女子大学附属若竹幼稚園を東京都世田谷区に開設。
- 昭和 41 年 4 月 短期大学部に英文科を設置。
- 昭和 42 年 4 月 大学学芸学部に英米文学科を設置。
- 昭和 43 年 4 月 大学学芸学部食物学科を食物学専攻と管理栄養士専攻に分離。
- 昭和 45 年 4 月 短期大学部家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離。
- 昭和 53 年 4 月 短期大学部家政科家政専攻を家政科生活経営専攻と家政科生活造形専攻に分離。
- 平成 9 年 4 月 相模女子大学附属若竹幼稚園を廃止。
- 平成 11 年 4 月 短期大学部英文科を英語英文科に、家政科を生活学科に名称変更。
- 平成 12 年 4 月 大学学芸学部英米文学科を英語英米文学科に名称変更。
- 平成 15 年 4 月 大学学芸学部人間社会学科を開設し、国文学科を日本語日本文学科に名称変更。
短期大学部にメディア情報学科を開設し、短期大学部生活学科生活造形専攻を生活造形学科に、生活学科食物栄養専攻を食物栄養学科に改組し、開設。
短期大学部国文科、英語英文科、生活学科の学生募集停止。
- 平成 16 年 3 月 短期大学部生活学科を廃止。

- 平成 17 年 3 月 短期大学部国文科・英語英文科を廃止。
- 平成 20 年 4 月 大学院栄養科学研究科修士課程を開設。
- 平成 20 年 4 月 大学学芸学部子ども教育学科、メディア情報学科を開設。大学学芸学部英語英米文学科を英語文化コミュニケーション学科に名称変更。学芸学部人間社会学科、食物学科食物学専攻、食物学科管理栄養士専攻の学生募集停止。
大学人間社会学部を設置し、社会マネジメント学科、人間心理学科を開設。
大学栄養科学部を設置し、健康栄養学科、管理栄養学科を開設。
短期大学部生活造形学科を生活デザイン学科に名称変更。
短期大学部メディア情報学科の学生募集停止。
- 平成 22 年 3 月 短期大学部メディア情報学科を廃止。
- 平成 22 年 4 月 大学院栄養科学研究科博士後期課程を開設し、大学院栄養科学研究科修士課程を博士前期課程に変更。
- 平成 24 年 3 月 学芸学部食物学科を廃止。
- 平成 25 年 4 月 学芸学部生活デザイン学科を開設。
短期大学部生活デザイン学科の学生募集停止。
- 平成 27 年 3 月 学芸学部人間社会学科、短期大学部生活デザイン学科を廃止。

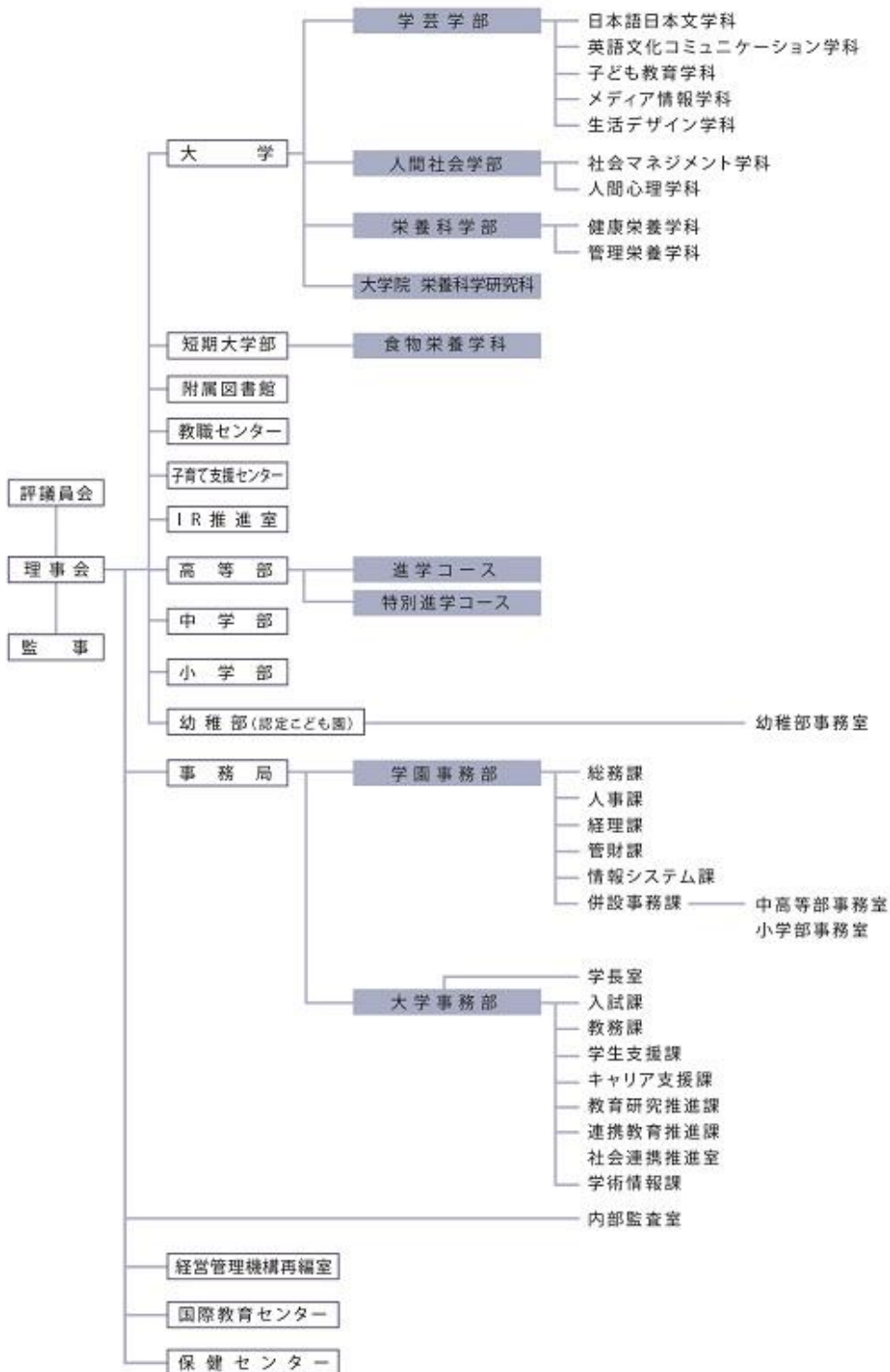
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 29 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
相模女子大学大学院	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	8	18	5
相模女子大学	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	952	3,676	3,015
相模女子大学短期大学部	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	120	240	260
相模女子大学 高等部	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	400	1,200	994
相模女子大学中学部	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	160	480	243
相模女子大学 小学部	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	70	420	409
認定こども園 相模女子大学幼稚部	神奈川県相模原市南区 文京 2-1-1	—	300	319

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 29 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

平成22年4月1日に政令指定都市となった相模原市は、現在推計人口は721,566人（平成28年12月1日現在）であり、5年前に比べて人口の流入が続いている。市内には大規模な公園が点在し、比較的多くの自然が残されている環境を活かし、本短期大学のほかにも多くの大学がキャンパスを設けているほか、周辺都市にある大学に通い、相模原市内の駅を利用している学生も非常に多い。また、市内には宇宙航空研究開発機構(JAXA)宇宙科学研究本部相模原キャンパス（開所時は宇宙科学研究所）があり、日本の宇宙科学の研究拠点として知られている。

相模原市人口推移

(人)

年度	世帯数	総人口	男性	女性
平成24	309,055	719,709	361,446	358,263
平成25	312,182	720,570	361,570	359,000
平成26	316,320	722,931	362,331	360,600
平成27	311,234	720,914	361,035	359,879
平成28	315,423	721,566	361,266	360,300

※相模原市Webページより

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
関東	161	84.3	105	79.7	108	78.8	93	75.6	104	80.0
(神奈川)	123	64.4	91	68.9	87	63.5	80	65.0	90	69.2
(東京)	30	15.7	10	7.6	18	13.1	12	9.8	8	6.2
(茨城)	1	0.5	1	0.8	1	0.7	1	0.8	2	1.5
(栃木)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8
(群馬)	3	1.6	1	0.8	0	0.0	0	0.0	1	0.8
(埼玉)	1	0.5	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(千葉)	3	1.6	1	0.8	2	1.5	0	0.0	2	1.5
北海道	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	2.5	0	0.0
東北・北陸	11	5.8	8	6.1	10	7.3	7	5.7	6	4.6
甲信越	8	4.2	11	8.3	9	6.5	10	8.1	13	10.0
東海	8	4.2	4	3.0	4	2.9	7	5.7	2	1.5
近畿	1	0.5	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中国・四国	1	0.5	1	0.7	0	0.0	0	0.0	1	0.8
九州	0	0.0	1	0.7	2	1.5	0	0.0	3	2.3
沖縄	0	0.0	1	0.8	2	1.5	1	0.8	0	0.0
その他	1	0.5	0	0.0	2	1.5	2	1.6	1	0.8

*24年度は生活デザイン学科の入学者を含む。（生活デザイン学科は25年度より募集停止）

*割合の合計が100%となるように小数点第1位を調整。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点に過去5年間。

■ 地域社会のニーズ

本短期大学部が在在する相模原市では、リニア中央新幹線駅の設置や相模総合補給廠の一部返還地を活用した「ポテンシャルを生かしたまちづくり」を目指している。その一方で少子高齢化の進行や核家族化などを背景とした医療、福祉、教育、子育て支援等、成熟都市にみられる多くの課題を有している。そのなかで本短期大学部は「地域社会と共に歩む大学」として、市民にキャンパスを開放し、各種生涯学習や子育て支援等の事業を展開する他、行政との各種連携事業により魅力あるまちづくりに貢献する教育・研究の拠点として多様な活動を展開してきた。その実績をふまえて、平成26年5月には相模原市と包括的・継続的な連携に発展させ、協働を基調としたまちづくりを推進することを目的とした連携協定を締結し、地域の課題解決及び活性化とともに、その地域に貢献できる人材の育成を進めている。

■ 地域社会の産業の状況

明治から昭和初期にかけて相模原市域では養蚕が農家の主要な収入源として盛んに行われていた。相模原市が発足した昭和29年当時の桑園面積は約600ヘクタールを超え、繭の生産量は神奈川県全体の3分の1を占めていた。一方で、昭和初期に外来の「中ヨークシャー種」の養豚も盛んに行われ、「高座豚」の名で広く知られたが、都市化が進行するとともに、いずれも衰退している。

また、相模原市は平坦な土地が広がっているため、戦後は工場の進出が進み、内陸工業都市として発展を続けたが、昨今では産業構造転換のあおりを受け、相模大野駅前の大型商業施設「ポーノ相模大野」に代表されるような、大型マンションや商業地として生まれ変わりつつある。

相模原市の平成24年の産業分類別の事業所は、「卸売業・小売業」が最も多く、全体の21.7%を占め、次いで「建設業」（12%）、「宿泊業・飲食サービス業」（11.8%）の順となっている。

事業所数・従業者数

項目	相模原市	南区	中央区	緑区
事業所数	23,124件	8,089件	8,975件	6,060件
従業員数	240,371人	79,678人	101,690人	59,003人

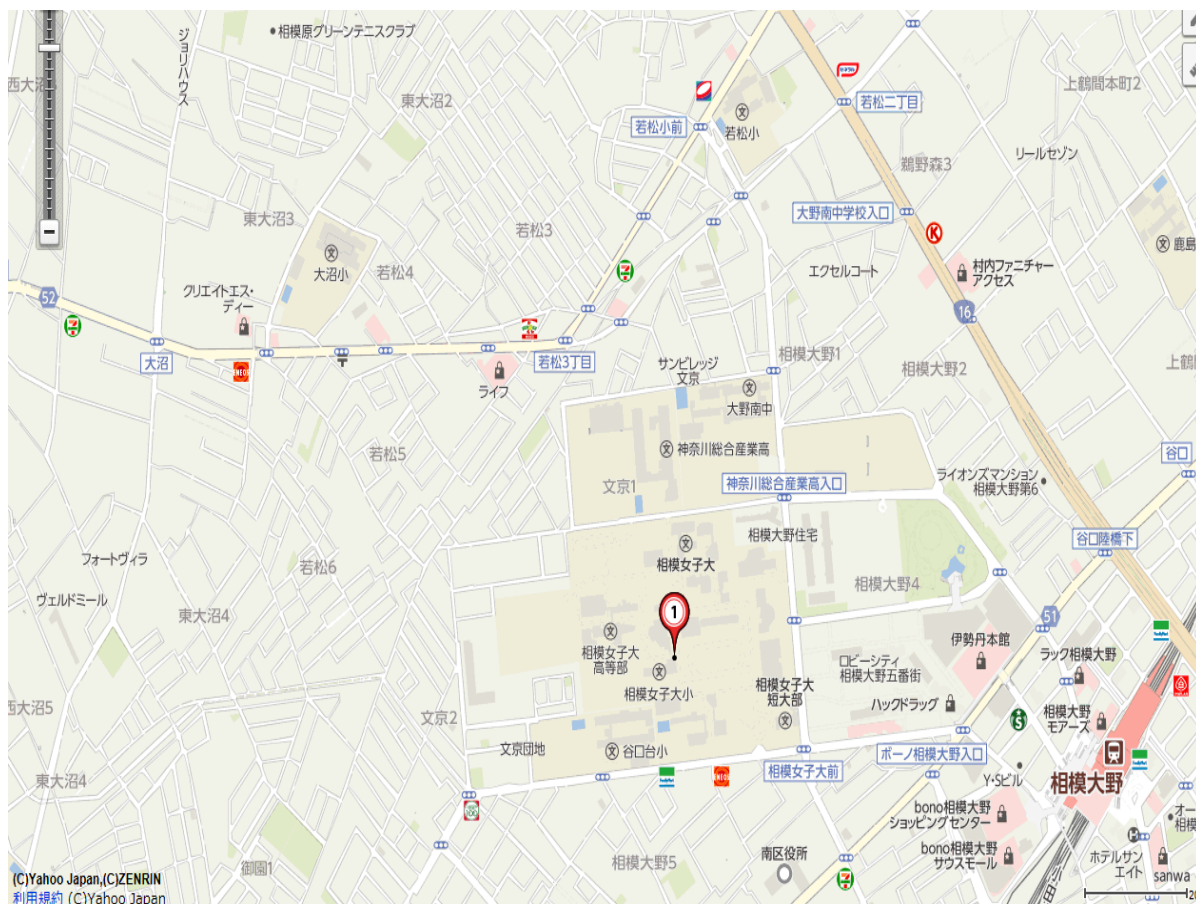
企業等数・従業者数

項目	相模原市	南区	中央区	緑区
企業等数	17,208件	6,041件	6,645件	4,522件
従業員数	173,271人	66,059人	69,716人	37,496人

※平成24年経済センサス活動調査より

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

【所在地】神奈川県相模原市南区文京2丁目1番1号



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<u>評価領域Ⅱ教育の内容</u> ○成績評価において、評価の仕方を分かりやすく記載されることが望まれる。	学生便覧において評価基準を示し、シラバスでは評価項目を数値化している。	評価項目が可視化されたことで評価が明瞭になり、適正に評価が行われている。
<u>評価領域Ⅳ教育目標の達成度と教育の効果</u> ○取得可能な資格・検定の種類について、学科の意向と学生のニーズ両面からの現状分析と今後の模索が必要である。	資格・検定の種類については、学生のニーズを再考したが、生活デザイン学科は領域が広く、学生の希望も多様なため、各教員が個別に対応をとる。	学生個々が挑戦したい資格・検定に対して各領域の教員が個別に対応した。学部・学科全体として精査するまでにはいたらなかった。
<u>評価領域Ⅶ社会的活動</u> ○当該短期大学の特徴を生かした社会的活動を全学的に実施できるような体制が望まれる。	平成24年9月に短期大学部内に社会連携推進室が設置され、企業との連携や地域連携活動の基盤を形成した。	地域連携活動が恒常的になり、商品開発や衛生に関する支援などの学科の特徴が活かされる全学的支援体制となった。
<u>評価領域Ⅸ財務</u> ○負債が資金を上回っており、短期大学部門が支出超過であるので、財務体質の改善が望まれる。	経常経費の節減に努めるとともに、定員未充足を継続していた生活デザイン学科を平成25年度より募集停止とした。	入学定員、収容定員とも充足率は100%以上となり、帰属収支差額比率（平成27年度より事業活動収支差額比率）も改善した。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について
特になし

- ③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

平成 24 年度履行状況報告（既設学科に対する留意事項）

留意事項	改善状況	改善計画
学芸学部英語文化コミュニケーション学科、メディア情報学科、人間社会学部社会マネジメント学科、相模女子大学短期大学部生活デザイン学科の定員充足率の平均が 0.7 倍未満となっていることから、学生の確保に努めるとともに、入学定員の見直しについて検討すること。	留意事項の 4 学科のうち、大学の 3 学科については、平成 24 年 5 月に入学定員の減員を届け出、平成 25 年 4 月より以下のとおりに変更を行う。英語文化コミュニケーション学科 140→120 名、メディア情報学科 95→80 名、社会マネジメント学科 140→120 名。 短期大学部生活デザイン学科については、新たに四年制として開設する認可を平成 24 年 11 月に受け、既に入学者 45 名を上回る入学手続者があり、短期大学部の同学科は平成 25 年度において募集停止をしている。	本学では独自の教育活動として、ここ数年、地域連携活動に力を入れており、地域貢献度ランキング（日経グローバル調査）において 2 年連続女子大学第 1 位となった。留意事項の 4 学科については、正課内外の取組みとして、自治体との協定に基づいた様々な協働活動や産学連携の商品開発など、多くの成果を上げ、各種メディアに取り上げられている。上記と併せて各学科のカリキュムの魅力を受験生に周知することで、学生確保に努める。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

- ① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
- 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 29 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 25 年度～平成 29 年度の設置学科等について

(人)

学科等の名称	事項	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
食物栄養学科	入学定員	120	120	120	120	120	
	入学者数	132	137	123	130	125	
	入学定員充足率 (%)	110	114	103	108	104	
	収容定員	240	240	240	240	240	
	在籍者数	274	270	258	257	260	
	収容定員充足率 (%)	114	113	108	107	108	

生活デザイン 学科	入学定員	募集 停止					4年制大学へ 改組のため、 平成25年度 より募集停 止
	入学者数						
	入学定員 充足率 (%)						
	収容定員	110					
	在籍者数	52	3				
	収容定員 充足率 (%)	47.27					

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の()に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率(%)」欄及び「収容定員充足率(%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点とした過去5年間のデータを示す。

② 卒業者数(人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
食物栄養学科	110	126	121	120	114
生活デザイン学科	55	45	3		

③ 退学者数(人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
食物栄養学科	12	17	14	12	5
生活デザイン学科	6	3	0		

④ 休学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
食物栄養学科	5	5	1	3	0
生活デザイン学科	1	0	0		

⑤ 就職者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
食物栄養学科	86	108	103	100	96
生活デザイン学科	20	27	0		

⑥ 進学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
食物栄養学科	15	12	12	13	10
生活デザイン学科	3	4	0		

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける平成29年5月1日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
食物栄養学科	5	1	4	0	10	7		3	6	23	
（小計）	5	1	4	0	10	7		3	6		
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
（合計）	5	1	4	0	10	10		4	6		

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	5	0	5
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	0	0	0
計	5	0	5

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)			
	校舎敷地	4,185	58,396		62,581				2,400	〔イ〕 25.53	大学と共用
	運動場用地		15,946		15,946						大学と共用
	小計	4,185	74,342		〔ロ〕 78,527						大学と共用
	その他										
	合計	4,185	74,342		78,527						大学と共用

[注]

- 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積
- 〔イ〕 在籍学生一人当たりの面積 = 〔ロ〕 ÷ 当該短期大学の在籍学生数 (他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用の状況等)
校舎	525.10	40,226.89		40,751.99	2,600	大学と共用

[注]

- 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設	備考 (共用の状況等)
32	27	42	10	0	大学と共用

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
10

⑦ 図書・設備

学科・専攻 課程	図書 〔うち外国 書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資 料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	〔冊〕		電子ジャー ナル〔うち 外国書〕			
食物栄養 学科	327,714 〔49,383〕	5,094 〔423〕	1,881 〔1,880〕	12,175	518	20
計	327,714 〔49,383〕	5,094 〔423〕	1,881 〔1,880〕	12,175	518	20

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
		5,509	490 席
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
		1,331	トレーニングルーム

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/regulations.html
2	教育研究上の基本組織に関する事	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/organization.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	相模女子大学ホームページ 教員組織、教員の数 http://www.sagami-wu.ac.jp/public/sennin.html 学位・業績 ※以下 URL の配下のページ http://www.sagami-wu.ac.jp/faculty/junior_college/management/teacher/

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	相模女子大学ホームページ 受入の方針 http://www.sagami-wu.ac.jp/exam/admission_policy/ 入学者数、収容定員、在学者数 http://www.sagami-wu.ac.jp/public/teiin.html 卒業（修了）者数 http://www.sagami-wu.ac.jp/public/sotsugyou_shuuryou.html 進学者数、就職者数、その他進学及び就職状況 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/department/
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/class/syllabus/
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/regulations.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	相模女子大学ホームページ アクセスマップ http://www.sagami-wu.ac.jp/access/index.html 学内施設 ※以下 URL の配下のページ http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/institution/
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/procedure/student/expenses.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	相模女子大学ホームページ 学生の修学支援（奨学金） http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/scholarship/ 進路選択支援 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/career_program/ 心身の健康支援（保健センター）※以下 URL の配下のページ http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/health/

	心身の健康支援（学生相談室）※以下 URL の配下のページ http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/support/consultation/
--	--

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	相模女子大学ホームページ http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry.html

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

- 学習成果をどのように規定しているか。

本短期大学部における学習成果は、学科の専門知識と技術の修得、短期大学士、栄養士資格取得、食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格取得で確認している。

学科の学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることができる栄養士を養成することを目的とし、以下の能力・知識・技能を身につけるとしている。「1. 本学での学びを通して修得した「食物と栄養」に関する専門的な知見を実社会の中で人々の生活の質の向上のために適用することができる。」「2. 栄養士等の取得資格を意欲的に活用し、キャリア社会の一員として活躍できる。」「3. 専門分野における教養と共に人としてあるべき良識と責任感を備え、他者との間に厚い信頼関係を築くことができる。」という3つの柱で構成されている。

また、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、「1. 栄養士法施行規則に準拠した教育内容と単位数を配備し、2年間で専門領域の基礎から応用までを効率よく修得し資格取得へと導く体系的なカリキュラム。」「2. 講義科目で修得した理論を実験・実習・演習科目で実践的な教養へと昇華する段階的なカリキュラム。」「3. 円滑に短期大学生生活をスタートさせるための導入教育講座や自立した大人として必須となるスキルを学べるキャリア教育講座等を設置。」「4. 卒業後に四年制大学への編入学を目指す学生や、専門領域をより極めたいと希望する学生に向けたスキルアップ科目を設置。」としている。

- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

学習成果については、以下の手法で向上・充実を図っている。

- ・栄養士資格取得に必要な教育課程の開講科目（必修科目、選択必修科目）を編成し

- ているが、専門性をより深く高めるため、「ゼミナールⅠ・Ⅱ」、「スポーツと栄養」、「実践栄養学特論実習」、「食物栄養総合演習Ⅰ・Ⅱ」を開講している。
- ・給食管理実習（校外実習）では、学科担当教員が実習訪問を行い、訪問指導を行う。その後、実習発表会・反省会等を行い、実習後のケアを行っている。
 - ・食品衛生監視員・食品衛生管理者の資格取得に必要な開講科目を編成しており、現代社会で問題となっている「食の安全性」に適切に対応できるようにしている。
 - ・卒業年次生へのアンケートを2月に行い、学業、日常生活、学生サポート体制等について実態を把握し、対処方法を検討している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成28年度）
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成28年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本短期大学部では、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の使用に関する行動規範」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部不正防止計画」、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理体系図」を定めて運用し、執行に当たっては学内研究費執行ルールを適用し、公的研究費を適正に管理している。

また、研究倫理順守と不正防止のため、新任教員を対象に新任教員研修会において研究倫理研修を実施し、全研究者対象の研究倫理研修会は3年に1回実施している（平成27年度実施）。この他、公的研究費に応募する研究者には、研究倫理のe-learning受講および修了を義務付けている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成26年度～平成28年度）

【理事会】平成26年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事 会	9人以上 16人以内	13人	平成26年4月24日 午前11:00～午前11:45	13人	100%	0人	2/2
区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理 事 会	9人以上 16人以内	13人	平成26年5月15日 午前10:30～午後0:22	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年5月22日 午後2:55～午後3:30	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成26年6月26日 午前10:30～午前11:25	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年7月17日 午前10:30～午前11:27	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年9月18日 午前10:35～午前11:45	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年10月23日 午前10:33～午前11:30	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年11月27日 午前10:30～午前11:08	12人	92.3%	1人	2/2
		13人	平成26年12月18日 午前10:30～午前11:52	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成27年1月22日 午前10:32～午前11:13	13人	100%	0人	2/2
		13人	平成27年2月26日 午前10:00～午後12:08	11人	84.6%	2人	1/2
		13人	平成27年3月19日 午後1:38～午後3:40	13人	100%	0人	2/2
13人	平成27年3月24日 午後3:00～午後3:05	12人	92.3%	1人	2/2		

【理事会】平成27年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人以上 16人以内	14人	平成27年4月23日 午前10:30～午前11:35	13人	92.9%	1人	2/2
		14人	平成27年5月14日 午前10:30～午後0:13	13人	92.9%	1人	2/2
		14人	平成27年5月21日 午後2:55～午後3:30	14人	100%	0人	2/2
区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人以上 16人以内	14人	平成27年6月25日 午前10:30～午前11:40	12人	85.7%	2人	2/2
		14人	平成27年7月16日 午前10:30～午前11:41	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成27年9月24日 午前10:38～午後12:08	13人	92.9%	1人	2/2
		14人	平成27年10月22日 午前10:30～午前11:50	13人	92.9%	1人	2/2
		14人	平成27年11月26日 午前10:30～午前11:30	12人	85.7%	2人	2/2
		14人	平成27年12月17日 午前11:05～午後12:13	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成28年1月28日 午前10:33～午前11:33	14人	100%	0人	1/2
		14人	平成28年2月25日 午前10:32～午前11:53	12人	85.7%	1人	2/2
		14人	平成28年3月17日 午後1:30～午後3:25	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成28年3月24日 午後3:30～午後4:06	14人	100%	0人	2/2

【理事会】平成28年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人以上 16人以内	14人	平成28年4月21日 午前10:29～午前11:05	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成28年5月19日 午前10:28～午後0:20	12人	85.7%	1人	2/2
		14人	平成28年5月26日 午後3:00～午後3:52	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成28年6月23日 午前10:30～午前11:05	13人	92.9%	1人	2/2
		14人	平成28年7月14日 午前10:30～午前11:05	13人	92.9%	0人	2/2
区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	9人以上 16人以内	14人	平成28年9月15日 午前10:30～午前11:58	12人	85.7%	1人	2/2
		14人	平成28年11月24日 午前10:30～午前11:56	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成28年12月15日 午前11:15～午前11:46	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成29年1月26日 午前10:30～午前11:20	14人	100%	0人	2/2
		14人	平成29年2月23日 午前10:30～午前11:07	11人	78.6%	1人	2/2
		14人	平成29年3月16日 午前10:30～午後0:25	13人	92.9%	0人	2/2
		14人	平成29年3月23日 午後3:00～午後3:06	14人	100%	0人	2/2

【評議員会】平成 26 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席評議 員数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	25人以上 39人以内	28人	平成26年5月22日 午後1:30～午後2:48	25人	89.3%	2人	2/2
		28人	平成26年9月18日 午後4:00～午後4:42	22人	78.6%	5人	1/2
		28人	平成27年2月12日 午後1:30～午後2:08	22人	78.6%	4人	2/2
		28人	平成27年3月24日 午後1:30～午後2:50	26人	92.9%	2人	2/2

【評議員会】平成 27 年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席評議 員数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	25人以上 39人以内	29人	平成27年5月21日 午後1:30～午後2:55	25人	86.2%	4人	2/2
		28人	平成27年9月24日 午前10:00～午前10:30	22人	78.6%	5人	2/2
		30人	平成27年12月17日 午前10:30～午前10:54	25人	83.3%	4人	2/2
		30人	平成28年3月24日 午後1:30～午後2:48	21人	70.0%	9人	2/2

【評議員会】平成28年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状 況
	定員	現員 (a)		出席評議 員数 (b)	実出席 率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	25人以上 39人以内	30人	平成28年5月26日 午後1:30～午後2:48	26人	86.7%	4人	2/2
		29人	平成28年12月15日 午前10:30～午前10:53	24人	82.8%	4人	2/2
		30人	平成29年3月23日 午後1:30～午後2:48	29人	96.7%	1人	2/2

[注]

1. 平成26年度から平成28年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記14入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)
2. 「定員」及び「現員(a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

(13) その他
特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
 - ・相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会

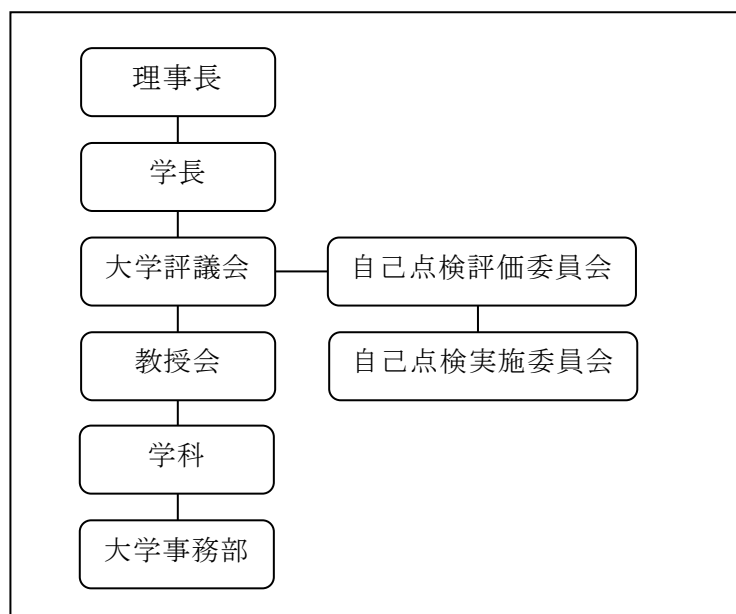
委員名	所属・役職等
委員長	大学学長 短期大学部学長 学芸学部日本語日本文学科 教授
委員	副学長 人間社会学部社会マネジメント学科 教授
委員	副学長 短期大学部食物栄養学科 教授
委員	副学長 栄養科学部管理栄養学科 教授
委員	短期大学部長 短期大学部食物栄養学科 教授
委員	専務理事
委員	常任理事
委員	事務局長兼学園事務部長
委員	大学事務部長
委員	学長室長

- ・相模女子大学短期大学部自己点検実施委員会

委員名	所属・役職等
委員長	副学長 人間社会学部社会マネジメント学科 教授
委員	副学長 短期大学部食物栄養学科 教授
委員	副学長 栄養科学部管理栄養学科 教授
委員	短期大学部長 短期大学部食物栄養学科 教授
委員	短期大学部食物栄養学科長 短期大学部食物栄養学科 教授
委員	事務局長兼学園事務部長
委員	大学事務部長
委員	入試課長
委員	教務課長
委員	学生支援課長
委員	キャリア支援課長
委員	教育研究推進課長
委員	連携教育推進課長
委員	学術情報課長
委員	総務課長
委員	人事課長
委員	経理課長

委員	管材課長
委員	情報システム課長
委員	学長室長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本短期大学部は併設する大学と併せて自己点検・評価活動を実施している。相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程を制定し、定期的な点検評価活動を行ってきた。

短期大学部の自己点検評価委員会は学長を委員長として、副学長、短期大学部長、大学事務部長、学長室長と学校法人より専務理事、常務理事、学園事務部長で編成され、点検評価を行う。また、実施委員会は総務（政策及び広報）担当副学長を委員長として、教育（共通教育機構長兼務）担当副学長、研究・情報（付属図書館長兼務）担当副学長、短期大学部長、学科長、学園事務部長、大学事務部長、各事務部課長が点検評価を実施する。

定期的な点検活動は客観的な振り返りとなり、学部・学科、教育課程、科目等の各レベルに応じて認識でき、機関としても、中長期、年度事業計画に反映ができる仕組みとなっている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

時期	活動内容
平成 28 年 5 月 31 日	第 1 回短期大学部自己点検評価委員会 ①自己点検評価委員会規程の一部改正について ②短期大学部の認証評価における自己点検実施委員会の運営について ③自己点検評価の実施計画について
平成 28 年 7 月 21 日	第 2 回短期大学部自己点検評価委員会 ①各組織の自己評価について ②大学基準協会認証評価に係る改善報告について ③短期大学基準協会認証評価に係る今後のスケジュールについて
平成 28 年 6 月 15 日	第三者評価申し込み
平成 28 年 8 月 25 日	短期大学基準協会による第三者評価 ALO 対象説明会に参加
平成 28 年 9 月 27 日	第 1 回短期大学部自己点検実施委員会 ①自己点検実施体制並びにスケジュールについて ②点検項目並びに役割分担について ③自己点検評価報告書の作成について
平成 28 年 9 月 29 日	第 3 回短期大学部自己点検評価委員会 ①総括と今後の対応について ②自己点検実施体制並びにスケジュールについて ③点検項目並びに役割分担について ④自己点検評価報告書の作成について
平成 28 年 9 月 30 日 ～	自己点検・評価報告書の作成（各部署）
平成 29 年 1 月 16 日	自己点検・評価報告書の第 1 回校正（学長室）
	自己点検・評価報告書の修正（各部署）
	自己点検・評価報告書の第 2 回校正（学長室）
平成 29 年 5 月	提出資料・備付資料の確認
平成 29 年 5 月	実地調査日程の学内調整（学長室）
平成 29 年 6 月	ALO との打ち合わせ（学長室）
平成 29 年 6 月 8 日	第 1 回自己点検実施委員会 ② 自己点検・評価報告書について ②今後のスケジュールについて
平成 29 年 6 月 30 日	自己点検報告書の提出

3. 提出資料・備付資料一覧

<提出資料一覧表>

報告書作成マニュアル 記載の提出資料	資料 番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
建学の精神・教育理念 についての印刷物	1	Student Handbook 2016
	2	Web サイト「建学の精神」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/philosophy/
	3	Web サイト「大学紹介 Movie 2016」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/movies.html
	4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
	5	Web サイト「大学案内デジタルパンフレット」 http://www.sagami-wu.ac.jp/SAGAMI_CREATED/pamph/
	6	相模女子大学 学園案内
	7	相模女子大学 大学案内簡易版
	8	ようこそ相模女子大学へ 相模女子大学学園探検マップ
B 教育の効果		
学則	9	相模女子大学短期大学部学則
	10	Web サイト「大学の概要」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/
教育目的・目標についての印刷物	1	Student Handbook 2016
	11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
学生が獲得すべき学習 成果についての印刷物	1	Student Handbook 2016
	11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
C 自己点検・評価		
自己点検・評価を実施 するための規程	12	相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		

報告書作成マニュアル 記載の提出資料	資料 番号	資料名
学位授与の方針に関する印刷物	1	Student Handbook 2016
	11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
	13	相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1	Student Handbook 2016
	11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
	14	Web サイト「大学の概要 カリキュラムツリー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/curriculum_tree/82_curriculum_tree.html
入学者受け入れの方針に関する印刷物	4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
	11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
	15	2017 年度入学試験要項
	16	受験ガイド 2017
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	17	カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧 2016（平成 28）年度食物栄養学科 授業時間割
シラバス	18	シラバス 2016
	19	Web サイト「Smile Sagami」（学内専用） https://smilesagami.sagami-wu.ac.jp/campusweb/top.do
B 学生支援		
学生便覧等、学習支援のために配付している印刷物	1	Student Handbook 2016
	20	Smile Sagami 利用ガイド
	21	WEB 履修登録ガイド
短期大学案内（2 年分）	22	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2016 大学案内
	4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
	5	Web サイト「大学案内デジタルパンフレット」 http://www.sagami-wu.ac.jp/SAGAMI_CREATED/pamph/
募集要項・入学願書（2 年分）	23	2016 年度入学試験要項
	15	2017 年度入学試験要項

報告書作成マニュアル 記載の提出資料	資料 番号	資料名
	24	Web サイト「WEB 出願について」 http://www.sagami-wu.ac.jp/exam/exam_info/web.html
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
D 財的資源		
計算書類等の概要（過 去3年間）	25	活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式1〕
	26	事業活動収支計算書の概要〔書式2〕
	27	貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式3〕
	28	財務状況調べ〔書式4〕
	29	資金収支計算書・消費収支計算書の概要〔書式5〕
資金収支計算書	30	資金収支計算書（平成26年度～平成28年度）
資金収支内訳表	31	資金収支内訳表（平成26年度～平成28年度）
貸借対照表	32	貸借対照表（平成26年度～平成28年度）
活動区分資金収支計算 書	33	活動区分資金収支計算書（平成27年度～平成28年度）
事業活動収支計算書	34	事業活動収支計算書（平成27年度～平成28年度）
事業活動収支内訳表	35	事業活動収支内訳表（平成27年度～平成28年度）
消費収支計算書	36	消費収支計算書（平成26年度）
消費収支内訳表	37	消費収支内訳表（平成26年度）
中・長期の財務計画	38	平成29年度予算編成にあたって 事業活動収支の推移（試算）
事業報告書	39	2016（平成28）年度 事業報告書
	40	Web サイト「事業概要・報告」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry.html
事業計画書／予算書	41	2017（平成29）年度学校法人相模女子大学事業計画書
	40	Web サイト「事業概要・報告」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry.html
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
寄附行為	42	学校法人相模女子大学寄附行為

報告書作成マニュアル 記載の提出資料	資料 番号	資料名
	43	Web サイト「学校法人相模女子大学寄附行為」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry.html
〔報告書作成マニュアル以外の提出資料〕	44	Sagami Vision 2020
	45	「Sagami Vision 2020」の実現に向けた中長期基本計画

＜備付資料一覧表＞

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果		
A 建学の精神		
創立記念、周年誌等	1	110周年誌「校舎は焼けても、学校は焼けない」
〔報告書作成マニュアル 以外の備付資料〕	2	2018 求人のための大学案内
	3	Webサイト「さがみ発想コンテスト」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/brandproject/branding/sagami_contest.html
	4	Webサイト「地域連携、地域貢献度ランキング」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/region/
B 教育の効果		
〔報告書作成マニュアル 以外の備付資料〕	5	Webサイト「資格課程一覧」 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/list/
	6	食物栄養学科のカリキュラム改定について
	7	全国栄養士養成施設協会「実力認定試験について」 https://www.eiyo.or.jp/ability_test.html
C 自己点検・評価		
過去3年間（平成26年度～平成28年度）に行 った自己点検・評価に 係る報告書等	8	自己点検評価活動報告
第三者評価以外の外部 評価についての印刷物		該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援		
A 教育課程		
単位認定の状況表	9	単位認定の状況表
学習成果を表す量的・ 質的データに関する印 刷物	10	GPA 評価一覧表
	11	栄養士資格取得者数一覧表
B 学生支援		
学生支援の満足度につ いての調査結果	12	2015(平成27)年度学生生活実態調査報告書
就職先からの卒業生に 対する評価結果	13	就職先からの卒業生に対する評価結果

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
卒業生アンケートの調査結果	14	卒業年次生アンケート調査分析結果 (2016.3)
入学者志願者に対する 入学までの情報提供の ための印刷物等	提出資 料 4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
	提出資 料 15	2017 年度入学試験要項
	15	住まいの GUIDE BOOK 2017
入学手続者に対する入 学までの学習支援のた めの印刷物等	提出資 料 15	2017 年度入学試験要項
	16	入学予定者対象「入学前教育」について
	17	化学基礎の必修整理ノート
学生の履修指導（ガイ ダンス、オリエンテー ション）等に関する資 料	18	2015 年度秋学期オリエンテーション
	19	2016 年度秋学期 実験・実習初回 持ち物表
	20	2017 年度春学期 実験・実習初回 持ち物表
学生支援のための学生 の個人情報記録する 様式	21	学生個人カード
進路一覧表等の実績に ついての印刷物	22	短期大学部食物栄養学科業種別内定先 (平成 26 年度～平成 28 年度)
	23	Web サイト「学科別就職先」 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/department/
GPA 等の成績分布	24	2014 年度～2016 年度 GPA 分布図
学生による授業評価票 及びその評価結果	25	授業評価アンケート用紙
	26	2016 年度短期大学部食物栄養学科授業評価アンケート の分析
	27	Web サイト「学生による授業評価」(学内専用)
社会人受け入れについ ての印刷物等	28	2016 (平成 28) 年度科目等履修生募集要項 (本学卒業 生用)
	29	2016 (平成 28) 年度科目等履修生募集要項
	30	2016 (平成 28) 年度「まなびのパスポート」募集要項
	31	Web サイト「科目等履修生制度」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/non_degree/

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
海外留学希望者に向けた印刷物等	32	Sagami International Exchange Guidebook 2016 国際交流ガイドブック
FD 活動の記録	33	2016（平成 28）年度相模女子大学・相模女子大学短期 大学部 FD 活動報告
SD 活動の記録	34	2016（平成 28）年度職員研修実施一覧
[報告書マニュアル指 定以外の備付資料]	35	社団法人全国栄養士養成施設協会作成 「栄養士養成課程コアカリキュラム」
	36	Web サイト「オフィスアワー・担任制度」 http://sagami-wu.ac.jp/campus/support/officehour.html
	37	Web サイト「奨学金」 http://sagami-wu.ac.jp/campus/scholarship/
	38	Web サイト「社会人特別入試」 http://sagami-wu.ac.jp/exam/exam_info/exam/special.html
	39	Web サイト「学生生活サポート 住まい・ロッカー」 http://sagami-wu.ac.jp/campus/support/life/house.html
	40	Web サイト「健康管理 保健センター」 http://sagami-wu.ac.jp/campus/health/center/
	41	Web サイト「【学生支援】在学学生を対象にノートテイク 講習会を開催しました」 http://sagami-wu.ac.jp/news/2016/08/05/007211.html
	42	キャリア形成支援プログラム
	43	Web サイト「卒業生に関する各種表彰が行われました」 http://www.sagami-wu.ac.jp/news/2016/03/14/006598.html
44	平成 28 年度相模原市・市民活動ボランティア認定制度	
基準Ⅲ：教育資源と財的資源		
A 人的資源		
専任教員の個人調書	45	専任教員個人調書〔書式 1〕 専任教員研究業績書〔書式 2〕
非常勤教員一覧表	46	非常勤教員一覧表〔書式 3〕
教員の研究活動について	47	相模女子大学紀要 vol. 78（2014 年度）

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
て公開している印刷物 等	48	相模女子大学紀要 vol.79 (2015年度)
	49	相模女子大学紀要 vol.80 (2016年度)
	50	Web サイト「相模女子大学附属図書館」 http://lib.sagami-wu.ac.jp/
専任教員の年齢構成表	51	専任教員の年齢構成表
科学研究費補助金等、 外部研究資金の獲得状 況一覧表	52	科学研究費助成事業採択一覧(平成27年度～平成28年度) ※平成26年度採択課題なし
	53	Web サイト「研究助成 受託研究・共同研究・科学研究 費助成事業」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/kenkyu/research/scientific.html
研究紀要・論文集	47	相模女子大学紀要 vol.78 (2014年度)
	48	相模女子大学紀要 vol.79 (2015年度)
	49	相模女子大学紀要 vol.80 (2016年度)
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名・職名)	54	専任職員一覧表
[報告書マニュアル指 定以外の備付資料]	55	栄養士法施行規則
	56	短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則
	57	Web サイト「求める教員像と教員組織の編成方針」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/teacher_policy.html
	58	学内研究費執行ルール
	59	相模女子大学紀要投稿及び執筆要領
	60	Web サイト「研究倫理に関する規程」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/kenkyu/kenkyu_kitei.html
	61	Web サイト「短期大学部食物栄養学科 教員紹介」 http://www.sagami-wu.ac.jp/faculty/junior_college/management/teacher/
B 物的資源		
校地、校舎に関する図 面	提出資 料1	Student Handbook 2016

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
	62	Web サイト「学内施設 キャンパスマップ」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/institution/campusmap/
	63	学校の位置及び校地、校舎の配置図の概要
	64	校地区画図
図書館、学習資源センターの概要	提出資料 1	Student Handbook 2016
	65	相模女子大学附属図書館建物概要
	66	相模女子大学附属図書館
C 技術的資源		
学内 LAN の敷設状況	67	学内 LAN 敷設状況
マルチメディア教室、 コンピュータ教室等 の配置図	提出資料 1	Student Handbook 2016
	68	配置図・平面図
D 財的資源		
寄付金・学校債の募集 についての印刷物	69	マーガレット募金 募金趣意書
財産目録及び計算書類	70	財産目録（平成 26 年度～平成 28 年度）
	71	決算報告書（平成 26 年度～平成 28 年度）
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス		
A 理事長のリーダーシップ		
理事長の履歴書	72	理事長の履歴書
学校法人実態調査表 (写し)	73	学校法人実態調査（平成 26 年度～平成 28 年度）
理事会議事録	74	理事会議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
諸規程集 ■組織・総務関係	75	学校法人相模女子大学経営管理機構並びに職制規程 経営管理機構における職務権限規程 学校法人相模女子大学経営管理分掌細則 学校法人相模女子大学長期構想委員会規程 学園連携推進委員会規程 管理職規程 部長会規程 部課長会議規程 ハラスメント防止委員会規程 ハラスメント防止委員会運営細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント 防止・対策委員会規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント 調査委員会規程 相模女子大学学園史編纂委員会規程 学校法人相模女子大学マーガレット募金委員会規程 学校法人相模女子大学企画委員会規程 学校法人相模女子大学職員人事委員会規程 相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程 学生相談室規程 学生相談室運営細則 学習支援室運営規程 学習支援室運営委員会規程 社会連携推進室規程 I R 推進室規程 学校法人相模女子大学国際教育センター規程 学校法人相模女子大学保健センター規程 経営管理機構再編推進委員会規程 経営管理機構再編室設置要項 学校法人相模女子大学情報化推進委員会規程 情報化推進専門部会設置要項 大学経営懇談会規程 学校法人相模女子大学省エネルギー推進委員会規程 大学評議会規程 相模女子大学短期大学部教授会規則

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
<p>■人事・給与</p>	75	科会に関する通則 学長室会議規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程 各種全学委員会通則 相模女子大学学長並びに相模女子大学短期大学部学長の職務に関する規程 学校法人相模女子大学諸規定に関する規程 学校法人相模女子大学文書取扱規則 学校法人相模女子大学情報開示規程 学校法人相模女子大学稟議規程 学校法人相模女子大学個人情報保護規程 学校法人相模女子大学特定個人情報等取扱規程 学校法人相模女子大学公益通報に関する規程 学校法人相模女子大学公印取扱規則 拾得物取扱規程 自動車の構内乗り入れ・運行・駐車場に関する規程 学校法人相模女子大学危機対策に関する規則 就業規則 相模女子大学短期大学部有期専任教員に関する規程 有期専任講師に関する規程 嘱託規程 勤務に関する取扱細則 相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則 相模女子大学学長・相模女子大学短期大学部学長選考規則細則 学園長に関する規程 副学長に関する規程 短期大学部長選定規則 短期大学部長選定規則細則 名誉教授規程 相模女子大学短期大学部特任教員に関する規程 相模女子大学短期大学部客員教員に関する規程 任用基準に関する規程 相模女子大学短期大学部教員採用手続規程

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
	75	相模女子大学短期大学部教員資格審査基準 相模女子大学・相模女子大学短期大学部人事委員会規 程 相模女子大学短期大学部資格審査委員会内規 相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員の任期等 に関する規程 相模女子大学短期大学部教員昇任手続規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価指針 相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員評価実施 要領 調査役に関する規程 事務職員人事評価規程 役職位定年制に関する規程 相模女子大学短期大学部研究専念期間制度に関する規程 研究専念期間制度施行細則 職員土曜休暇制度実施要項 永年勤続者表彰規程 選択退職規程 職員育児休業等実施要項 職員介護休業等実施要項 ストレスチェックの実施に関する規程 自家用車通勤に関する規程 旧姓使用取扱要項 給与規程 給与規程第5章扶養手当に関する取扱細則 勤続手当支給細則 給与に関する取扱細則 期末手当・年度末手当の支給基準について 専任職員で病欠者の期末手当等欠勤控除日数免除の扱 い方について（暫定措置） 退職手当規程 非常勤講師慰労金規程 出張旅費規程 出張旅費規程運用細則 国外出張旅費規程 海外旅行傷害保険取扱要項

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
<p>■ 財務関係</p>	75	<p>職員所有の車輛を公務出張に使用することに関する内規 通勤手当支給細則 通勤手当支給取扱基準 大学・短期大学部特任教員の待遇に関する細則 大学・短期大学部客員教員の待遇に関する細則 大学・短期大学部非常勤講師手当に関する取扱い基準 学校法人相模女子大学衛生委員会規程 慶弔見舞規程 財産形成貯蓄取扱規程 教職員の組織するクラブ活動に関する内規 人間ドック費用補助金支給に関する内規 学校法人相模女子大学経理規程 学校法人相模女子大学経理規程取扱要領 調達規程 資金運用規程 学校法人相模女子大学予算委員会規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部予算決算委員会規程 学校法人相模女子大学手数料収納規程 学校法人相模女子大学手数料収納規程取扱要領 相模女子大学・同短期大学部授業料徴収猶予取扱規程 学校法人相模女子大学教職員子女校納金減免規程 学校法人相模女子大学教職員子女校納金減免規程取扱い細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部預り金取扱規程 用品取扱要領 備品管理規程 学校法人相模女子大学施設貸出規程 学校法人相模女子大学施設貸出規程運用細則 100周年記念館マーガレットホール管理運営及び施設使用規程 大学・短期大学部教室等施設の学内者使用規程 被服貸与規程 学校法人相模女子大学施設整備委員会規程</p>

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
<p data-bbox="212 539 363 573">■ 教学関係</p> <p data-bbox="212 1585 331 1619">■ その他</p>	75	<p data-bbox="644 367 1388 1989"> 学校法人相模女子大学学園施設委員会規程 マーガレットホール学生食堂運営委員会規程 産業廃棄物管理規程 学校法人相模女子大学防災規程 相模女子大学短期大学部学則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部試験規程 試験における不正行為者処分規程 相模女子大学短期大学部既修得単位認定細則 転学部および転学科に関する内規 相模女子大学短期大学部在学期間延長制度取扱規程 相模女子大学短期大学部在学期間延長制度取扱規程細則 相模女子大学短期大学部春学期末卒業規程 相模女子大学短期大学部科目等履修生規程 相模女子大学短期大学部留学奨学金規程 相模女子大学短期大学部海外留学規程 ティーチング・アシスタント取扱規程 相模女子大学短期大学部聴講生規程 相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程 相模女子大学短期大学部特別奨学生規程 相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金規程 相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金規程 施行細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修 学支援規程 相模女子大学並びに相模女子大学短期大学部学生懲戒 規程 相模女子大学附属図書館規程 相模女子大学附属図書館利用規則 相模女子大学図書館資料管理規程 相模女子大学附属図書館貴重資料及び準貴重資料指定 基準 相模女子大学・相模女子大学短期大学部機関リポジト リ運用規程 図書館運営委員会規則 研究費規程 </p>

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
	75	報告書作成要領 学外機関からの研究課題に対する学術研究提携に関する規程 学術研究提携等に関する審査委員会規則 奨学寄附金事務取扱規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究活動における不正行為に係る調査規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究倫理規準 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部動物実験に関する規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部毒物・劇物管理規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部毒物・劇物管理規程細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部知的財産取扱規程 相模女子大学・相模女子大学短期大学部知的財産補償金支払規則 学校法人相模女子大学教育・文化顧問に関する規程 教育・文化顧問の待遇に関する細則 相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究員規程 大学・短期大学部教員留学規程 留学規程施行細則 職員研修規程 学校法人相模女子大学内部監査規程

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
B 学長のリーダーシップ		
学長の個人調書	76	学長個人調書〔書式1〕
大学評議会議事録 教授会議事録	77	大学評議会議事録（平成26年度～平成28年度） 教授会議事録（平成26年度～平成28年度）
委員会等の議事録	78	委員会議事録（平成26年度～平成28年度） 全学教務委員会 共通教育機構運営委員会 全学学生支援委員会 全学入学委員会 全学キャリア委員会 ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会 国際教育推進委員会 図書館運営委員会 社会連携推進委員会 情報化推進委員会 ハラスメント防止・対策委員会 広報委員会 ブランディング推進委員会 動物実験委員会 研究倫理委員会 ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会 遺伝子組換え実験安全委員会 研究費審議委員会 全学予算決算委員会 人事委員会 全学教員評価委員会 自己点検評価委員会 自己点検実施委員会 学部・学科改編推進委員会
C ガバナンス		
監事の監査状況	79	監査報告書（平成26年度～平成28年度） 監事監査への取組み（平成26年度～平成28年度） 監事監査結果報告書（平成26年度～平成28年度）
評議員会議事録	80	評議員会議事録（平成26年度～平成28年度）
選択的評価基準		

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
教養教育の取り組みについて	81	語学研修（英語系）参加者数
職業教育の取り組みについて	82	相生祭パンフレット「健康促進コーナー」 (2014年、2015年、2016年)
	83	平成28年度 第2回福祉講座 健康食と栄養
	84	2015年度 春季 さがみアカデミー
	85	2016年度 春季 さがみアカデミー
	86	2017年度 春季 さがみアカデミー
	88	市民大学（相模原・座間）平成28年度
	89	市民大学（相模原・座間） https://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/
	90	さがまちコンソーシアム http://sagamachi.jp/
地域貢献の取り組みについて	85	2016年度 春季 さがみアカデミー
	87	Webサイト「さがみアカデミー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/academy/2016/
	88	市民大学（相模原・座間）平成28年度
	89	市民大学（相模原・座間） https://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/
	90	さがまちコンソーシアム http://sagamachi.jp/
	91	「まなびのパスポート」平成28年度春学期募集説明会資料
	92	Webサイト「まなびのパスポート」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/passport/
	93	ユニコムプラザさがみはら http://unicom-plaza.jp/
	94	相模女子大学グリーンホール http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/bunka_shakai/hall/005603.html
	95	第29回 相模原薪能
96	第9回 地域物産展	

報告書作成マニュアル 記載の備付資料	資料 番号	資料名
	97	相模女子大学 地域連携フェア
	98	相模女子大学の地域貢献活動
	99	Web サイト「産学連携」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/industry/
	100	Web サイト「地域連携」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/region/
	101	Web サイト「相模女子大学コラボ商品」 http://sagami-wu.ac.jp/goods/
	102	発想女子。(2015-16、2016)

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

確立した建学の精神「高潔善美」とスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」に沿い教育活動と自己点検・評価を行っており、改善が必要な事項として以下が挙げられる。

(1) A-1 (建学の精神が確立している)

現状：本短期大学の建学の精神は「高潔善美」である。その建学の精神の達成に向けて、2010（平成 22）年に女性ならではのしなやかな発想力、豊かな包容力を身につけながら、「地域社会の未来を女性ならではの着眼点で発想し、貢献する女性を育成する」ことを具体的な目標にスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」を定めた。しっかりと生活の足場を見つめ個性豊かな発想を生み出すことのできる女性の育成を目指している。

課題：建学の精神とスローガンを具現化させるための「授業内容のさらなる充実」、「授業以外での学生指導」と「建学の精神とスローガンの周知拡大」が課題である。

改善計画及び行動計画：「授業内容のさらなる充実」に向けてこれまで以上に FD 活動を活発にするとともに 2018（平成 30）年度より新カリキュラムを実施する予定である。「授業以外での学生指導」として本短期大学部が推進している地域連携活動等への学生の参加を促す。

(2) B-3 (教育の質を保証している)

現状：2 年次の 12 月上旬に実施される「栄養士実力認定試験」への受験を学生に義務づけており、2016 年度は 72.3%の学生が「認定 A」を獲得した。2016（平成 28）年度の卒業時栄養士資格取得率は 91%である。卒業後の査定のために 2016（平成 28）年度より主要な就職先へのアンケート調査を開始した。

課題：「栄養士実力認定試験成績の向上と卒業時栄養士資格取得率 100%の達成」、「卒業後の査定システムの確立」と「大学と協働した中での短期大学 FD システムの構築」が課題である。

改善計画及び行動計画：「栄養士実力認定試験成績の向上と卒業時栄養士資格取得率 100%の達成」のために 2018（平成 30）年度より新カリキュラムを実施する予定である。「卒業後の査定システムの確立」に向けて就職先へのアンケート調査の内容を充実させ、定期的実施していく。「大学と協働した中での短期大学 FD システムの構築」については「ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会」及び「教育研究推進課」と連携して推進する。

(3) C-1 (自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している)

現状：「自己点検評価委員会」と「自己点検実施委員会」の下に実施されてきた自己点検について、2015（平成 27）年度からは「自己点検評価報告書」として学内公表している。さらに、2015（平成 27）年度には包括連携協定先である相模原市との間で自己点検評価について意見交換を行った。

課題：総合的に行う点検評価活動の定期実施についてはまだ日が浅いために、「点検項目の質向上と数値的に点検する体制の充実」が課題である。

改善計画及び行動計画：全学的な点検の意識付けと PDCA サイクルを確立する。そのため、総合学園としての本短期大学部のメリットを生かした相互点検や外部評価体制を整備する。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学の建学の精神は「高潔善美」である。1900（明治 33）年に西澤之助が人の道の真髓である「高潔善美」を行動規範とし、その心得として「固き心を以て、やさしき行いをせよ」と説き、女性の地位が確立されていなかった時代において自立した女性を育成するために日本女学校を設立した。その建学の精神に基づき、学則第 1 章第 1 条に全学、同 2 条の 2 に食物栄養学科の教育目的を定めている。さらに、本短期大学部は建学の精神の達成に向けて、2010（平成 22）年にスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」を定めた。女性ならではのしなやかな発想力、豊かな包容力を身につけながら、「地域社会の未来を女性ならではの着眼点で発想し、貢献する女性を育成する」ことを具体的な目標としている。このスローガンは、本短期大学部が長年取り組んできた建学の精神に基づく教育を学生の視点で明確にしたもので、「自立した女性」「先進的に行動できる女性」の具体的なあり方として、しっかりと生活の足場を見つめ個性豊かな発想を生み出すことのできる女性を育成したいとの姿勢を示している。特に栄養士養成施設である食物栄養学科は、栄養士法第一条の「栄養士とは栄養の指導に従事することを業とする者」に基づき、建学の精神の達成を通して栄養の指導者の養成を目指している。

建学の精神とそれに基づくスローガンを、大学のホームページ、大学案内や企業向けパンフレット等に掲載することで学内外に表明している。また、入学式や新入生オリエンテーションなどの行事や全学共通科目の「フレッシュマンゼミナール」での学長の講義において建学の精神とスローガンを学生や教職員に周知し、学内においても共有している。

この建学の精神とスローガンの実現のため、2010（平成 22）年に学長主導によるブランディング・プロジェクトを発足させ、これまでに様々な取り組みを実施してきた。まず、2011（平成 23）年度より各教員が担当授業科目を「見つめる科目」と「見つける科目」に分類し、シラバスへの記載等により学生と教職員がともに授業において建学の精神とそれを実現するためのスローガンを意識するように図った。シラバスへの記載は 100%に達し、建学の精神の学生や教職員への共有化は進んでいる。ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会により年 2 回実施される授業評価アンケート^{（備付資料 25）}の項目にも「この授業を履修して、「見つめた（興味を持った、調べた）」、「見つけた（新たに発見した等）」と感じたことを自由に記入してください」の質問項目を設けて、建学の精神を定期的に確認している。

授業外でも 2012（平成 24）年より始まった地元企業とコラボレーションした「さがみ発想コンテスト」、新潟県佐渡市や福島県本宮市など多くの地域連携並びに産学連携活動など多様なプロジェクト活動などによって、日経グローバル誌の地域貢献度ラ

ンキングにおいて、2011（平成 23）年度から 5 年連続で全国女子大学第 1 位を獲得している。これらの連携では確実な成果をあげるための強い意志と人々との円滑なコミュニケーションが不可欠であり、学生は建学の精神の心得である「固き心を以て、やさしき行いをせよ」を理解し実践している。地域連携活動の成果は定期的に学内で報告会が催されており、建学の精神の定期的な確認にも繋がっている。

本短期大学部では、「相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程」第 1 条で、「常に教育研究活動及び管理運営の現状を客観的に把握し、大学の理念・目的に照らして点検評価し、改善すべき点を明らかにするとともに、将来の改革の方向を検討し、不断の努力を行うことを目的とする」と定めているが、2015（平成 27）年度より自己点検・評価活動の周期を 7 年度毎から毎年に変更し、建学の精神及び理念の確認を行っている。また、新たな試みとして包括連携協定を結んでいる相模原市にその内容についての点検と評価を依頼している。その結果を受けて、現在建学の精神の実現のために掲げた「見つめる人になる。見つける人になる。」を達成するための以下の諸課題に対して、改善を行っている。

(b) 課題

建学の精神は現在に即したスローガンの提示により明確に示されており、その建学の精神の具現化にむけてさまざまな取り組みが行われ、成果を上げている。また、しっかりとした生活の足場を見つめることを目指す「見つめる科目」と自分の課題や道を見つめることのできる「見つける科目」の科目分類がなされているが、課題として以下が挙げられる。

(1) 「授業内容のさらなる充実」

教職員は今まで以上にこの分類に沿った授業内容の充実に努める必要がある。

(2) 「授業以外での指導」

学生が建学の精神を達成できるように、教職員は授業外でも学生への指導を続けなければならない。授業外での地域連携並びに産学連携活動でも着実に成果を上げてはいるが、歴史が浅いこともあり、まだ活動は短期大学部全体には広がっていない。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

基準 I-A-1 の(b)課題で挙げた 3 項目についての改善計画は以下である。

(1) 「授業内容のさらなる充実」

学生の意見を聴く授業評価アンケートや教職員間の情報交換の場となる FD 研修会や授業公開などを通して、Student Handbook 2016 に示されているように、自分たちの生活の足場をしっかりと見つめる「見つめる科目」と自分の課題や道を見つめる「見つける科目」の趣旨に沿って授業内容を充実させる。また、学生の意見や実情に合わせた基礎科目や応用科目の導入を主としたカリキュラムの改定を行っており、2018（平成 30）年度より実施する予定である。

(2)「授業以外での指導」

授業外での地域連携並びに産学連携活動のさらなる充実などを図り、授業外でも「見つめる人になる。見つける人になる。」の達成に努める。学生に興味を抱かせるために、学内で行われる地域連携並びに産学連携活動の説明会や報告会への学生の参加を促す。参加状況が好ましくない場合には、活動により単位が取得できる課外活動型の授業の創設などを図る。この他、基礎学力の向上のための入学前教育として、2017（平成 29）年度推薦およびAO入試合格者に対して入学前に主要 5 教科の e-learning を開始した。

■ 基準 I - A 建学の精神に関する資料

提出資料	
1	Student Handbook 2016
2	Web サイト「建学の精神」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/philosophy/
3	Web サイト「大学紹介 Movie 2016」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/movies.html
4	相模女子大学・相模女子大短期大学部 2017 大学案内
5	Web サイト「大学案内デジタルパンフレット」 http://www.sagami-wu.ac.jp/SAGAMI_CREATED/pamph/
6	相模女子大学 学園案内
7	相模女子大学 大学案内簡易版
8	ようこそ相模女子大学へ 相模女子大学 学園探検マップ

備付資料	
1	110 周年誌「校舎は焼けても、学校は焼けない」
2	2018 求人のための大学案内
3	Web サイト「さがみ発想コンテスト」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/brandproject/branding/sagami_contest.html
4	Web サイト「地域連携、地域貢献度ランキング」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/region/

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の創立者である西澤之助が女子教育を為す上での理念として唱えた「高潔善美」は、建学の精神として今でも本短期大学部に学ぶ者すべての指針となっている。「高潔善美」とは「高い志に向かい強い意志を貫き、人として美しいものを愛し感動する心を養う」ことを意味する言葉で、そこには女子教育の基幹となる揺るぎない想いがこめられている。「相模女子大学短期大学部学則」^(提出資料 9)では第 1 条として「相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、建学の精神「高潔善美」にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする」と明示している。

本短期大学部は創立 110 年を迎えた 2010(平成 22)年に「見つめる人になる。見つける人になる。」というスローガンを創生した。「自分の生活の足場をしっかりと見つめ、自分の進むべき道を見つけよう」という趣旨のこのスローガンは、現代の学生に馴染みやすい言葉で建学の精神である「高潔善美」が表す倫理性をも包含する新たな教育の指標として位置づけるものである。このスローガンを受けて、シラバス^(提出資料 18)に掲載する本短期大学部の開講科目にはそれぞれの授業特性を考慮した「見つめる科目」(学問の基盤となる基礎知識を学び、視野を広げ、深める授業)と「見つける科目」(基礎知識や専門知識を土台に発想し、新しい考え方を生み出す授業)を付記し、受講生にそれぞれの科目の履修目的を意識させている。

これら「建学の精神」ならびに「スローガン」は、Web サイト「建学の精神」^(提出資料 2)、Student Handbook^(提出資料 1)、大学案内^(提出資料 4)等に掲載し、学内外に表明している。学生に対しては、入学式における学長および理事長挨拶、入学後は全学共通科目において開講している「フレッシュマンゼミナール」、または各学期開始時のオリエンテーションなどで周知している。

食物栄養学科では、上記の教育理念に沿い、「広く自然科学分野の知識を基礎にしつつ、社会活動における「食」に関する実践的、専門的な能力を養い、食を通じて健康の維持・増進に積極的に関わることのできる栄養士を育成すること」(学則第 2 条の 2)を具体的な教育目的として掲げている。当学科において取得可能な資格としては、栄養士をはじめとして、食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格、また社会福祉主事の任用資格がある。これらの取得可能資格については Web サイト「資格課程一覧」^(備付資料 5)、Student Handbook、大学案内等に掲載し学内外に表明しており、原則的にはこれらすべての資格取得を目指す教育を実践している。

当学科の最終的な教育目標は、本短期大学部で学修した内容および取得した資格を活かせる給食業務を基本としたフードサービス業種や食品系企業などの職種に就いた卒業生が、個々の現場で自立した社会人として活躍し、自らが規範となることで次に続

く後輩達へと繋がるネットワークを構築していくことにある。先輩から後輩へと受け継がれていく職業に対する誇りや信念は本短期大学部にとって無形の財産となり、社会と本短期大学部との深い信頼関係を築く礎ともなる。

なお、教育目的・目標の達成状況については、「相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程」^(提出資料 12)に基づき、定期的に点検および評価を実施し、教育研究活動の改善、充実に努めている。

(b) 課題

建学の精神を基幹とした教育目的については学則にも明記しており、学生にも周知している。教育目的・目標の達成状況にあっても自己点検等の機会を通して定期的な点検を実施しており、特段の課題はない。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部における学習成果に関する規程としては、卒業に係るところでは「相模女子大学短期大学部学則」第 35 条^(提出資料 9)に、また、「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」^(提出資料 13)に、本学に 2 年以上在学し、所定の科目および単位数を修得した者に対して、短期大学士(食物栄養学)の学位を授与する旨を明示している。また食物栄養学科が掲げる「3つのポリシー」^(提出資料 11)のうちの「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」では、より具体的かつ精細な内容をもって学習成果に対する評価を表明している。この「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」では、本短期大学部の建学の精神である「高潔善美」が表すところの「高い志に向かい強い意志を貫いた」先にある自立した社会人としての資質を修得することを学習の成果とし、その者に学位を授与するものとしている。またその内容は、前項で述べた「教育の目的・目標」(学則第 2 条の 2 2 参照)の達成者に与えられるものであることも明示している。

■ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、以下の能力・知識・技能を身につけ、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与します。

1. 本学での学びを通して修得した「食物と栄養」に関する専門的な知見を実社会の中で人々の生活の質の向上のために適用することができる。
2. 栄養士等の取得資格を意欲的に活用し、キャリア社会の一員として活躍できる。
3. 専門分野における教養と共に人としてあるべき良識と責任感を備え、他者との間に厚い信頼関係を築くことができる。

学生が各教科における学習成果を図る指標は、シラバス^(提出資料 18)に提示している。本短期大学部では「Web シラバスシステム」を導入しており、学生は Web サイト「Smile Sagami」^(提出資料 19)から随時シラバスを参照することができ、また、その内容は学外にも公表している。シラバスは開講科目ごとに、授業の到達目標、授業概要、授業計画、予習、復習、成績評価、教員からのメッセージ等の項目にわけて整理され、学生が履修をする上での指標となるような情報を提供している。成績評価については、定期試験、小テスト、課題レポート、受講姿勢等に係るそれぞれの評価の割合を数値化して示すなど、その基準を明確にしている。

学習成果を表す成績評価には質的および量的評価法があり、各々の基準は次のとおりである。なお、この内容は、Student Handbook^(提出資料 1)に掲載し学内外に表明している。

[質的評価法]

成績における質的評価については「相模女子大学短期大学部学則」第 31 条に明記するように、S、A、B、C、D 又は P、F の 7 種類の評語をもって行う。このうち、S、A、B、C、P を合格とし、合格したものには、その授業科目所定の単位を与えるものとする。その基準は、次に示す通りである。

■段階評価

評価	点数 (目安)	合 否	評価係数 (GP)	備 考
S	100～90点	合格	4	傑出した学習成果で、所期の学習目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成。
A	89～80点	合格	3	所期の学習目標をほぼ達成しているが、誤りや不十分な点がある。
B	79～70点	合格	2	全般的にまずまずのできであるが、誤りや不十分な点が目につく。
C	69～60点	合格	1	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。
D	59点以下	不合格	0	単位修得にはさらに学習することが必要である。

■段階評価をしない科目

評価	点数 (目安)	合 否	評価係数 (GP)	備 考
P		合格	—	所期の学習目標を達成できた。
F		不合格	—	所期の学習目標に達しなかった。

■評価不能の場合

評価	点数 (目安)	合 否	評価係数 (GP)	備 考
I	評価不能	不合格	0	出席日数不足で受験資格がない学生に対する評価。

■認定科目

評価	点数 (目安)	合 否	評価係数 (GP)	備 考
TC				<ul style="list-style-type: none"> ・留学等で既修得単位を認定された場合。 ・外国語検定により単位を認定された場合。

[量的評価法]

GPA(平均評価点)制度を導入している。GPA は、段階評価にポイントを付与し、それを段階評価科目の総履修登録単位数で割って算定する。GPA は Semester ごとに成績表に記載し、履修指導、学習支援、表彰制度における審査基準、奨学金などの受給資格の審査基準、進学・留年判定などに活用される。GPA の算定法は次に示す通りである。

対象科目：所属学科開講科目のうち卒業要件として単位集計される科目
(資格科目(教職・司書)・他学部他学科履修科目・単位互換科目・認定科目は除く)

①評価係数 S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、I=0

②各科目の単位数の合計を分母として計算

③算出された値の小数点以下 2 桁を四捨五入して計算

$$\frac{(\text{評価係数} \times \text{各評価の単位数}) \text{の合計}}{\text{各科目の単位数合計}} = \text{GPA (平均評価点)}$$

学習成果を定期的に点検するための方法として、1年に2回、Semester(学期)ごとに受講生に対する授業評価アンケート^(備付資料 25)を実施している。実施科目数は専任教員2科目以上、非常勤講師1科目以上を原則としているが、できるだけ多くの科目で実施することが推奨されている。本アンケートの設問は下記に示す通りであり、学生は5段階評価で回答する。なお下記の基本設問に加えて、担当者が自由に設定する設問を3問加えることができる。また一部回答においては自由記述式も適用している。

■授業評価アンケート設問 (5段階評価設問 抜粋)

1. あなたはこの授業を何回欠席しましたか。
2. この授業1回あたり、平均してどの程度授業時間以外の学習、あるいは練習、制作を行いましたか。
3. この授業を履修する中で、シラバスを活用できましたか。
4. 教員は学生の理解あるいは技術・技能(スキル)の向上を確認しながら授業を進めましたか。
5. 教員は熱意をもって授業をしていましたか。
6. 授業は理解できましたか。
7. この授業を履修して、自分の考えや視野が広がった、あるいは新しい知識を得られたと思いますか。
8. この授業を履修して、自分自身はシラバスの到達目標に達したと思いますか。
9. この授業で知的好奇心が刺激されたり、意欲をかき立てられ、その分野についてもっと学びたくなる、あるいは技術・技能(スキル)を高めたくなりましたか。

本アンケートは自己点検評価の一環として実施するもので、授業の取り組みに対する学生の自覚を促すとともに、教員にとっては学生の理解度が到達目標に達したか否かを判断する材料となる。アンケート結果については学内専用 Web サイト「学生による授業評価」(備付資料 27)にて公開している。

(b) 課題

学習成果を測るシステムは整っており、現状では特段の課題はない。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を順守し、各法令のもとで教育を遂行し、その質の確保に努めている。栄養士養成施設としての認可を受けている食物栄養学科は、栄養士法の順守も不可欠要素である。いずれも法令に変更があった場合には直ちに対応できるよう、関連事務局と学科との間で連携をとり、周知が図られるシステムが整っている。

食物栄養学科では、教育の質を保証するため、次に示すような学習成果を焦点とする査定の手法を有している。

(1) 正課の課程における査定について

教員は担当科目のシラバスに記載する「授業の到達目標」に達する教育が提供できているかを知るため、学期途中や学期末に実施する筆記試験やレポート試験、あるいは実技試験などの結果から学生の理解度を確認し、その後の学生指導に反映させている。また、前項で述べた学期ごとに実施している受講生対象の「授業評価アンケート」の中でも特に次の項目(6～9)の回答から学習成果の査定を行う。

■ 授業評価アンケート設問 (一部抜粋)

6. 授業は理解できましたか。
7. この授業を履修して、自分の考えや視野が広がった、あるいは新しい知識を得られたと思いますか。
8. この授業を履修して、自分自身はシラバスの到達目標に達したと思いますか。
9. この授業で知的好奇心が刺激されたり、意欲をかき立てられ、その分野についてもっと学びたくなる、あるいは技術・技能(スキル)を高めたくなりましたか。

(2) 正課外における査定について

食物栄養学科では学生に対して、2年次の12月上旬に(一社)全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」を受験することを義務づけている^(備付資料 7)。当該試験は、栄養士の資質向上ならびに資質均一化を図ることを第一目的として全国の栄養士養成施設の学生を対象として実施されるものである。出題の水準は栄養士として必要な基礎的知識、技術を根底においたもので、科目数は栄養士養成課程で学ぶ14科目、出題形式は5肢択一方式による80問である。試験評価は下記3区分の到達レベルを認定するものとして、受験生には結果に応じた認定証が発行される。

■栄養士実力認定試験の評価区分

- ・認定 A：栄養士として必要な知識・技能に優れていると認められた者
- ・認定 B：栄養士として必要な知識・技能のあと一步の向上を期待する者
- ・認定 C：栄養士としての知識・技能が不十分で、更に研鑽を必要とする者

当学科としては当該試験を2年間の学習成果を査定する機会として位置づけている。その受験に向けて、正課の授業においては「食物栄養総合演習Ⅰ」「同Ⅱ」で主要科目の総復習を行い、また正課外では、2年次に入ると定期的に模擬試験を実施し、不得意分野克服に向けての自主学習を促し、受験に向けてのモチベーションを高めている。2016(平成28)年度の当該試験では、当学科の受験者101名中、認定A:73名(72.3%)、認定B:23名(22.8%)、認定C:5名(4.9%)という結果を得た。なお2015(平成27)年度の当該試験では、当学科から全国10,349人の受験者中9位の成績を収めた学生も輩出した。栄養士としての資質向上を図るうえから当学科が目指す目標は、受験者全員の「認定A」の獲得である。この目標達成のために、今後とも学生個々の実力の向上を図るよう努める。

(3) 卒業時における査定について

卒業時における学習成果については、資格の取得状況において査定できる。2016(平成28)年度卒業生の栄養士資格取得率は91%であった。栄養士養成施設としては、その責務として栄養士資格取得率100%を目指したいところだが、若干及んでいないという現状にある。

(4) 卒業後の査定について

卒業後の学習成果の査定は、進路先での追跡調査によって行うことができる。就職先における卒業生に対する評価を知るアンケート調査は従来行っていなかったが、当学科が目指す教育目標である「キャリア社会における卒業生間のネットワークの構築」を見据えると重要な要素になると考える。そこで2016(平成28)年度においてはまずは試行的に、栄養士としての主要な就職先に向けてアンケート調査を実施した。これを機に、今後は定期的に調査を実施していく所存である。

本短期大学部では、教育の向上・充実のために、PDCA サイクルを意識した次のような取り組みを実施している。

教員は担当科目の学習目標、内容、授業計画など明記したシラバスを作成、提示し、授業を遂行する。その後、学習成果の査定を行う。学期末に実施する授業評価アンケートは担当事務局が集計し、その結果は各教員に報告される。それをもとに教員は当該授業科目を振り返り所見(結果に対してのコメント、改善のための方策)を作成する。その内容は学内専用 Web サイト「学生による授業評価」(備付資料 27)にて公開される。各教員は、この結果を受け止め、個々の授業にフィードバックすることで授業の改善を行い、教育の質の確保と向上に努める。

学科においては、学科会議等で学生全般の学習に対する姿勢や成果に係る意見交換を行い、その傾向や改善策について検討し、必要とあらば学生資質に見合う形の新規カリキュラムを考案する。当学科において 2016(平成 28)年度現在執行しているカリキュラム(提出資料 18)は改正栄養士法が施行された 2002(平成 14)年度に作成されたものを基本としている。その現行カリキュラムの内容と近年入学してくる学生の資質との間にギャップが生じつつあることをふまえて、学科では 2015(平成 27)年度にカリキュラム改定検討委員会を立ち上げ、話し合いを重ねてきた。新規カリキュラム(備付資料 6)は 2016(平成 28)年度末に完成し、教授会の承認を経て、2018(平成 30)年度より施行する段取りとなっている。

短期大学部の組織的な教育改善への取り組みとしては、教育研究推進課に事務局をおくファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会が主催する「FD 研修会」があり、全教職員を対象として年 2 回のペースで開催されている。2015(平成 27)年度および 2016(平成 28)年度のテーマは次の通りである。

■ 2015 年度 FD 研修会

[第 1 回] アクティブ・ラーニングと授業評価アンケート

[第 2 回] ICT を用いた教育について

■ 2016 年度 FD 研修会

[第 1 回] 授業での悩みや困りごとをみんなで解決しよう

[第 2 回] 知っておくと役立つ精神疾患と対応 ― 青年期の心性を踏まえて

「FD 研修会」は併設する四年制大学と共に開催している。ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会自体が併設の四年制大学の学部との協働運営で短期大学部教員も含めた委員構成となっているため、短期大学部独自の取り組みになっていない。教育の質の保証と向上にあたり目指すところは四年制大学と共通の部分もあるが、専門分野に対する学習意識が曖昧なまま入学してくる学生も少なくない短期大学では、相応の教育改善の方策が必要となる場合がある。今後も大学と協働し、短期大学の特異性を

見据えた授業法を検討していく。

(b) 課題

正課内外における教育の質とそれを保証するための査定システムは概ね整っている。授業評価アンケート調査の実施についても学科と関連事務局との間での連携がとれている現状にある。ただし下記の点について、さらなる精査・向上が必要であると考える。

- (1) 栄養士実力認定試験成績の向上と卒業時栄養士資格取得率 100%の達成。
- (2) 卒業後の査定システムの確立。
- (3) 大学と協働した中での短期大学 FD システムの構築。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

【「基準 I-B-3」について】

(1) 2018(平成 30)年度より新規カリキュラムを施行する。新規カリキュラムでは、栄養士課程を学ぶ意義を知り意欲を開拓するための科目として1セメスターに「栄養士入門講座」を新設、また、実験実習科目(「食物基礎実験」「調理学実習」)を新・増設して、実技の学びの幅を広げた。さらに、苦手分野を克服するためのフォローアップ科目として「食物栄養基礎演習」を設置した。また現行では正課外で実施している栄養士実力認定試験に向けた対策学習を「認定試験対策講座」として卒業必修の正課とした。現行カリキュラム以上に入口(導入)部分と出口部分を強化した新規カリキュラムを遂行することで、栄養士実力認定試験成績を含めた学修成果のさらなる向上と栄養士資格取得率 100%を目指す。

(2) 卒業後の査定システムの確立を目指し、2016(平成 28)年度には試行的に栄養士としての主要な就職先に向けて卒業生の現状を尋ねるアンケート調査を実施した(詳細は「基準 II-A-5」に記載)。本取り組みはキャリア支援課と連携をはかり、内容を精査しながら今後も恒常的に行っていく。

(3) 本短期大学部の FD 活動はファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会主導のもとで4年制大学と協働して充実した取り組みを行っているが、修学期間が短い短期大学の個性に見合う教授法等についての検討を加える必要性を感じている。FD活動を管轄する部署である教育研究推進課と連携して、二年制ならでの課題を洗い出し、その改善方策についての検討を推進する。

■ 基準 I-B 教育の効果に関する資料

提出資料	
9	相模女子大学短期大学部学則
10	Web サイト「大学の概要」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/
1	Student Handbook 2016
11	Web サイト「3つのポリシー」 http://sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html

備付資料	
5	Web サイト「資格課程一覧」 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/list/
6	食物栄養学科のカリキュラム改定について
7	全国栄養士養成施設協会「実力認定試験について」 https://www.eiyo.or.jp/ability_test.html

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学の自己点検評価活動は 1995（平成 7）年に相模女子大学短期大学部自己点検評価規程を制定し、自己点検評価委員会と自己点検実施委員会を設置し体制を整備している。体制整備は認証評価が主ではあるが、点検活動の一環として本短期大学の教育研究活動の議論の場である各種全学委員会の活動や事務部課の業務における報告書の作成を毎年定期的実施し、教授会、短期大学部役職者へ報告している。また、栄養士養成施設として義務づけられている自己点検を実施し、教育課程ならび資格課程運営が適正に行われているかをチェックしている。

これまで各所属での定期的な PDCA サイクルを総合的に点検するため、2014（平成 26）年より自己点検評価委員会で総括を行い、自己点検評価結果報告書を学内公表している。また、試行的ではあるが、2015（平成 27）年度に包括連携協定先である相模原市の協力を得て本短期大学の教育研究活動について意見交換を行った。

(b) 課題

総合的に行う点検評価活動の定期実施についてはまだ日が浅いため、全学的な意識付けと短期大学部運営の基盤となる点検評価となるよう、積み重ねが必要である。今後は点検項目を具体化し、教育活動における数値的なデータから点検する体制としたい。

■ **テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画**

全学的な点検の意識付けと、PDCA サイクルを確立していきたい。また、総合学園としての本短期大学のメリットを活かした相互点検や連関する自治体や企業参画の外部評価の整備を行い、PDCA すべてのサイクルにおいて向上するような点検評価活動を行いたい。

■ 基準 I-C 自己点検・評価に関する資料

提出資料	
12	相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程

備付資料	
8	自己点検評価活動報告

■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

基準 I の建学の精神の改善計画で挙げた以外に、建学の精神と食物栄養学科の 3 つのポリシーとの関係をより明白にすることを目指す。食物栄養学科の 3 つのポリシーは栄養士法に基づき現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としている。建学の精神もこの目的に沿うものではあるが、第一段階として定期的に在校生や受験生などから本短期大学部や学科の興味や関心についてコミュニケーションを持つ中で、建学の精神、スローガン、3 つのポリシーの関係性が適切であるか聞き取りをしていく。聞き取りの中から、短期大学、教育課程運営、科目等の段階で改善が必要か確認をしていきたい。

また、自己点検評価の活動が運営の基盤となる PDCA サイクルとなるよう機能させ、年度単位の点検評価から教育研究活動の向上を図る。

◇ 基準 I についての特記事項

本短期大学部は創立 120 年になる 2020（平成 32）年に向けての教育構想「Sagami Vision 2020」を示している。主な内容は、ブランディング推進委員会主動による「教育目標の共有と具現化」、学長室主動による「新しい教育体制の確立」、全学教務委員会やファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会主動による「教育課程の整備と教育内容の向上」、図書館運営委員会や情報化推進委員会主動による「学習環境の整備」、全学学生支援委員会主動による「学生支援の充実」などであり、学園全体で建学の精神と教育の効果について実効が上がるように推進している。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

建学の精神「高潔善美」及びスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」に基づき、短期大学部および食物栄養学科ではそれぞれ、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を Student Handbook 等に明記している。真摯に3方針を順守し、教育課程と学生支援の充実に努めており、改善が必要な主な事項として以下が挙げられる。

（1）A-2（教育課程編成・実施の方針を明確に示している）

現状：栄養士資格取得を目指す学生の学習意欲が以前に比べて必ずしも強くない。

課題：「目的意識の再見を促す新カリキュラムの作成」が課題である。

改善計画および行動計画：新カリキュラムの作成は終了し、2018（平成30）年度より施行する予定である。

（2）A-4（学習成果の査定は明確である）

現状：学習成果の査定は明確であるが、不合格になる学生が少なくない。

課題：「学生の現状に即した手厚い学習指導」が課題である。

改善計画および行動計画：2018（平成30）年度から実施する新カリキュラムにおいてフォローアップ科目を設けるとともに正課外でもオフィスアワー等で個々の学生の学習レベルに合わせた指導を行う。

（3）A-5（学生の卒業後評価の取り組みを行っている）

現状：2016（平成28）年度より卒業生が就職している主要な企業に対して卒業生評価アンケートを開始している。

課題：「雇用している企業からのアンケートの回収率が低い」と「雇用されている卒業生へのアンケート調査が未実施である」が課題である。

改善計画および行動計画：企業の人事担当者との連携を密にしてアンケートの回収率を上げるとともに、雇用されている卒業生へのアンケート調査も新たに開始する。

（4）B-2（学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている）

現状：食物栄養学科で必要な生物、化学の基礎知識について入学前教育を推薦及びA0入試合格者に実施している。

課題：「全入学者への入学前教育の実施」が課題である。

改善計画および行動計画：2017（平成29）年度より全入学生を対象に主要5科目についてe-learningを開始した。また、基礎学力が不足している学生への対応についても全学的に検討する予定である。

(5) B-3 (学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている)

現状：教職員で組織される「全学学生支援委員会」と事務組織の「学生支援課」を中心に学生の生活支援を行っている。クラス担任制度や全教員がオフィスアワーを設けて、教学・生活面のフォローに努めている。学生食堂として「カフェテリア 101」、軽食・喫茶スペースとして「ティーラウンジ 2002」を設置している。文具類・日用品・教科書・一般書籍・飲食類を扱う販売店も常設している。主たる講義棟にはラウンジを設けて、コミュニケーションの場として学生が自由に使用できるように環境を整備している。マーガレット本館と7号館のラウンジと11号館のパソコンルームには多くのパソコンを配し、学生が情報検索や学習準備等で使用できる体制を整備している。本短期大学部は最寄り駅より徒歩10分程度の至便な立地にあり、スクールバスを運行していないために、多くの学生が駅より徒歩で通学しているが、自転車通学希望者には交通安全講習会の参加を義務づけ保険加入後に自転車通学を許可している。健康管理面では、カウンセラーが常駐する「学生相談室」と看護師が常駐し精神科専門医が週1日勤務する「保健センター」とが連携して対応している。学生の意見や要望を聴取するために「学生生活実態調査」や「卒業年次生アンケート」を実施している。社会人学生については、「社会人入学制度」を設けて受入を行っており、一般学生と区別することなく対応をしている。本短期大学部においては、学生の社会的活動をキャリア形成につながる活動として位置づけ、積極的に活動することを促している。相模原市の協力を得て「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」を創設し、自主的に地域貢献活動を行った学生に「ボランティア認定書」を贈呈し、顕著な活躍をした学生には「課外活動奨励賞」を授与している。

課題：「相談の内容により学生に対応する窓口が複数あり、相談先に迷う学生がいる」、「カフェテリアは昼休みに学生が集中するために混雑し、食事や休憩などで過ごす場所の確保が難しい場合がある」、「登下校時、通学路に学生が集中し、歩道の歩き方等で近隣住民から苦情が出ることがある」、「栄養士養成施設として1クラスの人数制限がある中で長期履修生に対応することが難しい状況にある」と「本短期大学部の学生の社会的活動が全国におよぶために、旅費や宿泊費の資金面の確保が難しい」が課題である。

改善計画および行動計画：「学生支援課」主導による窓口に来た学生への積極的な声掛け案内や事務部署間の情報共有を行う。キッチンカーを構内に入れ、学生が食堂以外でも食事ができる環境作りを行う。通学路に警備員を配置して、学生の安全確保とマナー向上に努める。長期履修制度については、制度を制定した場合の問題点について洗い出し、制度の制定に向けて検討を進める。

(6) B-4 (進路支援を行っている)

現状：「キャリア支援課」を整備して、専任職員7名と業務委託のキャリアカウンセラー2名体制で進路支援を行っている。求人数は2015（平成27）年度には7,512件と大幅に増加している。全学生を対象にした「個別面談」、「就職準備講座」、「学内合同企

業説明会」等を実施している。また、進学希望者に対しても説明会等を行っている。
課題：「繁忙期には十分にカウンセリングを設けられない場合がある」、「個別面談に来ない学生がいる」と「就職準備講座への参加率が減少傾向にある」ことが課題である。
改善計画および行動計画：学科教員とキャリア支援課学科担当職員との連携を密にして、カウンセリングの効率化、「個別面談」や「就職準備講座」への学生の参加を促す。

(7) B-5 (入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している)

現状：入学者受け入れの方針を、大学案内、入学試験要項や Web サイトに掲載し、受験生をはじめ学外に対して明確にしている。

課題：「それぞれの入試の趣旨、違いが分かりにくくなっている」ことが課題である。
改善計画および行動計画：A0 入試での適性試験や推薦入試での面接試験における質問事項をさらに充実させて、各入試の差別化を図る。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を全学(相模女子大学・相模女子大学短期大学部および大学院)及び学科ごとに定めている。はじめに、全学の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を示す。本件は、Web サイト「3つのポリシー」(提出資料 11)、Student Handbook(提出資料 1)等に掲載し、学内外に表明している。

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科で取得した能力、知識、技能に加えて、以下の姿勢を身につけた者に学位を授与します。

1. 専門領域のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でものごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる。
2. 人や社会の持つ特性や仕組みを洞察する眼を持ち、組織の中で自分のすべきことを見極めつつ、人と協働しながら自らの個性を発揮できる。
3. 偏見や先入観を排した眼で人や社会を見つめ、人に共感し、思いやりを持ち、感動した体験をもとに成長することができる。

次に、食物栄養学科の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を示す。本件も、Web サイト、Student Handbook 等に掲載し、学内外に表明している。

食物栄養学科は、現代社会が求める高度で専門的な栄養知識を有し、食を通して人々の健康の維持・増進に積極的にかかわることのできる栄養士を養成することを目的としており、以下の能力・知識・技能を身につけ、卒業に必要な単位数を修得するなどの要件を満たす者に学位を授与します。

1. 本学での学びを通して修得した「食物と栄養」に関する専門的な知見を実社会の中で人々の生活の質の向上のために適用することができる。
2. 栄養士等の取得資格を意欲的に活用し、キャリア社会の一員として活躍できる。
3. 専門分野における教養と共に人としてあるべき良識と責任感を備え、他者との間に厚い信頼関係を築くことができる。

学位授与に関する規程として、卒業の要件と成績評価の基準については「相模女子大学短期大学部学則」(提出資料 9)の「第 6 章 試験および卒業」第 29～35 条に、また別途諸規程として「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」(提出資料 13)を定め、短期大学士の学位授与の要件について示している。このように必要要件については学則等の規程に明記されているが、上述枠内の「学位授与の方針」の文言は学則内には包

含されていない。

学位授与の方針は、本短期大学部および当学科の教育目的・目標〔基準 I・B-1 参照〕、ならびに学習成果〔基準 I・B-2 参照〕に対応したものである。その根源には本短期大学部の建学の精神である「高潔善美」があり、また、2010(平成 22)年にスローガンとして制定した「見つめる人になる。見つける人になる。」の精神に準拠したものとなっている。すなわち、卒業に必要な単位数を修得することを大前提として、「高い志と強い意志を有し、自分の生活の足場をしっかりと見つけ、次に自分の進むべき道を見つけていくことのできる能力・知識・技能を身につけた者に学位を授与する」という思いが込められている。

食物栄養学科の教育課程に沿って示すと、当学科の専門教育課程における学びを通して修得した食物と栄養に関する知識をもとに、取得した栄養士等の資格を活かして、社会の中で人々の生活の質の向上のために働くことのできる人材に対して学位を授与することを明示している。なお、栄養士等の資格課程および資格取得要件については、Student Handbook 等に明確に記載している。

近年、ライフスタイルや家族形態、また社会環境の多様化が進む一方で、人々の健康志向はますます強くなってきている。人の健康の根幹を支える食に関する情報も多様化している今、それらに対する正しい見識を擁した栄養士有資格者の需要は高まっている。当学科では 2 年間の教育課程で修得した食に関わる専門的な知見を人々の健康の維持・増進や生活の質の向上のために活用する力を備えた実践的な栄養士を養成しており、その力があると認められた者に学位を授与している。このことから、当学科の学位授与の方針は、社会的に十分通用性があるものとする。

なお、本短期大学部ならびに食物栄養学科における学位授与の方針は、「相模女子大学短期大学部自己点検評価委員会規程」^(提出資料 12)に基づき、定期的に点検および評価を実施している。今後も一層の明確化を目指し、客観的な検証を重ね、実施していく。

(b) 課題

学位授与に関する規程は学則に明記し、また「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」については Web サイト上や Student Handbook 等に掲載し学内外に表明している。当学科の教育も当該方針に則って実施しており、現状では特段の課題はない。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を全学(相模女子大学・相模女子大学短期大学部および大学院)及び学科ごとに定めている。はじめに、全学の「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を示す。本件は、Web サイト^(提出資料 11)、Student Handbook^(提出資料 1)等に掲載し、学内外に表明している。

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現することを目的とし、各学科に共通するものとして以下のカリキュラムを展開します。

1. 幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するために全学共通科目を設置する。
2. 本学の教育の歴史と特色を理解し、大学生としての心構えや態度を自覚するための科目を基礎共通科目に設置する。
3. 社会人基礎力を育成し、大学で学んだ知識や技能を実践に結びつける目的で、全学共通科目と各学科の専門科目にサービ斯拉ーニングや能動的学習を行う科目を設置する。

次に、食物栄養学科の「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を示す。本件も、Web サイト、Student Handbook 等に掲載し、学内外に表明している。

1. 栄養士法施行規則に準拠した教育内容と単位数を配備し、2年間で専門領域の基礎から応用までを効率よく修得し資格取得へと導く体系的なカリキュラム。
2. 講義科目で修得した理論を実験・実習・演習科目で実践的な教養へと昇華する段階的なカリキュラム。
3. 円滑に短期大学生活をスタートさせるための導入教育講座や自立した大人として必須となるスキルを学べるキャリア教育講座等を設置。
4. 卒業後に四年制大学への編入学を目指す学生や、専門領域をより極めたいと希望する学生に向けたスキルアップ科目を設置。

教育課程編成・実施の方針に示す内容は、[基準Ⅱ-A-1] で示した学位授与の方針と対応するものとして構築されている。食物栄養学科の場合、栄養士養成課程の専門教育科目に係るカリキュラム方針については 1.と 2.に、短期大学生としてのスキルアップや将来へのキャリアアップに係る全学共通科目のカリキュラム方針については 3.に、

また、短期大学卒業後、四年制大学への編入学を目指すなど学問的知識をさらに深めたいと希望する学生に向けたカリキュラム方針については、4.に示している。これらの方針に従い、効率的な学修を行うことで、学位授与に適う人材を育成する。

本短期大学の学科教育課程は「全学共通科目」と「専門教育科目」より構成されている。この区分と科目内容、履修方法、および卒業要件(卒業および資格必修単位数)等については、Student Handbook とシラバス(提出資料 18)に詳しく記載している。

短期大学部開講の全学共通科目は短期大学生として欠かせない教養とスキルを身につけるために設置されたもので、学生自身の問題意識や興味に応じて科目選択ができるようになっている。なお、本短期大学部は現在食物栄養学科のみの単科編成であるため、学科開講の専門教育科目との連携を強く意識した編成となっている。2016(平成 28)年度現在、短期大学部開講の全学共通科目は A・B・C の 3 群編成で、A 群は導入科目(必修、1 科目開講)、B 群は講義科目(選択必修、7 科目開講)、C 群は実技・演習科目(選択必修、11 科目開講)を配置し、計 19 科目 31 単位で構成されている。

食物栄養学科の専門教育科目カリキュラムは基礎科目と専攻科目で編成され、栄養士資格と食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格が取得できるように構成されている。食品衛生監視員および食品衛生管理者の任用資格取得に係る科目は、その大部分が栄養士資格科目に包含されるため、カリキュラムは栄養士資格科目を中心とした構成となっている。1 年次春学期(1 セメスター)では、講義科目を中心とした編成で専門教育の基礎および理論を学修し、1 年次秋学期(2 セメスター)から 2 年次春学期(3 セメスター)にかけて実験・実習科目を配置し学修した理論の検証を行えるよう編成している。また 2 年次秋学期(4 セメスター)の指定期間において、栄養士業務を学外の現場で体得する「給食管理実習(校外実習)」を実施している。栄養士資格科目以外としては、専門教育科目への導入となる基礎科目(「食物基礎演習」「基礎化学」など)や、卒業後のキャリアを見据えた発展的な内容の科目(「スポーツと栄養」「実践栄養学特論実習」「ゼミナール I」「ゼミナール II」)も開設し、幅広い学修の機会を提供している。

この専門教育科目における体系的なカリキュラム編成は、カリキュラムツリー(マップ)にて表現されている。カリキュラムツリー(マップ)は、Web サイト(提出資料 14)、Student Handbook 等に掲載し広く表明しているものである。これを参照すると、栄養士養成施設の指定規則として規定された 6 つの教育分野(社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営)に設定した科目の配置は、基礎から応用までを段階的かつ系統的に学べるように工夫されているものであることが理解できる。また全体を通してみると、最終的な学習成果の形態である栄養士等の資格取得が個々の学習成果の集積によるものであることも体现されている。

2016(平成 28)年度現在、専門教育科目の開講科目数は 41 科目、総単位数は 63 単位である。そのうち、卒業必修は 1 科目(1 単位)のみでその他はすべて選択必修科目としている。栄養士資格科目は卒業必修を兼ねていない。専門教育科目のうち栄養士資格科目は 31 科目 50 単位、食品衛生監視員および食品衛生管理者任用資格科目は 24 科目 41 単位(内 37 単位分は栄養士資格科目と重複)である。

全学共通科目と専門教育科目の卒業要件は、次に示す通りである。

授業科目区分	学 科	食物栄養学科
全学共通科目	必修科目	1
	選択必修科目	7
	選 択 科 目	—
	小 計	8
専門教育科目	必修科目	1
	選択必修科目	52
	選 択 科 目	—
	小 計	53
自由科目※		5
合 計		66

※ 自由科目：「全学共通科目」および「専門教育科目」の卒業要件を超えて修得した単位、並びに単位互換科目・他学部他学科履修等において修得した単位。

以上に示した教育課程における教員配置は、文部科学省や厚生労働省の定めた設置基準に準拠したもので、各担当分野・科目に見合う資格や業績を適切に反映したものとなっている。専任教員および非常勤講師の採用人事は、短期大学部教員資格審査基準^(備付資料 75)に則り、厳正に審査し実施している。また栄養士資格科目を担当する教員については助手の配置も含め、栄養士法施行規則にも準拠するものとなっている。

本短期大学部の教育課程において扱われる教科の内容については、すべてシラバスに示されている。学生へのシラバスの開示は Web 上で行っている。学生は Web サイト^(提出資料 19)から随時シラバスを参照することができ、また、その内容は学外にも公表されている。冊子化されたシラバスは教員には配付されるが、学生がこれを見たい場合には、教務課に設置されているものを自由に閲覧することができる。シラバスの各科目見出しに記載されている項目は、授業名、担当者名、授業コード、(開講)期間、単位、開講(学部学科名)、授業形態 で、その下に、授業の到達目標、授業概要、予習、復習、成績評価、テキスト、参考文献等、先生からのメッセージ、(全 15 回)授業計画 が配置されている。2017(平成 29)年度からはさらなるシラバスの充実を図り、上記項目に加えて「授業計画」の中に「アクティブラーニング実施の有無」「各回の学びのポイント」を表記するようになった。また、学習成果に係る成績評価についても「試験」「レポート」「授業態度」等の項目ごとにその比率を「パーセント(%)」にて記載すること

が義務付けられ、教育の質の保証に向けてより厳格なものとなった。その他、同年度よりシラバスチェックシステム(各学科のチェック担当教員がシラバスを閲覧し修正個所の有無を校閲するシステム)を導入するなど、さらにシラバスの完成度をあげる工夫を推進している。

次に、2016(平成 28)年度のシラバス冊子上の掲載例について示す。

食物基礎演習A			担当者名	関根 康子
授業コード	期間	単位	開講	授業形態
8200010A	1年生/春学期	1単位	栄養	演習
授業の到達目標		授業計画		
<p>本科目は、多岐にわたる栄養必修の専門教育科目を学ぶ上での基盤となる「栄養学」の知識について修得することを目的とし、開講されているものである。同学期に並行開講されている「食物基礎科学」における学習内容と併せて、私たちの健康を支える「五大栄養素」の性質と機能について確実に理解することを目標とする。</p>		<p>第1回 栄養素の役割と分類</p> <p>第2回 炭水化物の基礎知識に関する演習</p> <p>第3回 炭水化物の種類と構造およびその性質に関する演習</p> <p>第4回 炭水化物のまとめ、小テスト</p> <p>第5回 脂質の基礎知識に関する演習</p> <p>第6回 脂質の種類と構造およびその性質に関する演習</p> <p>第7回 脂質のまとめ、小テスト</p> <p>第8回 たんぱく質の基礎知識に関する演習</p> <p>第9回 たんぱく質の種類と構造およびその性質に関する演習</p> <p>第10回 たんぱく質のまとめ、小テスト</p> <p>第11回 無機質の基礎知識に関する演習</p> <p>第12回 無機質のまとめ、小テスト</p> <p>第13回 ビタミンの基礎知識に関する演習</p> <p>第14回 ビタミンのまとめ、小テスト</p> <p>第15回 食品成分表、食事摂取基準、栄養価計算の基礎知識に関する演習</p>		
授業概要				
<p>五大栄養素(炭水化物・脂質・たんぱく質・無機質・ビタミン)について「食物基礎科学」で学習する内容と呼応する形で、その理解度を確認する意味の演習を中心に授業を展開する。なお、各単元終了ごとに「まとめ」を兼ねた小テストを行う。さらに栄養必修の「食品成分表」「食事摂取基準」の概要、並びに、基本的な栄養価計算法についても取り上げ、演習を行う。</p>				
予習				
<p>高校の理科(化学・生物)や家庭科などで学んだことが大いに参考になります。各教科書の関連項目を再読し理解した上で授業に臨みましょう。</p>				
復習				
<p>「食物基礎科学」はもちろんのこと「食品学総論」「栄養学総論」などで学ぶ栄養学の知識を総括しながら学習内容のまとめをすることが重要です。</p>				
成績評価				
<p>筆記試験：60%、提出物などの内容評価：20%、日頃の受講姿勢等：20%の配分で評価する。</p>				
テキスト				
<p>「食物基礎科学」と共通で利用するプリントテキストを各単元ごとに配付する。</p>				
参考文献等				
<p>「食品成分表」「日本人の食事摂取基準」など。</p>				
先生からのメッセージ				
<p>食物栄養学の基礎を学ぶ「見つめる科目」です。学習内容を十分に理解して、今後学ぶ各専門教育科目につながる強固な土台作りをしましょう。 <関連科目>食物基礎科学</p>				

食物栄養学科では、学科会議等を通じて学科の教育課程上の問題点を定期的に点検し、改善に向けての検討を行っている。入試制度が多様化したことにもその要因があると推察されるが、近年、当学科で専門課程を修学し栄養士資格取得を目指そうとする学生の意欲にもバラつきがみられるようになってきた。当学科が掲げる学位授与の方針に見合う実践力のある栄養士の育成を今後も継続していくためにも、入学時に目的意識の再見を促し、卒業時に十分なキャリアと自信をもたせるようなカリキュラムを構築する必要性が生じてきた。そこで、2018(平成 30)年度からの施行を目指し、全学共通科目と専門教育科目のカリキュラムの見直しを行い、現在、予定通りに手続きが進んでいる(備付資料 6)。全学共通科目については、キャリア教育分野をより手厚くする方向性での改定を、また、専門教育科目では、2年間での学びの意義をしっかりと捉えるための導入教育分野の科目と卒業後の道を意識した学修ができるキャリア教育分野の科目を強化する方向性での改定が中心となる。この改定で、教育課程編成・実施の方針がより具現化したものとなると考える。

(b) 課題

「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」については Web サイト上や Student Handbook 等に掲載し学内外に表明している。当該方針は学位授与の方針と対応する形で構築されており、また当学科のカリキュラムも当該方針に則って構築され

ているが、教育課程のさらなる充実を目指して、現行カリキュラムの一部を見直して2018(平成30)年度より新規カリキュラムを施行する。この新規カリキュラムを順調に遂行することが当面の課題である。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では「入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を全学(相模女子大学・相模女子大学短期大学部および大学院)及び学科ごとに定めている。はじめに、全学の「入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を示す。本件は、Web サイト^(提出資料 11)、Student Handbook^(提出資料 1)等に掲載し、学内外に表明している。

相模女子大学・相模女子大学短期大学部は、「見つめる人になる。見つける人になる。」というスローガンを掲げており、しなやかな発想力と豊かな包容力を身につけ、地域社会を担っていける人を育てたいと考えます。

この方針に共感し、あるいは興味を持つとともに、以下の資質・志向を有する人を求めています。

1. 本学各学科の教育の目的・目標を理解し、本学で学びたいという意欲を持っている。
2. 本学各学科の教育課程を履修するための基礎的な学力を身につけている。
3. 勉学を通して自己を磨くとともに、他人と協力・協調し、社会に貢献する気持ちを持っている。

次に、食物栄養学科の「入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」を示す。本件も、Web サイト、Student Handbook 等に掲載し、学内外に表明している。

1. 食を通じた健康づくりに強い関心を持ち、将来は食と栄養の専門家である栄養士として活躍したいという明確な目的意識を有する者。
2. 知的好奇心や探求心が旺盛で、食物栄養学の学習に能動的かつ意欲的に取り組むことができる者。
3. 対個人もしくは集団の中において協調性を保ち良好な人間関係を築けるコミュニケーション力に優れた者。
4. 本学での学習に必要な一定水準の学力を有する者。中でも専門教育科目の基盤となる理数系分野(生物、化学、計算力)の基礎学力を身につけていることが望ましい。

上記の入学者受け入れの方針は、入学後に期待される学習成果〔基準Ⅰ-B-2 参照〕と対応したものであり、また、本短期大学部および当学科が掲げる教育目的・目標〔基準

I・B・1 参照] にも対応したものである。

本短期大学部における入学者選抜の方法は多岐にわたっており、「アドミッションズ・オフィス(AO)入試」、「公募制推薦入試」、「指定校推薦入試」、「同窓生特別推薦入試」、「高等部推薦入試」、「社会人特別入試」、「大学入試センター試験利用入試」「一般入試」の 8 通りがある。食物栄養学科では、入学者受入れの方針に対応する人材を選抜すべく上記いずれの入試制度においても適正な選考方法を定めており、その内容は「受験ガイド」(提出資料 16)等に掲載し表明している。

「アドミッションズ・オフィス(AO)入試」は 8 月・9 月・10 月に各 1 回ずつ計 3 回実施し、その選抜方法は、適性試験、面接、アピールシートの評価を総合して行うものである。2014(平成 26)年度入試より実施している適性試験は専門教育科目の基盤となる教科の基礎学力を問う内容のものである。「公募制推薦入試(A 日程・B 日程の計 2 回実施)」、「指定校推薦入試」、「同窓生特別推薦入試」、「高等部推薦入試」はいずれも面接により選考を行うものであるが、出願条件として指定された評定平均値レベルと高等学校等で履修しておくべき科目を明示している。また「公募制推薦入試」については、高等学校等の成績(調査書)も選考の対象となる。本短期大学部は、生涯学習を見据えた入試制度として「社会人特別入試(11 月・2 月・3 月の計 3 回実施)」に関しても力を入れている。当該入試では面接のほか、指定されたテーマをもとにまとめた課題文の評価も含めた選考を行う。「大学入試センター試験利用入試(A 日程・B 日程・C 日程の計 3 回の出願機会)」と「一般入試(A 日程・B 日程・C 日程の計 3 回実施)」では筆記試験により選考を行うものであり、その試験科目には語学系(国語または英語)のほか専門教育科目の基盤となる理系科目を必須科目としている。いずれの入試制度における選考も入学者受入れの方針に対応したものであり、また、入学前の学習成果の把握と評価をふまえたものとなっている。

(b) 課題

「入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)」については Web サイト上や Student Handbook 等に掲載し学内外に表明し、入試は公表内容に即して実施しており、現状では特段の課題はない。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

開講科目ごとの学習成果については、シラバス^(提出資料 18)に記載している「授業の到達目標」や「成績評価」を基準として各科目担当者が明確に査定している。その評価法には「質的評価法」と「量的評価法」がある。「質的評価法」としては、段階評価科目においては 100 点換算した成績を S、A、B、C(以上合格)および D(不合格)に分類、あるいは段階評価を行わない科目は、P(合格)と F(不合格)に分類して評価することで実施している。「量的評価法」としては GPA(平均評価点)法を採用している。学習成果に係る内容の詳細は [基準Ⅰ-B-2] に記述した。

学習成果の積み重ねは、栄養士資格および食品衛生監視員・食品衛生管理者任用資格取得へとつながる具体性を有している。すなわち、食物栄養学科における総合的な学習成果は、2 年間にわたる修学期間において 4 つのセメスターに配置された基礎から応用に至る科目を効率よく学べるように編成されたカリキュラムを通じて所定の単位を修得することで短期大学士(食物栄養学)の学位を得て、さらには卒業後に社会の中で活用できる各種資格類を取得することで達成できるものとする。2 年間という限られた期間で行う資格取得に向けた学修は、学生たちにとってみれば時に過重な負担をもたらすこともあるかもしれないが、将来に向けての明確な目的意識をもち着実に取り組めばすべての学習成果は一定期間内での達成が可能なようにプログラムされている。教職員は、学生が満足いく学習成果を達成できるように様々な局面で常に支援をしている。

そのほか、在学中においては、2 年次の 12 月上旬に実施され、受験を義務づけている(一社)全国栄養士養成施設協会主催の「栄養士実力認定試験」についても 2 年間の学習成果を明確に査定する機会としている。[基準Ⅰ-B-3 参照] 試験評価は「認定 A」「認定 B」「認定 C」の 3 区分の到達レベルで表され、栄養士としての知識・技能が査定される。栄養士としての資質を保証するものである「認定 A」の称号は、2 年間の学習成果を測定する物差しとして有効であるし、またその取得は将来、資格を活かした職種に就く際の自信につながるものであると考える。

学習成果を得ることで獲得した各種資格類は、卒業後に実際的な価値をもって活用しうるものである。ちなみに 2016(平成 28)年度卒業生の栄養士資格取得率は 91%、そのうち卒業後すぐに栄養士資格を活かした職に就いた者の割合(就業率)は約 60%(全体就職率は 100%)であった。このように、卒業時の資格取得状況や卒業直後の資格を活用した就業状況を数値化することで「資格」という側面のみでみる学習成果については測定可能である。しかし、栄養士資格は一生使えるものであり、資格保有者として将来的にそれを活用することも視野にいれば、卒業後から数年を経た後の資格保有者の就業状況を追跡調査することも卒業後の査定を明確にする上では必要なことではないかと考える。

(b) 課題

学習成果の査定(アセスメント)は明確である。学生が目指す学習成果については、卒業時の栄養士資格および食品衛生監視員・食品衛生管理者任用資格取得という具体性がある。また受験を義務づけている「栄養士実力認定試験」についても学習成果を査定する機会として学生に周知しており、この点に関しては特段の課題はない。しかし、2016(平成 28)年度卒業生の栄養士資格取得率(91%)が示すように、例年、所定の期間(2年間)で資格の取得が適わない学生が存在し、これらの学生に向けての学習支援が急務であるといえる。また資格を活かして就業した卒業生に対する査定方法の確立も課題となると考える。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

食物栄養学科の卒業生は、その半数以上が取得した資格を活かした栄養士職に就いている。過去3年間(2013(平成 25)～2015(平成 27)年度)の卒業生の進路状況について次に示す。

	卒業生 (人)	全就職者 (人)	栄養士就職者 (人)	栄養士率
2013年度	126	108	63	58.3%
2014年度	124	104	68	65.4%
2015年度	120	100	76	76.0%

当学科卒業生の進路先からの評価に関しては、企業側の担当者を招いての栄養士セミナーや学内合同企業説明会の折、あるいは当方の担当者が求人依頼等を目的として企業訪問をした折に聴取することはあったが、これまで正式なアンケート調査という形式では実施してこなかった。当学科が育成する人材と企業が求める人材との間で齟齬が生じていないかを知る上でも当該調査は重要なものになると考え、2016(平成 28)年度において試行的に、過去3年間で栄養士として卒業生を送り出している80件の企業に向けて、下記の質問を配したアンケート調査を実施した。

■ 相模女子大学短期大学部卒業生評価アンケート

短期大学部卒業生の貴社または貴施設における現状についての調査です。教育のさらなる充実を目的としておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

- Q1. ユーザー(食事提供者など)との関わりはいかがですか。
- Q2. 職務態度(職務状況やマナーなど)はいかがですか。
- Q3. 職務能力(献立作成や調理など)はいかがですか。
- Q4. 職場での人間関係はいかがですか。
- Q5. 卒業生を総合的に評価するといかがですか。

以上の項目に対する回答は「とても良い」「良い」「普通」「良くない」「とても良くない」の5択とし、自由記述欄も設けた。本アンケートは、2016(平成28)年11月～12月にかけての時期に行い、80件中38件より回答がもたらされた(回収率47.5%)。その結果は次の通りである。

		とても良い	良い	普通	良くない	とても良くない
Q1	ユーザー	10	23	5	0	0
Q2	職務態度	14	19	4	1	0
Q3	職務能力	11	18	8	1	0
Q4	人間関係	11	17	10	0	0
Q5	総合評価	13	22	3	0	0

今回のアンケートは初年度で試行的な要素もあったため依頼件数を制限し、また回収率も50%をわずかに欠くという結果となり、集計数こそ少ないが、貴重な意見を聴取することができた。本短期大学部の学生は総じて、自己主張の少ない受け身タイプの者が多い。自分から能動的に動くことが苦手で、いわゆる「指示待ち」の状態となってしまうことがしばしばある。このような背景から、進路先からの意見は厳しい内容のものになるのではないかと、ということも予測されたが、集計結果では、「とても良い」「良い」の肯定的な評価がQ1～4の設問においては全体の74～87%を占め、Q5の総合評価では92%を占める良好な結果となった。自由記述欄にも多数の意見を拝領した。そのほとんどが「仕事に取り組む積極的な姿勢を高く評価する」という就業中の卒業生に対する好意的な意見と「今後も引き続き貴学からの雇用を考えている」という本短期大学部との継続的な関係を考慮していただけている旨の内容であった。卒業生が築いた信頼とネットワークは、あとに続く後輩の道標となると考える。従って、今回の結果から垣間見えた卒業生の頑張りを誇りに思うとともに、学生を社会に送り出す

側としてより一層の責務を感じた次第である。

栄養士職に就く卒業生の中では委託給食会社に就職する割合が最も高い。給食の運営に携わる仕事はその性質上、勤務時間が不規則であったり、(経験値の少ない者がいきなり指導者的立場におかれることで)少人数のコミュニティーの中における人間関係に悩みが生まれたり、また、栄養士が一人の現場では多様な仕事と責任を負わなければいけない環境におかれて戸惑ったり、などの理由から、栄養士としての自信を失い、比較的短期間で離職する場合もある。この度のアンケートでも「早期退職者があり、残念に思う」といった記述が見受けられた。しかしその一方で、就職先で研鑽を重ね、管理栄養士国家試験を受験し、その資格を取得する者や信頼を得てチーフやサブチーフといった責任ある立場を任される者など、向上心をもって仕事に取り組んでいる卒業生が数多くいることもわかった。

短期大学生は、入学したその年度から就職活動を始めなければならないという大変に厳しい状況におかれている。そのため、卒業後の進路選択にあたり、直近の卒業生の近況報告は非常に有益な情報となる。2016(平成 28)年度には全学キャリア委員会が主催し、企業等で活躍する卒業生を招き、在学生と素直に情報交換ができる場である「さがみ OG カフェ」という企画が行われ、当学科の学生も積極的に参加している。以前は、全学共通科目の「フレッシュマンゼミナール」の中で、様々な現場で活躍する卒業生(四年制大学編入学生も含む)を招き、在学生の前で自身の経験を話してもらう機会を設けていた。ここ 3～4年ほど当企画の開催は見送っているが、学生の要望を受けて近々復活させることも計画している。先輩の経験談は、就職活動あるいはその先の将来に向けて在学生が抱く不安を払拭する手助けとなるに相違ない。

(b) 課題

卒業生の進路先に向けたアンケート調査は、その聴取先や内容を充実させて定期的の実施していく。今後は、回収率をあげる工夫が必要になると考える。次のステップとして、実践面における学修内容の強化を目指し、栄養士として働く卒業生自身に向けたアンケート調査の実施も想定している。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

【「基準Ⅱ-A-2」について】

当学科が掲げる学位授与の方針に見合う実践的な栄養士育成を継続するためにも、入学生の資質が多様化した現状に合わせたカリキュラムの改善が急務とされ、数年にわたり検討を重ねてきた結果、2018(平成30)年度より専門教育科目において新規カリキュラムを施行することが決定した。短期大学部全学共通科目カリキュラムにおいても一部見直しを行い、同年度からの施行に向けて最終調整に入っている。今後は両課程の開講科目の連携を図り、より質の高い教育の提供を目指す。

【「基準Ⅱ-A-4」について】

所定の期間(2年間)での卒業あるいは各種資格取得が適わない学生が出ないように学習支援を実行する。2018(平成30)年度施行の新規カリキュラムでは、学習成果の底上げを目指したフォローアップ科目を配置した。そこでは学生が苦手とする科目としっかりと向き合い、自信をつけてもらえるような学習指導を行う。また正課外では、学生にオフィスアワーの時間帯(教員が学生からの種々の質問や相談を受ける時間帯)の有効活用を促し、個々の学生の学習レベルに合わせた指導を行う。

また、栄養士資格保有者である卒業生の資格活用度を調査する卒業後の査定システムを構築する方法については、関連部署であるキャリア支援課と連携をとり検討を進める。

【「基準Ⅱ-A-5」について】

2016(平成28)年度に実施した卒業生の進路先に向けた就業状況に係るアンケート調査を精査し恒常的に実施していく。また、本短期大学部に企業の人事担当者を招聘して行う就職セミナー等の機会も有効に活用し、卒業生の就業情報を収集する。それらの調査結果については、在学生に対する実践的な教育にフィードバックする。本件の遂行も関連部署であるキャリア支援課との連携が必須であり、実施に向けての打ち合わせを定期的に行う。

■ 基準Ⅱ-A 教育課程に関する資料

提出資料	
1	Student Handbook 2016
11	Web サイト「3つのポリシー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/education_policy.html
13	相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程
14	Web サイト「大学の概要 カリキュラムツリー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/curriculum_tree/82_curriculum_tree.html
4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
15	2017 年度入学試験要項
16	受験ガイド
17	カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧
18	シラバス 2016
19	Web サイト「Smile Sagami」 http://smilesagami.sagami-wu.ac.jp/campusweb/top.do

備付資料	
9	単位認定の状況表
10	GPA 評価一覧表
11	栄養士資格取得者数一覧表

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部では、学位授与の方針に対応した明確な成績評価基準を設けている。その内容は、「相模女子大学短期大学部学則」^(提出資料 9)の「第 6 章 試験および卒業」第 29～35 条に示され、また別途諸規程として「相模女子大学短期大学部の学位授与に関する規程」^(提出資料 13)を定め、短期大学士の学位授与の要件について示している。なお、成績評価基準については Student Handbook^(提出資料 1)に明記されている。食物栄養学科所属教員もその基準に則り、担当する科目ごとの具体的な成績評価基準についてシラバス^(提出資料 18)に示し、学生の学習成果を厳正に評価している。また教員は、学科ならびに各科目における教育目的・目標の達成状況にも目を向け、これを常に把握し評価するよう心掛けている。セメスターごとに集計される学生の成績情報は教務課より学科にもたらされ、その情報をもとに、学生の学習成果の獲得状況を適切に把握し、また必要に応じて学科において共有して、個々の学生に見合う指導を展開している。

栄養士養成科目を担当する教員は、全国栄養士養成施設協会が策定・提示する「栄養士養成課程コアカリキュラム」^(備付資料 35)の内容を意識して、それに沿った授業を展開するよう心掛けている。コアカリキュラムにはそれぞれの分野・科目ごとに必須となる修得要素が示されているが、科目ごとに完全に独立したものではなく、相互に連携しあうなど共通の要素を含むものが多い。近隣分野においては各科目担当者間で授業内容についての意思の疎通を図り、時には調整を行い、卒業および資格取得に向けて適正かつ効率的な履修ならびに指導が実現できるよう協力を行っている。

本短期大学部教員は、専任、非常勤の別なく共通して、学生による授業評価を定期的に受けている。1年に2回、セメスターごとに実施される授業評価アンケートの実施科目数は専任教員2科目以上、非常勤講師1科目以上を原則としているが、できるだけ多くの科目で実施することが推奨されている。本アンケートは学生の自己点検の意図も含まれており、その集計結果は各担当教員に報告される。教員はその結果を踏まえて、所見(結果に対してのコメント、改善のための方策)を作成し、その内容は全体の集計結果とともに学内専用 Web「学生による授業評価」^(備付資料 27)にて公開される。教員はこの結果を真摯に受け止め、個々の授業にフィードバックすることで授業の改善を行っている。

食物栄養学科の FD 活動については、大学の組織的な取り組みである「FD 研修会」への参加がその主たるものである。全教職員を対象として年に2回のペースで開催される「FD 研修会」は、昨今の学生事情をふまえた指導方法を提示したり、新しい授業形態について紹介したりするものであり、学部・学科間を横断する共通の悩みを共有し

て、その解決策を模索しあい、大学全体の教育活動の活性化を目指すことが目的である。通常はテーマに沿った講師の講演のあと質疑応答が交わされるパターンが多いが、テーマによっては学部学科の垣根を越えた教員同士でグループ討論を行う場合もある。参加者が研修会の最後に提出するアンケートについては、後日集計され、全学的な情報の共有を行っている。「FD 研修会」は短期大学独自の取り組みではないが、当学科教員は大学全体の FD 活動に参画することで刺激を受け、その中から短期大学生にも活用できる授業・教育方法を積極的に取り入れ、教育の質の向上と改善に努めている。

学生への修学支援として、各学期終了後に教務課職員は担当学科の学生一人ひとりの単位修得状況を確認し、一定の基準の単位数を修得できていない学生を把握し、所属学科の学科長とクラス担任教員に報告している。また、成績通知書を配付する際に、履修指導を要する学生にはメモを添付し、当該学生が教務課窓口での学習指導に訪れるよう促している。学生との面談の際には、学生の学習状況を把握し、無理のない履修計画づくりをサポートしている。職員の資質の向上と、業務スキルをアップさせるために、毎年、職員研修計画を策定し、集合研修、業務研修の実施や、職員個々の自己啓発を奨励するほか、各種全学委員会で開催する「ハラスメント研修」、「FD 研修」についても職員研修として位置づけ、職員の参加を促している。

附属図書館では、選書部門を除く図書館業務を業務委託としている。すべて司書資格を有したスタッフにより、閲覧部門、レファレンス部門、整理部門を担当し、選書部門と総務に関しては、専任職員 3 名（内司書資格者 2 名）が担当している。

利用者に対して、通常の種類蔵書、雑誌等に加え、各種データベース（43 種類）、電子ジャーナル（1,881 タイトル）、ILL（図書館相互利用システム）等のサービスを活用して、専門知識を有した司書により提供している。図書館システム「iLiswave-j」による図書管理を行い、自館の所蔵検索はもとより所蔵がない場合でも、ILL に繋がる次のステップへ進める情報を提供している。入学直後には図書館の利用指導を目的として「館内ツアー」や「OPAC（蔵書検索システム）ガイダンス」を開催し、5 月には学習支援を目的とした「レポート作成ガイダンス」を開催している。秋学期には「15 分で学ぶ『今さら聞けない図書館の使い方』」、10 月以降には「『企業情報の集め方』ガイダンス」を開催し、図書館資料の有効利用を促進している。これらは、日時を指定しての開催に加え、希望者があれば 1 名でも特別開催している。また、併設大学学部生のために「卒業研究のためのガイダンス（4 年生）」（5 月）、「同（3 年生）」（10 月）を開催しているが、短期大学部学生の希望があれば参加してもらっている。図書館の各種の催事やサービス関係の情報は、相模女子大学附属図書館の Web サイトにて適宜広報し、このトップページから各利用者別ポータルサイトである「マイライブラリ」へと繋がっていく。

施設面では、カウンター席や丸テーブル、畳スペース等も含む形態の異なる閲覧席に加え、教員専用の読書室も利用がない場合は学生に開放している。また、正課に係わる資格や就職につながる資格に関する資料を別置き、集中して勉強できるように「資格・検定学習室」を設けているほか、ゆったりとした気分で本を読むことができるよう工夫した「ライブラリー・カフェ」と称する部屋に、比較的読みやすい資料を配置し

学生の利用に供している。視聴覚資料についても、1名、2名、5名で利用できる専用ブースを設けており、映像資料を小グループで視聴することも可能である。

開館日数はここ数年 280 日弱であった。授業開講中(含休日授業日)の開館時間は、月～金曜日が 9:00～20:00、土曜日は 9:00～17:00(授業のない土曜日は 9:00～12:30)である。春・秋学期末定期試験開始日の 2 週間前から試験最終日までを試験期体制とし、この期間中の授業実施日祝祭日を含め開館時間を 30 分早めて 8:30～20:00、日曜日を含む休日は 9:00～17:00 で開館している。この開館情報は、前出の相模女子大学附属図書館ホームページ上の「開館カレンダー」にて、開館時間毎の色別カレンダーで視覚的に確認することができる。

書店の協力を得て、学生が興味を持つ資料を中心に 100 冊程度図書館カウンター横に並べ、学生の投票により購入を決定する「選書ウィーク」や、学生が読みたい本を直接書店の書架から選び購入する「選書ツアー」を開催している。また、除籍本などを並べ、希望する資料を自由に持ち帰ることができる「リサイクル市」など、活字離れが進んでいるといわれる学生たちが直に書籍を手にとる機会を増やす試みをしている。

ICT 機器についても、教職員にはパソコンが供与されており、教員は授業資料をパソコンで作成、使用することが多く、また情報収集においてもインターネットを活用するケースが一般的となっている。各教室には学内 LAN が敷設されて、教員はパソコンを学内 LAN へ接続することにより、授業資料やインターネットなどプロジェクターを用いて授業を行っており、授業・学校運営において必要不可欠なものとなっている。

電子メールも学生及び教職員全員にメールアドレスを付与し、入学時のガイダンスで全学生に使用方法を説明している。各種連絡、情報交換に利用にされており、教育・学校運営において積極的に活用している。

また、学生及び教職員に対して ICT 機器の技術支援を行うサポートデスクを設置し、ICT 機器の使用方法などについて様々なサポートを行っている。

教職員は学生の教育課程や学生支援を充実させるため、必要に応じて学外研修を受講するなど、必要なスキルの習得に努めている。

(b) 課題

教職員は、学科課程の学習成果の獲得に向けて個々の責任を果たしており、現状においては特段の課題はない。

ICT について、メールシステムや e-learning システムのメンテナンスが十分でないため、今後、システムの更新が必要である。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に
行っている。〕

■ 基準Ⅱ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部では、新入生に対しては入学直後に、在学生には9月中旬および3月末にそれぞれオリエンテーションを実施している。そこでは主に Student Handbook (提出資料 1) を用いて履修登録の仕方などのガイダンスを行っている。また、休講・補講、予習・復習情報をはじめとする学校生活に係る様々な情報を、Smile Sagami (学生ポータルサイト) にて閲覧することができ、これらは学外からのアクセスが可能となっている。この Smile Sagami を学生が適切に利用できるように、新入生オリエンテーションにおいて「Smile Sagami 利用ガイド」(提出資料 20) を配付し手順を実際に示しながら説明を行っている。

履修登録はこの Smile Sagami を利用して行うが、登録する際にシラバスをワンクリックで閲覧することができ、シラバス (提出資料 18) を確認しながら履修登録を行うことができる。さらに Student Handbook にはカリキュラムツリー (マップ) が掲載されており、学生はそれを指標としながら履修計画を立てることができるようになっている。履修登録の実際の手順については、「Web 履修登録ガイド」(提出資料 21) を配付し、実際にデモンストレーションをしながら説明を行っている。

在学生のオリエンテーションでは、教務課による基本的な履修指導および担任による教育課程に基づいた履修指導が行われる。また、必要に応じて、教務課および学科において学生を呼び出し、個別の面談指導を行っている。資格取得を目標とさせることで、学習への意欲喚起を図っており、全学生が目標を達成し、履修科目を適切に選択できるように支援・指導を行っている。

全学共通科目では「フレッシュマンゼミナール」において自校教育や学習の基礎となる知識、教養の修得を目指している。

また、GPA が 1.0 未満の学生については、学科と連携を図りながら個別面談を行い、学習意欲が低下している学生や成績不振学生の早期発見、対応を行っている。また、オフィスアワーを設け、学習上の悩みなどはその中で十分に対応をしている。

学習意欲の高い学生については、ゼミナールや実践栄養学特論実習、食物栄養総合演習などにおいて指導し、特にゼミナールでは学生が自身の興味・関心に従ってテーマを設定して研究に取り組み、ゼミ担当教員が個別に指導を行うことにより、高い学習成果をあげられるようにしている。

留学生の受け入れは行っていないが、本短期大学部学生の派遣としては、協定校となるマニトバ州立大学 (カナダ)、カリフォルニア州立大学チコ校 (アメリカ合衆国)、ソウル女子大学 (韓国)、文藻外語大学 (台湾)、セント・ラサール大学 (フィリピン) において短期語学研修プログラムを設定し、2014 (平成 26) 年度に 3 名、2015 (平成 27) 年度に 4 名を派遣している。

(b) 課題

本短期大学部ならびに栄養士養成課程として必要な生物、化学の基礎知識について、入学前教育を実施しているが、時期的な問題があり、対象者が推薦及び AO 入試合格者に限られている。スムーズな高大接続環境と基礎学力の補完が学習支援の課題である。

留学に関しては、栄養士養成として 2 年間の教育課程となるため、短期プログラムに集中し 2016 度の派遣がなく、学生への積極的な参加促進が課題となる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

大学事務部のもとに学生支援課を置き、奨学金、課外活動、学費に関すること、アルバイト、住まいに関すること、障がい学生修学支援など、学生生活全般に関して支援を行っている。また、各種全学委員会通則に沿って全学学生支援委員会を設け、教育担当副学長を委員長に置き、各学部より教員 1 名および学生支援課職員にて構成され、奨学生の選考や入学前教育、障がい学生修学支援等、学生生活全般に関して学生支援の充実に努めている。その他、クラス担任制度や全教員オフィスアワーを設け、教学・生活面のフォローに努めている。

学生自治会は中央執行委員会等の各委員会と文体部連合会で組織しており、その運営にあたっては学生支援課が中心となって支援している。多種多様な補助金を設け、毎年 5 月に補助金に関する説明会を開催しており、2 月にはリーダーズキャンプを 2 日間に亘って開催し、新旧引継ぎおよび指導力・実行力の強化に努めている。8 月には防犯と安全対策のために本短期大学部の保健センター、神奈川県相模原南警察署、相模原市消防署から講師を招き、護身術・応急手当講習会を開催している。さらに学園祭では、大学祭実行委員会が中心となって運営するが、教員の積極的な参加および事務職員全員が担当にあたるなど全学をあげて成功につながるよう取り組んでいる。

学生食堂として「カフェテリア 101」(310 席)、軽食・喫茶スペースとして「ティールounge 2002」(140 席)を設置しており、ガラス面が大きく開放感のある造りとなっている。食堂営業時間外も学生の自習スペースや学生同士のコミュニケーションの場として活用している。また、学園祭や新入生歓迎会の学校行事はもとより、地域イベント等にも幅広く利用している。3 号館には、文具類・日用品・大学指定の教科

書・一般書籍・飲食類などを販売しており、売店機能を充実させている。また、飲料等の自動販売機（15台）を配置し、学生生活の利便性を支援している。主たる講義棟にはラウンジを設置し、休憩はもとより学生同士のコミュニティーの場として学生が自由に使用できるように環境を整備している。マーガレット本館のラウンジにはパソコン14台、7号館ラウンジにパソコン7台を配置、11号館には自由に利用できるパソコンルームとしてパソコン40台を配し、学生が情報の検索、学習の準備等ができる体制を整備している。また、各建物の外部テラスやピロティーにテーブル、いすを設置し、四季の空気を感じながらくつろげるスペースを提供している。キャンパスは桜並木や銀杏並木など、緑豊かで四季折々の表情を見せる景観は学生に安らぎと快適な空間を創りだしている。特に「100年桜」の开花時には地域住民への開放を行うとともに、旧陸軍施設「茜館」・「フランス庭園」は相模原市の登録文化財に指定されており、内観希望者は自由に見学できる体制を整え、地域との交流に努めている。

入学時の住まいの紹介について、4社の民間業者に紹介業務を委託し、部屋探しの案内から契約までを支援している。本短期大学部学生専用として、二棟のマンションを借用しており、管理・運営業務は委託にて提供している。その一つは、65戸のマンションで、最寄り駅（小田急線）東林間駅より徒歩5分、本短期大学部からも自転車で約10分の立地にある。オートロックや防犯カメラを設置し、平日は女性管理人が常駐しており、セキュリティ面も充実している。また、家具付で共有部にはコインランドリーやコミュニティールームを設置している。もう一棟は、2011（平成23）年度より学生専用マンションとして入居が開始され、戸数18戸、最寄り駅（小田急線）小田急相模原駅より徒歩5分、本短期大学部からも自転車で約12分の立地にある。オートロックや防犯カメラも設置し、間取りも25m²と広めである。システムキッチンも設置されており、設備面も充実している。

本短期大学部の通学環境としては最寄り駅（小田急線）相模大野駅から徒歩10分程度の立地にありスクールバスは運行していない。自転車通学を希望する学生には安全に配慮して自転車登校ができるよう自転車交通安全講習会への参加を義務づけ、自転車保険の加入後に自転車通学許可のステッカーを発行している。また、学内には数箇所の駐輪場を設置している。

学生に対する経済的な支援として、学納金の延納・分納制度、公的な奨学金の他、下表の通り本短期大学部独自の奨学制度を設けている。入学試験成績優秀者を奨励する制度、在学中に修学意欲があるにもかかわらず経済的困窮にある学生に対し、経済面での負担や不安を軽減する制度、留学支援の制度の三つの柱がある。入学後に家計支持者の死亡や失職等による家計状況の急変による経済的支援を目的とした「相模女子大学短期大学部緊急給付奨学金」、成績優秀者に対する奨学金として「相模女子大学短期大学部特別奨学金」・「相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金」など様々な奨学金制度を設け経済的な負担の軽減に努めている。

奨学金制度の実績等は次の表の通りである。

奨学金一覧（2016（平成28）年度分）

申請時期	奨学金名称	条件	支給方法	内容
			募集人数	
			出願(希望)者	
			採用(合格)人数	
入学試験	相模女子大学短期大学部特別奨学生制度	大学入試センター試験利用入試A日程および一般入試A日程(2教科入試)の成績優秀者	免除	入学年度の授業料全額免除。2年生以降については、成績が一定の水準を下回る場合を除き、継続して授業料の全額を免除する。
			若干名	
			45名	
			1名	
入学試験	相模女子大学短期大学部地方学生支援特別奨学金制度	大学入試センター試験利用入試A日程、地区会場での公募生推薦入試・同窓生子女推薦入試を希望する受験者の中の成績優秀者	給付	入学年度の1年に限り、給付金(年額30万円)を支給する。
			30名 (大学含)	
			8名	
			5名 (うち1名辞退)	
在学中	相模女子大学奨学金	【学力】1年生は出身高校の調査書の評定平均値が3.2以上であること。2年生以上は前年度の成績が上位1/2以内であること 【家計】日本学生支援機構第一種奨学金の算定基準に準じる	貸与	1年間の授業料相当額を貸与。継続を希望する場合は継続願を提出の上、再度成績や家計等を審査し継続を認める。卒業年次生に限り、希望者には学費相当額の貸与が認められる場合がある。
			28名程度 (大学・院含)	
			新規 1名	
			新規 1名	
	相模女子大学短期大学部後援会給付奨学金	【学力】2年生以上は前年度の成績が上位1/2以内であること 【家計】日本学生支援機構第一種奨学金の算定基準に準じる	給付	秋学期授業料相当額を給付。 勉学意欲の強い卒業年次生を優先に、経済的理由により修学が困難な者に対して原則として在学中1回限り給付する。
			20名 (大学含)	
			7名	
			6名	

	相模女子大学緊急 給付奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の急変等の経済的理由により修学継続が困難な者 ・過去に奨学金給付を受けていない者 	給付 各学科若干名 0名 0名	春学期または秋学期いずれかの授業料相当額を給付。
	相模女子大学同窓会（翠葉会）卒業時緊急奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会終身会費納入済みの者 ・就職が内定している者 	貸与 若干名 受付中 —	秋学期学費相当額を満額に、希望額を貸与。卒業年次生において、経済的理由により卒業が困難となる者に対して貸与する。
留学	留学奨励奨学金	留学選考合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・半年もしくは1年間の留学希望者で英語力（TOEIC）および学内成績が所定の基準以上、さらに面接試験優良者 ・所定の単位を修得している者 	給付 若干名 0名 0名	協定校留学の場合：授業料相当額 認定校留学の場合：授業料相当額の半額
	国際交流特待奨学金	留学選考合格者 <ul style="list-style-type: none"> ・協定校への留学希望者・英語力（TOEIC）および学内成績が所定の基準以上、さらに面接試験優秀者 ・所定の単位を修得している者 	給付 若干名 0名 0名	1年間留学の場合：60万円 半年間留学の場合：30万円

また、日本学生支援機構の奨学金（第一種、第二種）は、多くの学生が貸与を希望している。そのため、安易に奨学金の貸与を勧めるのではなく、奨学金説明会の実施等により、奨学金におけるメリットとデメリットの両面を理解させるよう努めている。なお、学生への配付物Student Handbook^{（提出資料1）}で紹介するほか、大学案内^{（提出資料4）}やWebサイ

ト「奨学金」^(備付資料37)においても奨学金等の情報を提供している。

学生の健康管理として、学生相談室と保健センター^(備付資料40)を設置している。学生支援課のもとに学生相談室は組織されており、学生支援課とは別棟に事務室および相談室を設けている。月～金の10時～17時でカウンセラーが個別相談に応じている。また、室内には寛ぎのスペースがあり、空き時間などでの学生の居場所となっている。

近年、精神的な悩みを抱える学生が増加傾向にあり、保健センターでは精神科医が週1日勤務し、学生の個別相談と、教職員の学生対応について相談に応じている。メンタルヘルスに関しては、保健センターと学生相談室が必要に応じて情報を共有し、連携して対応にあたっている。

学生生活支援における定期的なチェックとして2015(平成27)年度、全学生を対象に学生生活実態調査^(備付資料12)を行った。その結果を基に各種全学委員会、各学科にて改善計画を作成し、対策に取り組んでいる。また、2013(平成25)年度卒業生以降は、卒業前に「卒業年次生アンケート」^(備付資料14)を取り、必要に応じて改善を行い、日ごろより学生の意見を聴取できるように投書箱を設置し、個別の意見にも対応している。

障がい者の受け入れのための整備としては、相模女子大学・相模女子大学短期大学部障がい学生修学支援規程^(備付資料75)に基づき、障がい者への修学支援を行っている。現在、短期大学部生に障がい学生はいない。しかし、聴覚障がい学生が入学してもよいように年2回のノートテイク講習会^(備付資料41)を開催し、学生ノートテイクを大学とともに育成している。また、学内の施設にはエレベーターやみんなのトイレ等を設置し、車いすの学生にも対応できるようにしている。

社会人学生については、社会人入試制度を設けて受入を行っている。社会人学生と一般学生は特に区別することなく対応をしている。本短期大学部では長期履修生を受け入れる体制を整えていないが、2016(平成28)年度より制度の検討を開始しているところである。

学生の社会的活動支援としては、キャリア形成につながる活動として位置づけ^(備付資料42)、積極的に活動することを促している。特に課外活動において顕著な活躍をした学生を顕彰する課外活動奨励賞を設置し、毎年、地域活動やボランティアなどに取り組む学生の中から特に活躍した学生を表彰している。^(備付資料43) また、相模原市の協力を得て、「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」^(備付資料44)を創設し、年間一定以上の地域貢献活動を自主的に行った学生に市からボランティア認定証を贈呈している。

(b) 課題

学生生活支援として必要な事務組織体制は整えているが、事務局が一箇所に集中していないため、相談先を迷う学生もいる。そのような学生を出さないよう窓口体制の整備が課題である。

学内の厚生施設のカフェテリアは昼休みに学生が集中するため、混雑してしまう。

屋外に設置してあるテーブル・いすが現状の台数では不足、学生が食事や休憩などで過ごす場所を確保することが課題である。

通学時における学生の歩道の歩き方で近隣住民から苦情が出ることもり、学生のマナー改善のため警備員を配置している。今後も近隣住民との良好な関係を保ち続けることが課題である。

長期履修制度については、栄養士養成課程としての1クラスの人数制限がある中で、長期履修生をどのように対応していくかを検討する必要がある。

学生の社会的活動の範囲が在所する神奈川県や相模原市に限らず、多数の遠方の地域に及んでいることから、学生が活動する際に必要となる旅費や宿泊費といった資金面の確保が課題となる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価

(a) 現状

大学事務部内のもとにキャリア支援課を置き、専任職員7名および業務委託のキャリアカウンセラー2名体制で学生の就職支援を行っている。

キャリア支援課内には求人票の掲示板が設置されており、栄養士の求人とその他の求人とに分けて掲示されている。求人票は無料のコピー機でコピーが可能である。また、企業・団体のパンフレットや先輩の入社試験報告書をファイリングしており、窓口が開いている時間帯は自由に閲覧ができる。その他、試験対策図書の貸出も行っている。就職システムに求人情報を登録しており、学生はスマートフォンやパソコンを利用して、どこからでも最新の求人情報を検索することができるほか、入社試験報告書の閲覧も就職システムを利用して可能となっている。なお、就職システムを利用することによって、2011（平成23）年度は3,332件だった求人件数が2015（平成27）年度は7,512件と大幅に増加した。

職員は学科ごとに担当者を配置し、1年次の秋学期と2年次の春学期に全学生を対象に面談を行っているほか、希望する学生は担当者との進路・就職相談を受けることができる。1年次に対しては年間16回の就職準備講座の中で一般常識・職業適性検査・SPI等の対策講座、自己分析、業界・企業・職種研究、面接・グループディスカッション対策、履歴書・エントリーシート対策を実施している。また、年10回ほどの学内合同企業説明会や栄養士セミナー、OGや内定者と交流するイベント、履歴書貼付用写真撮影会、マナー講座、企業見学会、他大学との合同面接会、インターンシップなどを実施し、就職活動が順調に行えるよう支援をしている。

また、キャリア形成の一環として、内定者や卒業生、様々な活動を行っている先輩の話聞くイベントを昼休みに実施しているほか、学外でホスピタリティーに関して学ぶ講座も実施している。その他、出身学生の多い地方自治体と協力し、職員が引率

して学生に地方の企業を見学させるなどのイベントも実施している。

就職のための資格取得支援としては、公益財団法人実務技能検定協会が実施している「ビジネス実務マナー検定」を年に2回、学内にて行っており、希望者には受験料の補助を受けた上で受験することが可能となっている。

卒業時の就職状況を業種および職種別に分析して学生に公開しており、進路選択をする上での具体的な指標となっているほか、保護者や教員への説明材料としても活用している。

進学希望者に対しては、併設大学と他大学への推薦入試等も含めて説明会を実施するとともに、併設大学の栄養科学部に編入学した先輩との交流会を実施している。他大学への進学は個別に相談を受け付けるなど、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。

卒業生への進路支援も行っており、希望者は就職システムを利用できるほか、担当者やキャリアカウンセラーによる進路・就職相談も受け付けている。

(b) 課題

繁忙期は業務委託のキャリアカウンセラーの予約が2週間先まで埋まってしまうこともあり、就職試験を直前に控えエントリーシートの添削や模擬面接を希望している学生など、必要な時に必要なカウンセリングを受けることができないケースも発生している。

全学生を対象に面談を行っているが、通知しても面談に来ない学生もいるため、電話連絡など業務が煩雑になっている。学科の教員らと連携を取るなど対策を講じる必要がある。

就職準備講座などイベントの参加率が前年度より減少しており、また、「ビジネス実務マナー検定」の受験数も少ない。栄養士資格取得を目指している学科のため、授業数が多く空き時間が少ないことから参加者や受験者を増やすことが課題である。書類作成や筆記試験対策、面接対策など、就職活動に関するテクニックを習得させるための方策を立てることも不可欠である。

卒業生が施設等で栄養士として働く場合、早朝からの勤務などもあり、ほかの業種より比較的多く早期退職に至るケースがあった。就職活動を行う際、現場の状況や自身の適性についてきちんと理解した上で企業・団体を選択すべきであり、就職意識の向上などキャリア教育の充実が課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

入学者の受け入れの方針は、毎年作成する大学案内^(提出資料4)や入学試験要項^(提出資料15)、Webサイト「大学案内デジタルパンフレット」^(提出資料5)に掲載し、受験生を始め学外に対して明確に示している。

また、年間8回のオープンキャンパスや入試説明会、県内外で実施する進学相談会、高校への出張講義及び説明会、あるいは受験生の個別見学等あらゆる機会を通じて、直接受験生に資料を配布し説明をしている。一方、高校教員に対しては、入試課職員およびA0(アドミッションズ・オフィス)室員、進学アドバイザーによる高校訪問時や教員対象説明会の機会を利用して、説明を行っている。

入試課は、受験希望者の問い合わせ窓口としており、電話および窓口、Webサイト、電子メール等において受験生の立場に立って入試課職員・学生アルバイトが親切丁寧に対応している。また、問い合わせ先の電話番号をフリーダイヤルにすることで受験生に金銭的負担をかけないよう配慮している。

広報については、大学案内の制作、進学相談会への参加、高校訪問、オープンキャンパス、入試説明会、高校教員対象入試説明会の開催、資料請求者への対応等広報業務全般を入試課で立案し、学生募集担当を含め、事務職員全員で行っている。

入試については、入学試験要項、受験ガイド^(提出資料16)の作成・配布、入学願書の受け付け、合否判定資料の作成、合格通知書の発送等一連の入試業務を入試課で行っている。

入学試験の選抜方法はA0入試、推薦入試[指定校制・公募制(学校長推薦)・同窓生特別・高等部]、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試のように多様な入試制度を採用している。入学試験はアドミッションポリシーに沿い本短期大学部独自の実施要領のルールに則って公正かつ正確に実施している。さらに、入学試験を担当する教職員全員に対し事前に実施要領を配付している。試験当日は円滑に入学試験を遂行するための説明会を実施し、実施要領の周知徹底を図っている。入学試験問題の作成、出願書類の処理、合否判定資料の作成、合格書類の作成・発送業務等はミスのないように細心の注意を払って厳格で公正に行っている。また、全ての入学試験において合否判定会議が開催され、厳正なる判定を行っている。

入学予定者の学習支援として、年内に入学が決定している者については、入学する学科の学習に連動した内容の課題を入学前に課している。また、基礎学力担保と学習習慣維持のため主要5教科によるe-learning教材を導入している。さらには、入学前に本短期大学部内にてスクーリングを実施し、短大生活に対する不安の軽減はもとより、高等学校から大学教育へのスムーズな移行を図っており、比較的早期に入学が決定した場合でも、入学までの期間、短大進学への高い意識を維持することに効果を得ている。

一人暮らしを予定している者に対しては、「住まいのGUIDEBOOK」^(備付資料15)を作成し、

物件の情報提供をしつつ、住まいの相談会を年 3 回開催し、物件探しから契約まで不安なく行えるよう手厚いサポートに努めている。

入学後の新入生への学習支援として、4 月初頭に新入生オリエンテーションを実施している。内容は学科での学びや履修の基本的な流れ、学則や諸規程の確認、学生生活、奨学金についての手続き等、必要な事項を教職員が説明および指導を行っている。

(b) 課題

入学者受け入れの方針は現在でも十分ではあるが、さらに分かり易く、入学前の学習成果を把握・評価する内容等を検討していく必要がある。また、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）を意識した学生募集活動・入学者選抜方法の充実をいっそう推進する必要がある。さらに、多様な入試形態を取り入れていった結果、それぞれの入試の趣旨、違いが分かりにくくなっているため、受験生に分かりやすいよう、整理する必要がある。

新入生オリエンテーションの日程が過密であるため、与えられる情報量が非常に多い。いかに整理して学生に分かりやすく説明をするかが課題である。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

入学前教育について、入学者全員を対象とする制度の導入について検討する。また、基礎学力が不足している学生についての対応を、全学的に検討する必要がある。主要 5 教科については、2017（平成 29）年度入学生より e-learning による入学前の学習を導入している。

学生支援における事務部署が一箇所ではなく離れており、同じ建物内に移動することは現実的ではないため窓口に来た学生への積極的な声掛け案内、部署間の情報共有を行う必要がある。

厚生施設の充実として屋内外のスペースに机・いすを増設する。また、フード・ドリンクのキッチンカーを構内に入れ、学生食堂以外でも楽しく食事ができる環境作りを行う必要がある。

通学時の課題解消として本短期大学部近くの交差点に警備員を配置し、学生の安全確保とマナー向上に努めている。苦情は減っているものの継続的な指導が必要である。

長期履修制度について、制度を制定した場合にどのような問題点があるかを洗い出し、制度制定をするか検討する。

新入生オリエンテーションでの説明事項について、各課での調整を図り、本当に必要であるかどうかの精査を行い、新入生の過度な負担にならないようにする。

■ 基準Ⅱ-B 学生支援に関する資料

提出資料	
1	Student Handbook 2016
20	Smile Sagami 利用ガイド
21	WEB 履修登録ガイド
22	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2016 大学案内
4	相模女子大学・相模女子大学短期大学部 2017 大学案内
5	Web サイト「大学案内デジタルパンフレット」 http://www.sagami-wu.ac.jp/SAGAMI_CREATED/pamph/
23	2016 年度入学試験要項
15	2017 年度入学試験要項
24	Web サイト「WEB 出願について」 http://www.sagami-wu.ac.jp/exam/exam_info/web.html

備付資料	
12	2015(平成 27)年度学生生活実態調査報告書
13	就職先からの卒業生に対する評価結果
14	卒業年次生アンケート調査分析結果 (2016.3)
15	住まいの GUIDE BOOK 2017
16	入学予定者対象「入学前教育」について
17	化学基礎の必修整理ノート
18	2015 年度秋学期オリエンテーション
19	2016 年度秋学期 実験・実習初回 持ち物表
20	2017 年度春学期 実験・実習初回 持ち物表
21	学生個人カード
22	短期大学部食物栄養学科業種別内定先 (平成 26 年度～平成 28 年度)
23	Web サイト「学科別就職先」 http://www.sagami-wu.ac.jp/work/department/
24	2014 年度～2016 年度 GPA 分布図
25	授業評価アンケート用紙
26	2016 年度短期大学部食物栄養学科授業評価アンケートの分析
27	Web サイト「学生による授業評価」(学内専用)
28	2016 (平成 28) 年度科目等履修生募集要項 (本学卒業生用)

29	2016（平成 28）年度科目等履修生募集要項
30	2016（平成 28）年度「まなびのパスポート」募集要項
31	Web サイト「科目等履修生制度」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/non_degree/
32	Sagami International Exchange Guidebook 2016 国際交流ガイドブック
33	2016（平成 28）年度相模女子大学・相模女子大学短期大学部 FD 活動報告
34	2016 年度職員研修実施一覧
35	社団法人全国栄養士養成施設協会作成「栄養士養成課程コアカリキュラム」
36	Web サイト「オフィスアワー・担任制度」 http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/support/officehour.html
37	Web サイト「奨学金」 http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/scholarship/
38	Web サイト「社会人特別入試」 http://www.sagami-wu.ac.jp/exam/exam_info/exam/special.html
39	Web サイト「学生生活サポート 住まい・ロッカー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/support/life/house.html
40	Web サイト「健康管理 保健センター」 http://www.sagami-wu.ac.jp/campus/health/center/
41	Web サイト「【学生支援】在学生を対象にノートテイク講習会を開催しました」 http://www.sagami-wu.ac.jp/news/2016/08/05/007211.html
42	キャリア形成支援プログラム
43	Web サイト「卒業生に関する各種表彰が行われました」 http://www.sagami-wu.ac.jp/news/2016/03/14/006598.html
44	平成 28 年度相模原市・市民活動ボランティア認定制度

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

入学前教育の対象者について全学学生支援委員会で検討する。また、基礎学力が不足する学生の対応について全学教務委員会および共通教育機構運営委員会で検討する。

学生支援の事務組織の満足度の向上について定期的に開催される大学事務部会議にて情報を共有し、管理職がリーダーシップを取り、全体の情報共有およびサービスの質の向上を図っていく。

通学のための便宜及びキャンパスのアメニティ等については昨年度より事務局内で設置した職員委員会の満足度向上部会で検討し、全学学生支援委員会へ提案し、さらに検討を行っていく。

社会人学生の学習を支援する体制や長期履修生を受け入れる体制については、教務課で制度について原案を作成し、短期大学部役職者と調整の上、全学教務委員会において審議する。

新入生への過度な負担をかけないオリエンテーションとなるように、各課と調整を行い、担当事務局にてオリエンテーション日程の原案を作成する。その後、全学教務委員会にて諮り決定する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 退学者分析に基づく入学前交流会の開催

過去数年における本短期大学部学生の退学理由を調査した結果、全日制以外の高校（単位制、通信制、定時制、大卒検定）からの入学者における退学の割合が高いことがわかり、その対策を究明するために在学生（全日制以外の高校出身者）へのヒアリングを行った。ヒアリング結果から入学前に仲間づくりの機会をつくること、大学に来やすい環境づくりを行うことが重要であることが判明したため、入学式前に交流会を開催したところ、該当学生の約7割が参加し、入学前の不安を解消・軽減することに成功した。こうした学生に対しては今後も継続的にフォローアップを行う予定である。

(2) 「キャリア形成支援ポリシー」^(備付資料 42) の策定

本短期大学部のスローガン「見つめる人になる。見つける人になる。」に基づき、本短期大学部では、

地域の未来を、女性ならではの着眼点で発想し、そして貢献していく女性の育成を目指し、本短期大学部独自の課題活動プログラム（地域貢献活動）を発展させてきたが、こうした活動をキャリア形成の一環として位置付けるために「キャリア形成支援ポリシー」を策定した。このポリシーの策定により、学生に3つのまなびの場（自分の世界を広げる場・今、自分にできることを見つけ、実行する場・自分の人生（キャリア）を考える場）を提供し、教職員が一丸となったサポート（教職員の行動指針）に取り組んでいる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

教員組織については、学校教育法に基づく短期大学設置基準および栄養士法施行規則^(備付資料 55)を順守する人数の教員を配置し、かつ、本短期大学部および当学科の教育目的・目標を達成するに適う人材で構成されている。教員の募集、採用に関しては「相模女子大学短期大学部教員採用手続規程」^(備付資料 75)、「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」^(備付資料 75)に即して行われ、また、教員の昇任に関しては「相模女子大学短期大学部教員昇任手続規程」および「短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則」^(備付資料 56)に即して行われており、いずれも厳正かつ適正に運用している。

教育研究活動については、専任教員には「研究費規程」^(備付資料 75)等に基づき年間一定額の個人研究費が交付されており、さらには特定研究助成費、学術図書刊行助成費、海外出張助成費等の各種学内研究助成費の制度も確立している。また、講師以上の専任教員には個人研究室が配備されているなど教育研究体制の整備が行われている。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部では、学校教育法における短期大学設置基準を順守する人数の専任教員を配置している。短期大学部は現在食物栄養学科のみの単科編成であるため、短期大学部配属教員数＝食物栄養学科配属教員数となっている。講師以上の専任教員数は入学定員 120 名に対して、教授 5 名、准教授 1 名、講師 4 名(2016 (平成 28) 年度現在の編成；2017 (平成 29) 年度になると教授 4 名、准教授 2 名、講師 4 名の編成となる)の計 10 名であり、規定の人数を充足している。また栄養士養成施設の認可を受けている食物栄養学科としては、「栄養士法施行規則」9 条 3～10 号(備付資料 55)に記載されている教員配置についても順守している。すなわち、栄養士養成施設の指定規則に規定された教育内容である 6 つの分野（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）に対して、それぞれの教育内容に適合した有資格者ならびに人数の配置を行っており、その総計は 9 名以上とするという規定にも準拠している。なお、栄養士施行規則では専任助手の人数も規定している。規定には「教育内容を担当する専任助手の数は 3 名以上であり、そのうち 2 名以上は管理栄養士であること」とあるが、当学科で開講する実験実習科目の補助を担当する専任助手は 6 名でその全員が管理栄養士有資格者(2016 (平成 28) 年度現在)である。また、当学科に所属する非常勤講師の人数は 10 名である(2016 (平成 28) 年度現在)。いずれも専任教員と十分に打ち合わせを行い、当学科の教育方針に沿った指導を実践してもらっている。なお、短期大学部開講の全学共通科目においては、当学科専任教員 1 名、本学四年制学部専任教員 6 名、非常勤講師 5 名の編成にて執行している。全学共通科目においては、短期大学生としてより広い視野にたった分野の学修が望まれるところであるが、そこで本学四年制学部所属であり各専門領域で活躍する専任教員の協力を得ている現状はたいへん有意義なものとして受け止めている。

当学科の専任教員人事においては、本短期大学部の教育理念に賛同し、また学科が掲げる教育目的や目標を理解して、それに見合う教育を実践してもらえる人材を選考している。専任教員の募集、採用に関しては「相模女子大学短期大学部教員採用手続規程」(備付資料 75)、「相模女子大学短期大学部教員資格審査基準」(備付資料 75)に即して行われている。専任教員を公募する際は、学科において定めた公募要領を「学内掲示」、「Web サイト」、「Jrec-In 研究者人材データベース」において開示し、広く人材を募集している。選考に関してはまず、応募者から送付された履歴書・研究業績書等をもとに、学科において選定した資格審査委員 3 名が公募要領とすり合わせる形で資格の有無を検討し選別を行い、その後、学科会議において書類審査を実施し、担当科目との適合性などについて諮る選考を実施する(第一次選考)。この第一次選考で絞られた候補者数名につ

いては、来校していただき、面接審査ならびに担当する科目に係る模擬授業を実施してもらおう。その状況を受けて、後日、学科会議において第二次選考を行い、最終候補者 1 名の決定に至る。学科の審議が終了すると、その流れを受けた教授会は資格審査委員会を組織(委員 5 名)し、その委員会において学科が選定した候補者 1 名の適否について判断する。その後、学科並びに資格審査委員会からの報告を受けた教授会がこれを審議し、その採用の可否を決する。この一連の流れを経た後、最終的には教授会にて採択された者は学長に上申され、その決裁がおりることで本採用が決定する。

専任教員の職位についてであるが、その採用時においては、学位、教育実績、研究業績などの経歴を主要な判断基準として「短期大学部教員資格審査基準」と照合して決定している。専任教員の昇任は「相模女子大学短期大学部教員昇任手続規程」および「短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則」に即して行われる。昇任を願い出る教員より提出された「教員昇任に関する申請書」「履歴書」「業績評価書」をもとにして、教授会において組織された昇任審査委員会(委員 4 名)が審議し、その推薦の可否を決定、その後、教授会の議を経て昇任が決定する。

なお 2017(平成 29)年度、本短期大学部では「求める教員像と教員組織の編成方針」を策定した。この方針は Web サイト「求める教員像と教員組織の編成方針」(備付資料 57)等に掲載し、学内外に表明している。

(b) 課題

短期大学部設置基準ならびに栄養士法施行規則に準拠した教員配置であり、当学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織の編成がなされている現状では、特段の課題はない。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員の研究活動(論文発表、学会活動等)は、学科の教育課程編成・実施の方針に沿って行われており、その成果は担当する授業科目の内容に還元され、ひいては学生の学修成果の向上にも寄与している。専任教員に対しては個人研究室が整備されており、教員が共同で使用できる無菌室、動物飼育室、官能検査室等も完備している。また、学内無線 LAN の整備も行われており、不便なく教育研究活動ができる環境が整っている。

本短期大学部では、専任教員の教育研究環境を整備しその支援を行うことを主たる目的とした部署として教育研究推進課が設置されている。当該課では、教育研究全般に係る種々の規程を管理し、教員に対して常に適正な情報を提供している。研究活動資金に関する規程としては「研究費規程」(備付資料 75)があり、そこでは研究費の使途、分

類、手続き、請求等を定めている。また、金額等を含む執行に係る詳細については別途「学内研究費執行ルール」(備付資料 58)を制定している。学内研究費としては、教員の研究活動の助成を目的として、助教以上の専任教員には年間 35 万円、助手には 15 万円の個人研究費(教育研究費)が支給される。ほかに助手も含む全ての専任教員を対象として、研究出張旅費 11 万円が支給される。そのほか特定研究助成費、学術図書刊行助成費、海外出張助成費等の各種学内研究助成費の制度も整っている。以上の助成費は毎年公募し、研究費審議委員会が招集され、提出された応募書類の内容を精査し、採択の有無を諮る。また、研究倫理に関する規程(備付資料 75)も整備されており、この内容は Web サイト「研究倫理に関する規程」(備付資料 60)にて公開している。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程も「研究費規程(海外出張助成費)」をはじめとして、「大学・短期大学部教員留学規程」、「留学規程施行細則」、「相模女子大学短期大学部研究専念期間制度に関する規程」、「研究専念期間制度施行細則」、「国外出張旅費規程」があり、いずれも整備されている(備付資料 75)。

本短期大学部では専任教員の外部資金獲得にも積極的な支援を行っており、教育研究推進課を中心とした各関係部署は科学研究費補助金をはじめとした外部資金獲得に必要な情報を適宜教員に提供している。また科学研究費補助金の学内説明会等を定期的に開催し、研究活動の活性化を推進している。食物栄養学科教員の 2014(平成 26)～2016(平成 28)年度における科学研究費補助金の申請ならびに採択件数は、申請件数 2 件、そのうち採択件数 1 件(備付資料 52)という状況にある。

本短期大学部では、専任教員の研究成果を発表する機会の一つとして「相模女子大学紀要」を毎年度刊行している。投稿の申し込みは「相模女子大学紀要投稿及び執筆要領」(備付資料 59)で定めており、教授会等でも周知を行っている。また、紀要は冊子媒体だけでなく機関リポジトリに掲載し、学内外へ無償で公開している(備付資料 50)。紀要への投稿を含めた専任教員個人の研究活動状況については、Web サイト「短期大学部 食物栄養学科 教員紹介」(備付資料 61)にて公開している。

専任教員の研究、研修等を行う時間は基本的には確保されている。研究日に係る規程は制定されていないが、教務課において授業時間割を組む際、専任教員の担当する科目は月曜から金曜の 5 授業曜日のうちの 3 日間に配置(ほかに会議曜日が 1 日)して編成することを原則としており、残りの 1 日を研究日とするよう配慮されている。

本短期大学部では「相模女子大学・相模女子大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程」(備付資料 75)を整備し、その規程に基づきファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を設置している。当該委員会においては、授業改善を目的とした教員間での授業公開や学生による授業評価アンケートなどを実施している。授業評価アンケート結果は各科目担当者にフィードバックされ、所見の提出を義務付けている。提出された所見は、学内者用 Web サイト「学生による授業評価」(備付資料 27)にて公開されている。ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会が企画し開催する FD 研修会は、春学期と秋学期に各 1 回実施される。2016(平成 28)年度第 1 回 FD 研修会の参加率は 50%で、「授業での悩みや困りごとをみんなで解決しよう」というテーマのもと、教員だけでなく職員も交え、解決策についてグループディスカッションを行

った。第2回FD研修会の参加率は81.3%で、「知っておくと役立つ精神疾患と対応 ― 青年期の心性を踏まえて―」というテーマで、具体的な症例別の特徴や、事前に受け付けた教職員からの相談に対する対応方法について、本短期大学部保健センター学生相談精神科医に講演いただいた。以上のことにより、FD推進活動は適切に行われていると判断する。

(b) 課題

授業時間割編成上の配慮により、原則として専任教員は週1日の研究日が確保されているが、研究日を曜日で指定することは適わず、また、時間割編成の都合上、まる1日の研究日が確保できないこともある。今後は、研究日に係る規程の整備が望まれる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

事務組織等に関わる諸規程については、所管部署である学園事務部人事課において必要な規程を整備している。また、事務組織の責任体制については、「学校法人相模女子大学経営管理機構」^(備付資料 75)及び「経営管理機構における職務権限規程」^(備付資料 75)において明確に定められている。

事務職員の業務上必要な知識及び技能を修得させ、業務効率の向上を図るために職員研修規程を定め、集団研修、業務研修、自己啓発を実施している。この規程に基づき、人事課が年度ごとに研修計画を作成し、すべての職員又は専門的な職能が必要な特定の職員を対象に研修を実施し、人材の育成に努めている。

日常業務の遂行にあたっては業務マニュアルの作成を義務付けており、日々の業務の見直しや改善を習慣化させている。また、事務職員人事評価規程^(備付資料 75)を整備し、評価項目に、「企画力」、「実行力」、「チャレンジ意欲」、「効率性」などを位置づけることで、日頃から職員が業務の見直しや改善を意識し、具体的なアクションを起こすように促している。

大学事務部の各部署は、学生が利用しやすいような場所にそれぞれの事務室を配置しており(例:学生がもっとも集まりやすい本館の1階に教務課、学生支援課、連携教育推進課を配置)、各事務室にはパソコン、ファックス、コピー機など必要な情報機器や備品を整備している。

新入生を対象とした消防避難訓練を毎年4月に実施するほか、緊急時の対応方法について各教室に掲示している。

情報セキュリティ対策としては、学内のすべてのコンピュータにウィルス対策ソ

フトウェアをインストールするとともに、外部からの不正なアクセスへの対策も講じている。

大学事務部では、月に2回程度部会議を開催し、教育研究活動における各課の状況を共有し、学習成果の向上に努めている。特に関連する部署間では事例が連動していくため、有効な情報共有の場となっている。直近では、全学学生支援委員会（学生支援課）からの課題の共有として、障がいのある学生への指導についてファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会（教育研究推進課）に共有され、障がいのある学生への指導をテーマにFD研修会を共同で開催した。さらに、学内で行われている様々な正課内外の活動について、これまで各課がそれぞれの時期に募集している活動（短期・長期）を年間の一覧表とし学生へ配付している。学ぶ内容を一覧表として確認できることは有益であり、計画性を持って参加できる環境になっている。

主な事務組織関連規程 (備付資料 75)

- 学校法人相模女子大学経営管理機構並びに職制規程
- 経営管理機構における職務権限規程
- 学校法人相模女子大学経営管理分掌細則
- 管理職規程
- 部長会規程
- 部課長会規程
- 職員研修規程
- 事務職員人事評価規程

(b) 課題

教員へのSD研修については、事務を所管する部署、実施内容及び実施方法などについて現在検討中である。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関する諸規程については、主幹部署である学園事務部人事課において、関係法規の改正や社会情勢の変化、運営上の諸問題に応じて適宜整備を行い、適正に管理している。改正にあたっては、労働者の過半数を代表する者に事前に意見を聞き、教職員の理解を得ている。

主な人事管理関連規程 (備付資料75)

- 就業規則

- 任用基準に関する規程
- 勤務に関する取扱細則
- 相模女子大学短期大学部有期専任教員に関する規程
- 相模女子大学・相模女子大学短期大学部教員の任期等に関する規程
- 相模女子大学短期大学部特任教員に関する規程
- 相模女子大学短期大学部客員に関する規程
- 相模女子大学短期大学部研究専念期間制度に関する規程
- 研究専念期間制度施行細則
- 職員育児休業等実施要項
- 職員介護休業等実施要項
- 調査役に関する規程
- 役職位定年制に関する規定
- 嘱託規程
- 職員土曜休暇制度実施要項
- ストレスチェックの実施に関する規程
- 自家用車通勤に関する規程
- 旧姓使用取扱要項

就業に関する諸規程を含む各種規程は、学内イントラネット上で随時閲覧できる環境にあり、就業に関する各種届出様式も人事課窓口以外に、学内イントラネットからもダウンロードすることができる。規程の改正時には、学内イントラネットの規程集を更新し、全教職員にメールで周知している。また、新規に採用する教職員に対しては、勤務初日に「雇用通知書」をもって就業条件の確認及び就業規則等の説明を行っている。

教職員の就業は、関連諸規程を順守し適正に管理・運営している。教員の出退勤については各教員の自主管理に任せている。授業や補講、オフィスアワーの実施管理を行っており、教育研究活動を行う上で適正な運用であると考えている。

(b) 課題

現時点で特に課題はないと考えている。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

専任教員の研究時間の確保のため、原則として授業時間割編成上の配慮により週1日の研究日を確保すべきであるが、現状では教室数の関係、オムニバス形式の授業の関係等により丸1日の研究日が確保できていない。この状況は年度、学期により異なり、平成29年度は確保できている。

■ 基準Ⅲ-A 人的資源に関する資料

備付資料	
45	専任教員個人調書〔書式1〕 専任教員研究業績書〔書式2〕
46	非常勤教員一覧表〔書式3〕
47	相模女子大学紀要 vol.78(2014年度)
48	相模女子大学紀要 vol.79(2015年度)
49	相模女子大学紀要 vol.80(2016年度)
50	Webサイト「相模女子大学附属図書館」 http://lib.sagami-wu.ac.jp/
51	専任教員の年齢構成表
52	科学研究費助成事業採択一覧（平成26年度～平成28年度）
53	Webサイト「研究助成 受託研究・共同研究・科学研究費助成事業」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/kenkyu/research/scientific.html
54	専任職員一覧表
55	栄養士法施行規則
56	短期大学部教員昇任推薦評価指針研究業績細則
57	Webサイト「求める教員像と教員組織の編成方針」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/outline/teacher_policy.html
58	学内研究費執行ルール
59	相模女子大学紀要投稿及び執筆要領
60	Webサイト「研究倫理に関する規程」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/kenkyu/kenkyu_kitei.html
61	Webサイト「短期大学部食物栄養学科 教員紹介」 http://www.sagami-wu.ac.jp/faculty/junior_college/management/teacher/

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

校地については大学と共用しており、短期大学設置基準に基づく必要校地面積 2,400 m²に対して、78,527 m²（校地敷地 62,581 m²・運動場敷地 15,946 m²）を有している。また校舎は、短期大学設置基準に基づく必要校舎面積 2,600 m²に対して、40,751.99 m²を有し、そのうち本短期大学部専用が 525,10 m²、大学との共用部分が 40,226.89 m²である。

本短期大学部の敷地内には、主として講義室棟（1、7、11号館）実験実習棟（5、9号館）の校舎（大学と共用含む）を置き、それぞれ配置している。講義室、演習室、実験室、実習室の面積も十分に確保している。体育施設としては、グラウンド（250mトラック）や体育館（1,331 m²）の他、テニスコート4面（ナイター設備有）を備えている。2階建ての体育館の1階はバレーボールやバスケットボールコートであれば2面、バドミントンコートであれば4面の使用が可能であり、他にもチアリーディングや合気道、剣道等の利用などアリーナを多目的に利用している。

また、障がい者専用トイレも設置している。2階には、トレーニングルームや更衣室及びシャワールームを備えている。

障がい者への対応として、1990（平成2）年以降建設された施設については、条例によりバリアフリーへの配慮がなされている。また、1990（平成2）年以前に建設された施設へエレベーター、みんなのトイレ、自動扉、手摺等の設置並びに段差の解消を順次、図っている。また、障がい者専用の駐車場（5ヶ所）も設けている。

本短期大学部に配置している講義室、演習室、実験・実習室には、各教室に応じてプロジェクター、スクリーン、ワイヤレスマイク、DVDプレーヤー等の設備・機器備品を設置し、教員の要望する様々な授業形態に対応し、質の高い授業が実施できるようにしている。また、授業の効果を高めるための機器・備品を備えることはもちろんのこと、栄養士養成施設として必要な備えるべき機器・備品については全て設置し、学生が高い学習効果を得られるようにしている。

附属図書館は併設する大学との共用であり、専有延床面積 5,509.19 m²の4階建（4階機械室）の独立施設である。1階は参考図書、人文科学系を中心とした図書、遂次刊行物、グループ閲覧室、事務室、2階は社会科学系、自然科学系を中心とした図書、製本雑誌、グループ閲覧室、ライブラリー・カフェを配置し、3階は視聴覚系の資料を閲覧できる施設やラウンジを設けている。閲覧座席数は全館で422席となる。

附属図書館は、「相模女子大学附属図書館規程」^(備付資料 75)、「図書館運営委員会規則」^(備付資料 75)に基づいて運営されており、大学を含む各学科の教育課程の方針に基づいた参考図書や関連図書等を常に整備している。授業シラバスに掲載されている資料や、

授業用参考文献等教員からの推薦資料、学科からの推薦資料を含め、毎年の予算に応じて積極的に資料の収集を行っている。資料の管理については「相模女子大学図書館資料管理規程」に基づいて実施している。

附属図書館では、学生の協力を得て館報「さがみ」を発行し、教員と学生による推薦図書を紹介、図書館の気になる部分など、学生に対して図書館の利用を促進するよう努めている。過去5年間の附属図書館利用状況については表Ⅲ-B-1、入館者数の推移については表Ⅲ-B-2に示す。

表Ⅲ-B-1 短期大学部学生による附属図書館資料貸出利用状況

	冊数	人数(人)	1人あたり平均(冊)
平成24年度	784	260	3.0
平成25年度	1,121	274	4.1
平成26年度	882	270	3.3
平成27年度	1,142	258	4.4
平成28年度	1,071	257	4.2

表Ⅲ-B-2 短期大学部学生による附属図書館入館者数の推移

	入館者数(人)	開館日数(日)	1日あたり平均入館者数(人)
平成24年度	7,093	278	25.5
平成25年度	8,568	271	31.6
平成26年度	8,167	276	29.6
平成27年度	8,527	280	30.5
平成28年度	7,735	275	28.1

(b) 課題

校地、校舎についての課題は、老朽化した校舎・施設設備が多いため日常的な修繕が多くなっている。そのため、老朽化中長期改修計画を策定し、安全・安心で学べる施設整備の実施に向けた取り組みが必要である。

設備機器・備品の使用頻度の高い教室については、故障の頻度が比例して高くなっている。中長期計画を持って教室の施設・設備の新規入れ替えを行っていきたい。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人相模女子大学として、「調達規程」^(備付資料 75)「用品取扱要領」^(備付資料 75)「備品管理規程」^(備付資料 75)「施設貸出規程」^(備付資料 75)を制定し、これらの規程に基づき施設設備や物品等を維持管理している。

火災・地震対策として、2009（平成 21）年 4 月 1 日施行の「学校法人相模女子大学防災規程」^(備付資料 75)に基づき消防計画を定め、消防設備の定期点検を実施している。また、学校法人相模女子大学として火災・地震などの災害に備えて全学園で防災訓練を 2014（平成 26）年 9 月に実施した。また、本短期大学部では 2012（平成 24）年から新入生を対象とした消防避難訓練を毎年 4 月に実施している。なお、学内の避難経路については、当該教室からの避難場所までの避難経路図を各教室に掲示をしている。東日本大震災を踏まえ、主要な建物に緊急地震通報システムと緊急放送設備の整備を実施した。

防犯対策については、学内を常駐警備員が管理し、正門及び北門それぞれに警備員を配置し、外来者の確認をするとともに、夜間においては、定期巡回を 4 回行い、各門には防犯カメラを設置するなど不審者侵入防止対策を図っている。

コンピュータのセキュリティ対策については、学内のすべてのコンピュータに本短期大学部が指定しているウィルス対策ソフトウェアをインストールし、また学内 LAN とインターネットとの接続点にファイアーウォールを設置し、外部からの不正なアクセスに対して対策を行っている。

省エネルギー・省資源対策として、2010（平成 22）年度に補助金を活用し、太陽光発電システムを導入した。また、石油系燃料の削減を推進し、施設内の暖房用蒸気ボイラー（A 重油）供給を 2015（平成 27）年 3 月に廃止し、電気及びガス式空調に変更した。また、節電対策の一環として、2011（平成 23）年に、デマンド監視システムを導入し、最大電力の抑制を管理するとともに、Web 上で教職員へ電力の使用状況をリアルタイムで見える化を図り、教職員の節電意識向上に取り組んでいる。その他に、エレベーターの使用制限、夏期はクールビズをキャンパス全体で実施し、室温を 28 度に設定、冬期はウォームビズを展開し室温を 22 度に設定している。また年 2 回のノーエアコン期間を定めて、全学園でエネルギー使用の節減及び合理化に努めている。

(b) 課題

火災・防災対策として「学校法人相模女子大学防災規程」を整備しているが、今後は自衛消防隊を編成したより消防法に適合させた規程改定が必要である。

さらなる省エネルギー・省資源対策として教室の蛍光灯 LED 化、熱源設備の老朽化

に伴い計画的な高効率熱源への導入検討が必要である。

コンピュータのセキュリティ対策としては標的型メール、ランサムウェアなど新しい脅威が次々と出現するため、これらの脅威にリアルタイムに対応するのが困難になってきている。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

老朽化した校舎、施設設備、教室の機器備品については、財政状況に応じて順次改善しているところであるが、施設整備委員会において、省エネルギー、省資源対策も含めた老朽化中長期改修計画を策定し、計画的に、学生が安全・安心に学ぶことができる施設設備、教室の機器備品の置かれた環境を整備していくよう取り組んでいるところである。火災・防災対策は、危機対策委員会において、短期大学部だけでなく、学園全体としての計画、地域住民も含めた計画を策定中である。

■ 基準Ⅲ-B 物的資源に関する資料

備付資料	
提出資料1	Student Handbook 2016
62	Webサイト「学内施設 キャンパスマップ」 http://www.sagami-wu.ac.jp/guideline/institution/campusmap/
63	学校の位置及び校地、校舎の配置図の概要
64	校地区画図
65	相模女子大学附属図書館建物概要
66	相模女子大学附属図書館

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

2016（平成 28）年度教職員、学生が使用する共通ファイルサーバの更新を行い、学生毎のファイルの保存容量を 10 倍まで拡張した。それに伴い、従前から課題となっていた学生毎のファイルの保存容量不足が解消された。

学生には「栄養情報処理実習」「給食管理実習（情報処理）」などの科目において情報技術を修得・向上させている。また、情報処理教室サポートデスクを設置し、学生及び教職員に対し技術的なサポートを常駐の技術者が行っている。

本短期大学部では、ICT に関連する技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図るため、計画的に整備を進めている。

全学生が共通して利用するコンピュータ環境に関しては、学園で整備・運営する体制になっている。学科及び教員のパソコン等は、学科の予算及び教員の研究費としての備品予算で個別に整備している。このように、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN 整備は、学内全体をカバーしている。学内に設置されているパソコンは基本的にすべて学内 LAN に接続しており、学生の学習支援に有効活用されている。

教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる環境となっており、近年、プレゼンテーションソフト、インターネットやクラウドサービス型の e-learning を活用した授業が多くなってきている。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資する ICT 機器を設置した情報処理教室を 6 室整備している。また、図書館、フリースペース等にも学生が使用できるパソコンを整備している。

(b) 課題

ICT 機器の利用率上昇に伴って学内 LAN を流れるデータ量も著しく増加しており、大きな負荷となっている。学内 LAN を構成するネットワーク機器等の老朽化も進み障害発生時の復旧も困難になっていることから、安定的な学習環境を維持するためには、学内 LAN 機器等の更新を早急に行う必要がある。

またここ数年間でスマートフォンやタブレットが急激的に普及したことにより、インターネットの活用方法がパソコンからそれらの機器にシフトしている。これは本短期大学部においても同様であり、今後もさらなる発展が予想されるため、学内の ICT

環境においてもそれらの機器を利活用できる施設・設備の整備が課題となっている。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学内 LAN を構成するネットワーク機器等の老朽化も進み障害発生時の復旧も困難になっていることから、安定的な学習環境を維持するため、学内 LAN 機器等の更新を計画的に実施しているが財務状況のこともあり、全面的に更新することはできないが、順次更新している。

また、学内の ICT 環境においても最新の機器を利活用できる施設・設備の整備を順次実施している。

■ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源に関する資料

備付資料	
67	学内 LAN 敷設状況
提出資料1	Student Handbook 2016
68	配置図・平面図

[テーマ] 基準Ⅲ-D 財的資源

[区分] 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学の財政状況は、2014（平成 26）年度の帰属収支差額が△3.6 千万円、2015（平成 27）年度の事業活動収支差額が△5.5 千万円、2016（平成 28）年度の事業活動収支差額が△1.2 千万円と支出超過が続いている。比率では、それぞれ△8.8%、△13.2%、△2.9%（2014 年度は帰属収支差額比率、2015 年度・2016 年度は事業活動収支差額比率）となっている。しかしながら、学生確保については、入学定員充足率が 2014（平成 26）年度 114.2%、2015（平成 27）年度 102.5%、2016（平成 28）年度 108.3%と順調に推移しており、同時に、収容定員充足率においてもそれぞれ 113.8%、107.5%、107.1%と推移している。このことから、支出超過の主な要因としては、収容定員の未充足ではなく、本短期大学部が施設設備への投資を要する栄養系の一学科構成であることによる経費負担の影響が大きいためといえる。（なお、2014（平成 26）年度については、2013（平成 25）年度より募集停止した短期大学部生活デザイン学科の卒業延期による在籍学生 3 名を含む。）

ただし、この支出超過額については、教室や図書館等、施設設備を共有している大学部門（上記と同じ差額で、それぞれ、5.3 億円、4.2 億円、3.9 億円の収入超過）で吸収している。また、学園全体では、2014（平成 26）年度の帰属収支差額が 6.6 億円、2015（平成 27）年度の事業活動収支差額が 2.0 億円、2016（平成 28）年度の事業活動収支差額が 3.3 億円と、それぞれ黒字額（収入超過）を継続して計上しており、短期大学存続を可能とする財政を維持している。なお、教育環境の充実を目的とした施設設備への投資を行いながら、借入金の返済も計画的に進めており、貸借対照表上の財産についても、健全に推移している。

退職給与引当金については、退職金の支給に備えるため、教職員の退職手当規程に基づく期末要支給額を基に、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額の 100%を計上している。

資産運用については、毎年、理事会にて承認された資金運用計画および「資金運用規程」^{（備付資料 75）}に基づき行い、結果を理事会に報告し運用の適正性を確認している。なお、購入債券については、5 年以上の長期運用は、A フラット格以上、5 年未満の中・短期運用は、A マイナス格以上とし、安全性を確保しつつ運用している。

本短期大学の教育研究経費比率は、2014（平成 26）年度が 40.3%、2015（平成 27）年度が 36.0%、2016（平成 28）年度が 30.4%で推移しており、教育研究の質を維持するに足る資金配分を行っている。因みに、学園全体では、それぞれ 23.5%、25.5%、23.9%となっている。なお、2015（平成 27）年 4 月には、大学栄養科学部と共同で使用する実験実習教室の入った 5 号館を竣工し、教育環境のさらなる充実を図っている。

(b) 課題

事業活動収支差額における支出超過の解消に向けた改善が必要である。

〔区分〕 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本短期大学部は、2013（平成 25）年度より生活デザイン学科を募集停止（2013（平成 25）年度より大学学芸学部を設置）とし、その後は、現在の食物栄養学科のみの構成となっている。同学科の入学定員は 120 名（収容定員 240 名）であるが、入学定員充足率は、2014（平成 26）年度 114.2%、2015（平成 27）年度 102.5%、2016（平成 28）年度 108.3%と順調で、さらに遡ってみても、10 年以上の間、入学定員充足率 100%以上を維持している。これは、本短期大学部が神奈川エリアの栄養士養成施設として、長きに亘り地域から評価されていることの証でもある。大学に栄養科学部を擁するだけでなく、幼稚園から高等部まで学園全体での連携教育や、地域や企業との種々の活動などによって 2 年間でありながら様々なことが経験でき、高い専門性と豊かな教養を併せもった栄養士を育成できることが本短期大学部の強みである。

財政状況については、前項で記載したことではあるが、学生確保としては定員を充足できているものの、収支が不均衡となっていることが課題である。現状は、短期大学の栄養士養成課程による栄養士輩出という社会的使命を果たすため、大学全体で支出超過分を吸収することを容認しているが、短期大学での黒字化が望ましく、今後の収支状況の経過によっては、経常経費のさらなる節減や授業料の見直し等、一層の財務体質改善に向けた取り組みを検討する必要がある。外部資金獲得に向けては、科学研究費補助金の獲得（2016（平成 28）年度は 1 件採択）や事務職員のプロジェクトチームによって私立大学等改革総合支援事業補助金を獲得するなど積極的に取り組んでいるほか、寄付金募集や資金運用、施設貸し出しの促進などを行っている。なお、遊休資産は有していない。

人事計画や教育環境整備計画（施設整備、情報システム等）については、毎年、各計画を作成し、それをもとに試算を行い、学園の中長期財務シミュレーションを行っている。これについては、次年度の予算編成方針に反映しており、学内に周知している。その他、学内に対する経営情報の公開については、予算編成時の事業報告書や収支計算書、決算での事業報告書と収支計算書を全教職員に開示している。あわせて、教員に対しては、全学予算決算委員会及び大学評議会で、職員に対しては、部課長会やSD研修の場で本短期大学部の財務課題と危機意識の共有を図っている。

(b) 課題

短期大学での栄養士養成課程の存続という社会的使命を果たしていくためにも短期大学での黒字化と財務基盤の強化が課題となっている。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

学生確保については、入学定員充足率が2014（平成26）年度114.2%、2015（平成27）年度102.5%、2016（平成28）年度108.3%と順調に推移しており、同時に、収容定員充足率においてもそれぞれ113.8%、107.5%、107.1%と推移している。このことから、支出超過の主な要因としては、収容定員の未充足ではなく、本短期大学部が施設設備への投資を要する栄養系の一学科構成であることによる経費負担の影響が大きいといえる。このような状況で、改善を図ることは非常に困難であるが、外部資金獲得に向けては、科学研究費補助金の獲得や補助金の獲得、寄付金募集や資金運用、施設貸し出しの促進による収入の多様化、事務業務の委託化、事務効率の向上等による支出の抑制などにより、事業活動収支差額における支出超過の解消に向けた改善を図っていく。しかしながら、短期大学での栄養士養成課程の存続という社会的使命を果たしていくためには、大学全体で支出超過分を吸収することを容認していくことも必要である。

■ 基準Ⅲ-D財的資源に関する資料

提出資料	
25	活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式1〕
26	事業活動収支計算書の概要〔書式2〕
27	貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式3〕
28	財務状況調べ〔書式4〕
29	資金収支計算書・消費収支計算書の概要〔書式5〕
30	資金収支計算書（平成26年度～平成28年度）
31	資金収支内訳表（平成26年度～平成28年度）
32	貸借対照表（平成26年度～平成28年度）
33	活動区分資金収支計算書（平成27年度～平成28年度）
34	事業活動収支計算書（平成27年度～平成28年度）
35	事業活動収支内訳表（平成27年度～平成28年度）
36	消費収支計算書（平成26年度）
37	消費収支内訳表（平成26年度）

38	平成 29 年度予算編成にあたって 事業活動収支の推移（試算）
39	2016（平成 28）年度 事業報告書
40	Web サイト「事業概要・報告」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/industry.html
41	2017（平成 29）年度学校法人相模女子大学事業計画書

備付資料	
69	マーガレット募金 募金趣意書
70	財産目録（平成 26 年度～平成 28 年度）
71	決算報告書（平成 26 年度～平成 28 年度）

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

学生確保については、入学定員充足率が 2014（平成 26）年度 114.2%、2015（平成 27）年度 102.5%、2016（平成 28）年度 108.3%と順調に推移しており、同時に、収容定員充足率においてもそれぞれ 113.8%、107.5%、107.1%と推移している。このことから、支出超過の主な要因としては、収容定員の未充足ではなく、本短期大学部が施設設備への投資を要する栄養系の一学科構成であることによる経費負担の影響が大きいといえる。このような状況で、改善を図ることは非常に困難であるが、外部資金獲得に向けては、予算委員会、補助金部会において、科学研究費補助金の獲得や補助金の獲得、寄付金募集や資金運用、施設貸し出しの促進による収入の多様化、事務業務の委託化、事務効率の向上等による支出の抑制などにより、事業活動収支差額における支出超過の解消に向けた改善を図っていく。しかしながら、短期大学での栄養士養成課程の存続という社会的使命を果たしていくためには、大学全体で支出超過分を吸収することを容認していくことも必要である。

また、老朽化した校舎、施設設備、教室の機器備品については、財政状況に応じて順次改善しているところであるが、施設整備委員会において、省エネルギー、省資源対策も含めた老朽化中長期改修計画を策定し、計画的に、学生が安全・安心に学ぶことができる施設設備、教室の機器備品の置かれた環境を整備していくよう取り組んでいるところである。火災・防災対策は、危機対策委員会において、短期大学部だけでなく、学園全体としての計画、地域住民も含めた計画を策定中である。学内 LAN を構成するネットワーク機器等の老朽化も進み障害発生時の復旧も困難になっていることから、安定的な学習環境を維持するため、学内 LAN 機器等の更新を計画的に実施しているが財務状況のこともあり、全面的に更新することはできないが、順次更新して

いる。また、学内の ICT 環境においても最新の機器を利活用できる施設・設備の整備を順次実施している。

以上のように、委員会等を中心として、本短期大学部におけるさまざまな課題に対して、教職協働を基本として解決を図っていく。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、2013（平成 25）年 4 月から現職に就いているが、2014（平成 26）年度まで教員として本短期大学の教育に従事してきた。その間、2003（平成 15）年 4 月から 2005（平成 17）年 10 月まで副学長として、2008（平成 20）年 10 月から 2015（平成 27）年 3 月まで学長として、大学運営の中心を担った経歴があり、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解している。また理事長は、学長在任期間中に日本私立短期大学協会の常任理事を務め、大学経営にも深い見識を有するとともに、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの代表理事を務めており、地域との連携の重要性も認識している。

理事長は、「学校法人相模女子大学寄附行為」^{（提出資料42）}第11条に定めるところにより、法人を代表し、業務を総理しているとともに、理事会の他、2013（平成25）年に定めた「Sagami Vision 2020」^{（提出資料44）}の実現に向けた中長期計画及び事業計画の策定などにあたって、リーダーシップを発揮した。理事長は、私立学校法第3条第3項及び第46条の規定に定めるとおり、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、私立学校法第36条の規定に従い、寄附行為第16条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。第三者評価に係る自己点検評価委員会は、学長が委員長を務め、理事長が指名する2名の常務理事の他、事務局長などが構成員となり、第三者評価受審に対する役割と責任を負っている。理事会は、短期大学の運営の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。また、関係法令を順守しており、短期大学の運営に学校教育法等による法的な責任があることを認識している。学校法人運営に関する規程として「学校法人相模女子大学寄附行為」等を整備し、短期大学運営に関する規程として「相模女子大学短期大学部学則」^{（提出資料9）}等を整備している。理事は、私立学校法第38条に従った寄附行為第6条の規定に基づき適正に選任されており、いずれも高い見識と学識を有している。

相模女子大学短期大学部学長は併設される相模女子大学学長と兼務しており、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学長選考規則」^{（備付資料 75）}に則り、選考され信任されている。

現学長はこれまで 2008（平成 20）年 4 月から 2012（平成 24）年 3 月まで学芸学部長として、2012（平成 24）年 4 月から 2015（平成 27）年 3 月まで総務担当副学長として教学運営に携わり、2015（平成 27）年 4 月より学長に就任している。総務担当副学長時から、学校行事ならびに学生参加のイベント等、日々の現場に足を運び学生が育つためにどうすれば良いのかを考え行動している姿は教職員の模範であり学長としての人格を備えている。

短期大学の運営においては、意思決定の機関である大学評議会があり、学長はその議長として教育研究活動の運営や諸問題への対応を行い、必要に応じて教授会意見を参酌して判断を行っている。また、教育運営のあらゆる課題を話し合う学長室会議を設け、大学・

短期大学部役職者、大学事務部課長と意見交換を行い、教育運営の充実を図っている。

教授会は、「相模女子大学短期大学部教授会規則」^(備付資料 75)により定められ、構成員は教授、准教授及び講師をもって組織している。原則として月 1 回開催することとし、必要に応じて臨時に開催することもある。短期大学部長が議長となり、短期大学部運営の重要事項を審議し、学長がそれらの事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。教授会の議事録は、その都度作成し、決議事項及びその他の重要事項については、次回教授会の確認をうけ、短期大学部長がこれを保管している。また、各種全学委員会の運営は「各種全学委員会通則」^(備付資料 75)等に基づき、適切に運営している。各種全学委員会での審議内容や結果については、委員会の構成員より所属学科および教授会で報告し、教職員全員で認識を共有している。また、全学教務委員会等において審議された学習成果及び三つのポリシーについても教授会において認識を共有されている。

監事は、寄附行為第 7 条に基づき、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事定数は 2 人であり、現状は元大学教授及び元大学職員の非常勤監事 2 名が業務を行っている。監事の職務として、寄附行為第 15 条に基づき、理事会において、当年度の監事監査の基本方針、重要監査項目及び監査方法が示され、理事会・評議員会に毎回出席し、必要に応じて、学校法人の業務または財産の状況について意見を述べている。法人役員、大学・短期大学部の学長・副学長、併設各校の校（園）長・副校（園）長等並びに事務職員・経理の責任者等との面談を行う。これにより、それぞれの組織のガバナンスや教育現場の現状を把握しつつ、過去の監査結果による指摘事項の改善状況や事業計画の進捗状況の検証を中心に本法人の業務全般について監査を進める。また、会計監査人及び内部監査人と、それぞれの監査経過について情報交換・意見交換を行う。会計監査人からの中間報告により、会計処理等の状況及び財産の状況が監事に報告され、監事は 5 月開催の理事会及び評議員会に「監事監査結果報告書」^(備付資料 79)を提出し、監査結果を報告する。

私立学校法第 41 条ならびに寄附行為第 20 条の規定に従い、評議員は 31 人（定数 25 人以上 39 人以内）であり、理事は 14 人（理事定数 8 人以上 17 人以内）のため、理事の現員の 2 倍を超える人数をもって組織されている。また評議員会は、私立学校法第 42 条ならびに寄附行為第 22 条の規定に基づき、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものが議事として提示され、理事長の諮問機関として適切に運営している。

学校法人及び短期大学部は、2013 年に定めた中長期計画に基づき、事業計画と予算について、予算編成方針に従い、ヒアリングにより関係部門と調整の上、意向を集約している。その後、評議員会に諮り、理事会において決定している。決定した事業計画と予算は、速やかに所属長に通知している。

教育情報の公表及び財務情報の公開は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 47 条の規定に基づき、本短期大学部 Web サイトにおいて教育情報を公表し、財務情報を公開している。

学校法人相模女子大学では、2014年4月に定めた中長期ビジョン「Sagami Vision 2020」^(提出資料 44)のもと、2015年4月にはその実現に向けた「中長期基本計画」を策定、各年度の事業計画にて進捗状況を管理しながら事業を推進している。

公認会計士の監査は、年間往査日数で延べ80日実施されており、会計処理の適切性、正確性を確保している。その結果、決算における計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。また、2015年度には内部監査室を設置し、常勤の職員を配置。三様監査の体制を整備した。

資産の管理は、管財課にて「経理規程」^(備付資料 75)及び「備品管理規程」^(備付資料 75)に基づき台帳に記載のうえ管理し、資産運用については経理課にて「資金運用規程」^(備付資料 75)のもと理事会で承認された運用計画に基づき適正に運用し、翌年5月の理事会にてその結果を報告している。寄付金は、大学・短期大学部の栄養系実験実習教室などを収容した5号館建設に向けた「新棟建設募金」を実施(2013年1月1日～2016年3月31日)したほか、学園の特色ある教育・研究への恒常的な支援の受け入れとして「マーガレット募金」^(備付資料 69)を実施している。なお、学校債は発行していない。月次の試算表及び収支計算書は、毎月作成のうえ、経理課長、学園事務部長、事務局長に報告するとともに、必要に応じて理事長に報告している。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、2013（平成25）年4月から現職に就いているが、2014（平成26）年度まで教員として本短期大学の教育に従事してきた。その間、2003（平成15）年4月から2005（平成17）年10月まで副学長として、2008（平成20）年10月から2015（平成27）年3月まで学長として、大学運営の中心を担った経験があり、建学の精神及び教育理念・目的を十分に理解している。また理事長は、学長在任期間中に日本私立短期大学協会の常任理事を務め、大学経営にも深い見識を有するとともに、2010（平成22）年10月から現在まで公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの代表理事を務めており、地域との連携の重要性を認識している。

理事長は、理事会の他、2013（平成25）年に定めた「Sagami Vision 2020」の実現に向けた中長期計画及び事業計画の策定などにあたって、リーダーシップを発揮した。理事長は、寄附行為第11条に定めるところにより、法人を代表し、業務を総理している。理事長は、私立学校法第3条第3項及び第46条の規定に定めるとおり、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、私立学校法第36条の規定に従い、寄附行為第16条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

第三者評価に係る自己点検評価委員会は、学長が委員長を務め、理事長が指名する2名の常務理事の他、事務局長などが構成員となり、第三者評価受審に対する役割と責任を負っている。

理事会は、短期大学の運営の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、特に日本私立短期大学協会や日本私立大学協会が主催する協議会等に積極的に参加し、他の短期大学との交流や外部環境に関しての情報収集を行っている。

理事会は、関係法令を順守しており、短期大学の運営に学校教育法等による法的な責任があることを認識している。また学校法人運営に関する規程として「学校法人相模女子大学寄附行為」等を整備し、短期大学運営に関する規程として「相模女子大学短期大学部学則」等を整備している。

理事は、私立学校法第38条に従った寄附行為第6条の規定に基づき適正に選任されており、いずれも高い見識と学識を有している。また学校教育法第9条の規定は、役員解任及び退任事由として寄附行為第10条に準用している。

(b) 課題

理事長のリーダーシップの下、理事会及び常任理事会などで構成される学校法人の管理運営体制は、関係法令及びこれを踏まえた寄附行為の定めに従って確立され、適正に運営されており、特に問題はない。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

特になし

■ 基準IV-A 理事長のリーダーシップに関する資料

提出資料	
42	学校法人相模女子大学寄附行為
43	Web サイト「学校法人相模女子大学寄附行為」 http://www.sagami-wu.ac.jp/foundation/
44	Sagami Vision 2020
45	「Sagami Vision 2020」の実現に向けた中長期基本計画

備付資料	
72	理事長の履歴書
73	学校法人実態調査（平成 26 年度～平成 28 年度）
74	理事会議事録（平成 26 年度～平成 28 年度）
75	諸規程集

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

相模女子大学短期大学部学長は併設される相模女子大学学長と兼務しており、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学長選考規則」^(備付資料 75)に則り、選考され信任されている。

現学長はこれまで2008（平成20）年4月から2012（平成24）年3月まで学芸学部長として、2012（平成24）年4月から2015（平成27）年3月まで総務担当副学長として教学運営に携わり、2015（平成27）年4月より学長に就任している。総務担当副学長時から、学校行事ならびに学生参加のイベント等、日々の現場に足を運び学生が育つためにどうすれば良いのかを考え行動している姿は教職員の模範であり学長としての人格を備えている。

短期大学部の運営においては、意思決定の機関である大学評議会があり、学長はその議長として教育研究活動の運営や諸問題への対応を行い、必要に応じて教授会意見を参酌して判断を行っている。また、教育運営のあらゆる課題を話し合う学長室会議を設け、大学役職者、大学事務部課長と意見交換を行い、教育運営の充実を図っている。

教授会は、当該学部に係る事項について審議する機関であり、「相模女子大学短期大学部教授会規則」^(備付資料 75)により定められ、構成員は教授、准教授及び講師をもって組織する。原則として月1回開催することとし、必要に応じて臨時に開催することもある。短期大学部長が議長となり、次の事項を審議し、学長がそれらの事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学（再入学を含む）、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

また、教授会では次の事項を審議し、学長に対して意見を述べることができる。

- (1) 短期大学部長の選定に関する事項
- (2) 学科長の選定に関する事項
- (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手の任用、昇任の際の教育研究業績に関する事項
- (4) 名誉教授の推薦に関する事項
- (5) 学則の改正に関する事項
- (6) 学科の教育課程に関する事項
- (7) 授業科目の種類及び編成に関する事項
- (8) 各種委員の選出に関する事項
- (9) 学術研究に関する事項
- (10) 学生の留学、転学部転学科、休学、復学、退学、転学に関する事項

- (11) 学生の試験及び単位修得に関する事項
- (12) 委託生、外国学生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生に関する事項
- (13) 学生の賞罰に関する事項
- (14) 学生団体、学生活動、学生生活に関する事項
- (15) その他、教育研究に関する事項および学長からの諮問事項

教授会の議事録は、その都度作成し、決議事項及びその他の重要事項については、次回教授会の確認をうけ、短期大学部長がこれを保管している。

各種全学委員会の運営は「各種全学委員会通則」^(備付資料 75)等に基づき、適切に運営している。各種全学委員会での審議内容や結果については、委員会の構成員より所属学科および教授会で報告し、教職員全員で認識を共有している。また、全学教務委員会等において審議された学習成果及び3つのポリシーについても教授会において認識を共有されている。

(b) 課題

学長のリーダーシップが発揮され、教授会運営も適切に行われており、特に課題はない。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長を補佐する副学長の支援について、各種全学委員会と委員会を所管する事務局が連携を強化することで、補佐体制が整備され、リーダーシップが発揮できると考える。

その手段として、学長室会議や四役会において、機関レベル、教育課程レベルでの積極的な議論を行いたい。

■ 基準IV-B 学長のリーダーシップに関する資料

備付資料	
76	学長個人調書〔書式1〕
77	大学評議会議事録（平成26年度～平成28年度） 教授会議事録（平成26年度～平成28年度）
78	委員会議事録（平成26年度～平成28年度）

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、寄附行為^(提出資料 42) 第7条に基づき、本法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事定数は2人であり、現状では元大学教授及び元大学職員の非常勤監事2名が業務を行っている。

監事の職務として、寄附行為第15条では次のように規定している。

- ・この法人の業務を監査すること。
- ・この法人の財産の状況を監査すること。
- ・この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- ・監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- ・上記の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- ・この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

本法人における監事監査業務は、上記の寄附行為の規定に基づき、以下の流れで進められている。

例年9月の理事会において、当年度の監事監査の基本方針、重要監査項目及び監査方法が示され、関係者へのヒアリングが開始される。法人役員との面談を皮切りに、大学・短期大学の学長・副学長、併設各校の校(園)長・副校(園)長等並びに事務職員・経理の責任者等との面談を、組織(学校)単位に月1回のペースで翌年度の4月頃まで行う。これらの面談をとおして、それぞれの組織のガバナンスや教育現場の現状を把握しつつ、過去の監査結果による指摘事項の改善状況や事業計画の進捗状況の検証を中心に本法人の業務全般について監査を進める。また、面談と並行して、会計監査人及び内部監査人との会合を秋から春にかけて複数回に亘って持ち、それぞれの監査経過について情報交換・意見交換を行う。翌年度に入ると、会計監査人からの中間報告により、会計処理等の状況及び財産の状況が監事に報告される。監事は5月開催の理事会及び評議員会に「監事監査結果報告書」^(備付資料 79)を提出し、監査結果を報告する。

このほか、監事は理事会に毎回出席し、必要に応じて、学校法人の業務または財産の状況について意見を述べている。また、評議員会にも毎回出席している。さらに、文部科学省主催の監事研修会をはじめ、大学監査協会主催の研究会議等に参加し、積

極的に最新の情報を収集している。

(b) 課題

本法人は、大学（大学院を含む）、短期大学部のほか、高等部、中学部、小学部、幼稚部（認定こども園）を有するいわゆる総合学園となっており、非常勤という勤務形態により、月 1 回程度の来校という時間的に制約がある中で、学園内のすべての部署の監査業務を行っている。そのため、給与体系の見直し、学園全体のガバナンス改革、定員未充足・内部進学者減少への対策等法人全体に関わる最重要課題に対して、もっと深く調査・検証したいと考えても、基礎的な調査やより多くの関係者との面談をするためのゆとりがない状況である。

こうした中、2015（平成 27）年 10 月に内部監査室が設置され、専任職員 1 名が配置された。「内部監査規程」^{（備付資料 75）} 第 9 条第 2 項には、「内部監査人は、監事からの要請により、監事監査業務を支援することができる。」との定めがある。内部監査室の業務が軌道に乗り、内部監査人に監事監査業務を支援するための時間的・精神的余裕ができてくれば、この課題の一つの解決策になるものと期待している。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員
の諮問機関として適切に運営している。]**

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

私立学校法第 41 条ならびに寄附行為第 20 条の規定に従い、評議員は 2017（平成 29）年 5 月 1 日現在 29 人（定数 25 人以上 39 人以内）であり、理事は 2017（平成 29）年 5 月 1 日現在 13 人（理事定数 8 人以上 17 人以内）のため、理事の現員の 2 倍を超える人数をもって組織されている。また評議員会は、私立学校法第 42 条ならびに寄附行為第 22 条の規定に基づき、1 予算、借入金、及び重要な資産の処分、2 事業計画、3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、4 寄附行為の変更、5 合併、6 目的たる事業の成功の不能による解散、7 寄附金品の募集に関する事項、8 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものとされており、理事長の諮問機関として適切に運営している。

(b) 課題

評議員会は、私立学校法や寄附行為に基づき、評議員の定数、審議内容ともに適正に運営しており、特に課題はない。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人相模女子大学では、2014(平成26)年4月に定めた中長期ビジョン「Sagami Vision 2020」のもと、2015(平成27)年4月にはその実現に向けた「中長期基本計画」を策定、各年度の事業計画にて進捗状況を管理しながら事業を推進している。

毎年の予算編成にあたっては、9月に理事会より示される翌年度の予算編成方針に基づき、大学・短期大学部においても、全学予算決算委員会を経て大学評議会にて予算編成方針を決定している。その後、責任者を通して各部(学科・事務部門)からの予算要求を受け、12月から1月にかけてヒアリングを実施。事業計画書の内容もあわせて精査した上で、最終的には、3月の理事会で承認し、速やかに関係所属長へ周知している。

予算の執行に関しては、決裁権限に沿って責任者の承認を得て執行している。日常的な出納業務は、各部で処理が完結するものではなく、学園事務部経理課にてチェックされながら円滑に執行されている。そのため、不明瞭な経費の支出や予算を無視した無計画な執行などは行えないような体制となっている。予算外や想定外の事案に関しては、事前相談の後に、所定の手続き(品目変更願の承認)を経て執行するよう管理している。

公認会計士の監査は、年間往査日数で延べ80日実施されており、疑問点などある場合は日ごろより相談しながら、会計処理の適切性、正確性を確保している。その結果、決算における計算書類、財産目録等は学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。なお、指摘事項が検出された際には、速やかに経理課や関係部署で情報を共有し、その改善に努めている。また2015(平成27)年度には内部監査室を設置し、常勤の職員を配置。三様監査の体制を整備した。

資産の管理は、管財課にて「経理規程」及び備品管理規程に基づき台帳に記載のうえ管理し、資産運用については経理課にて資金運用規程のもと理事会で承認された運用計画に基づき適正に運用し、翌年5月の理事会にてその結果を報告している。

寄付金は、大学・短期大学部の栄養系実験実習教室などを収容した5号館建設に向けた「新棟建設募金」を実施(2013(平成25)年1月1日～2016(平成28)年3月31日)したほか、学園の特色ある教育・研究への恒常的な支援の受け入れとして「マーガレット募金」を実施している。なお、学校債は発行していない。

月次の試算表及び収支計算書は、毎月作成のうえ、経理課長、学園事務部長、事務局長に報告するとともに、必要に応じて理事長に報告している。

情報公開については、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、Webサイトに情報公開ページを設け、教育情報や財務情報を公開している。

(b) 課題

ガバナンスは適切に機能しており、現状で課題はない

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

本法人は、大学（大学院を含む）、短期大学部のほか、高等部、中学部、小学部、幼稚園（認定こども園）を有する総合学園であり、監事が非常勤のため月1回程度の来校という時間的に制約がある中で、学園内のすべての部署の監査業務を行っている。そのため、法人全体に関わる最重要課題に対して、もっと深く調査・検証したいと考えても、基礎的な調査やより多くの関係者との面談をするためのゆとりがない状況である。内部監査室の内部監査人が、監事からの要請により、監事監査業務を支援することができるので、内部監査室の業務が軌道に乗り、内部監査人に監事監査業務を支援するための時間的・精神的余裕ができてくれば、この課題の一つの解決策になる。

■ 基準IV-C ガバナンスに関する資料

備付資料	
79	監査報告書（平成26年度～平成28年度） 監事監査への取組み（平成26年度～平成28年度） 監事監査結果報告書（平成26年度～平成28年度）
80	評議員会議事録（平成26年度～平成28年度）

■ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

本法人は、大学（大学院を含む）、短期大学部のほか、高等部、中学部、小学部、幼稚園（認定こども園）を有する総合学園であり、監事が非常勤のため月1回程度の来校という時間的に制約がある中で、学園内のすべての部署の監査業務を行っている。そのため、法人全体に関わる最重要課題に対して、もっと深く調査・検証したいと考えても、基礎的な調査やより多くの関係者との面談をするためのゆとりがない状況である。内部監査室の内部監査人が、監事からの要請により、監事監査業務を支援することができるので、内部監査室の業務が軌道に乗り、内部監査人に監事監査業務を支援するための時間的・精神的余裕ができてくれば、この課題の一つの解決策になると考える。

その他の事項は、特に問題はない。

◇ 基準IVについての特記事項

特になし。

【選択的評価基準】教養教育の取り組みについて**基準（1） 教養教育の目的・目標を定めている。****（a）現状**

本短期大学部では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）の中で、「スローガンとして掲げる「見つめる人になる。見つける人になる。」を実現すること」を目的としてカリキュラムを展開している。特に全学共通科目については、「1. 幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するために全学共通科目を設置する。」としてより具体化して定めている。

（b）課題

「幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成」できているかどうか、検証することが課題である。

（c）改善計画

2018（平成 30）年度から教養科目（全学共通科目）の新カリキュラムを実施する予定であり、現在そのカリキュラムを検討している段階にある。新カリキュラムにおいて、学習成果が教育の目的を達成しているかどうか検証方法を確立し、検証する。

基準（2） 教養教育の内容と実施体制が確立している。**（a）現状**

全学共通科目は A・B・C 群に分かれており、A 群は「フレッシュマンゼミナール」のみを設置している。この科目では、建学の精神、本短期大学部の歴史等の知識を習得し、本短期大学部の学生であることの自覚を涵養するための科目であり、この授業を通して大学教育の意味や本短期大学部の教育の特色を知り、女性の自立のための教養と知識を得ることを目的としている。

B 群では、講義科目を 7 科目設置している。これらの講義科目を学ぶことにより、現代生活に直結した様々な分野の知識や教養を修得することができる。

C 群では、外国語科目、健康科目、技能科目などの演習科目を 11 科目（含：認定科目）設置している。これらの演習科目ではクラス定員を設けており、少人数制の授業を展開し、より学習効果を上げるように工夫をしている。また本短期大学部で実施している夏季・春季外国語研修に参加し、所定の成果を修めることによって、単位が認定される語学研修プログラムを設けている。

その他、相模女子大学に設置している全学共通科目の一部を短期大学生に開放しており、学生の興味・関心に応じてさらに幅広い教養を身につけることができる制度も設けている。

卒業必要単位数は、A 群は必修 1 単位、B 群から 6 単位以上修得、C 群は 1 単位以上修得、合計 8 単位以上修得することとなっている。2016（平成 28）年度は 21 講義開講した。

教養教育を実施するにあたり、共通教育機構運営委員会において担当教員や適正クラス数等について常に検討をしている。

(b) 課題

2018（平成 30）年度から教養教育（全学共通科目）の新カリキュラムを実施する予定であり、現在そのカリキュラムを共通教育機構運営委員会にて検討している。そのカリキュラムが教育の目的を達成するものとなるよう検討する必要がある。

(c) 改善計画

新カリキュラムを検討する際には、その内容と実施体制について、社会から求められている教養を再確認し、学科、全学教務委員会、共通教育機構運営委員会と連携しながら、また教養教育と専門教育科目との関連性を図りながら検討していく。

基準（3） 教養教育を行う方法が確立している。

(a) 現状

教養教育担当者は、シラバスを作成しその内容を Web サイトで公開している。学生は履修登録の際に Web シラバスを確認しながら履修登録をする。Web シラバスの利用方法については、新入生オリエンテーションの際に説明を行っている。また、必要に応じて教務課窓口にて説明を行うとともに、冊子版にて確認することもできるようになっている。

相模女子大学の科目についても、学内単位互換制度を利用して履修することもできる。また、首都圏西部大学単位互換協定会に加盟しているため、学生の興味・関心に応じて他大学の教養科目を履修することも可能である。

(b) 課題

本短期大学部の教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）では「1. 幅広い分野の知識や技能を身につけ、学際的な視点から専門分野を捉える能力を育成するために全学共通科目を設置する。」「3. 社会人基礎力を育成し、大学で学んだ知識や技能を実践に結び付ける目的で、全学共通科目と各学科の専門教育科目にサービ斯拉ーニングや能動的学習を行う科目を設置する」としている。

これらの目的を果たすためには、教養科目と専門教育科目の相互作用による効果が求められている。したがって、全教員が教養教育と専門教育の関連性について意識した授業運営、学生育成が必要であり、それを検証する制度・組織作りが課題である。

(c) 改善計画

教養教育に関する事項については、共通教育機構運営委員会で主に検討されているが、今後学科の専門教育との関連性や相乗効果について総合的に検討していく。

基準（4） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

教養教育の効果の測定・評価については、各学期終了時に授業評価アンケートを実施しており、学生の意見等を吸い上げている。

(b) 課題

教養教育を学ぶことにより、幅広い分野の知識や技能を身につけ、専門分野を捉える能力が備わっているかどうか、効果を測定・評価するために授業評価アンケートを実施している。今後、アンケート以外のより有効な手段を追加すべきか検討する必要がある。

(c) 改善計画

現在、2018（平成 30）年度のカリキュラム改定を目指し検討中であるが、その際に学習効果の測定・評価の方法についても検討していく。

■ 教養教育に関する資料

備付資料	
81	語学研修（英語系）参加者数

【選択的評価基準】職業教育の取り組みについて

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

(a) 現状

本短期大学部は学則第 1 条で「相模女子大学短期大学部は、女子に広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、建学の精神『高潔善美』にもとづく教養ある人材を育成することを目的とする」と定めて、実践するために「見つめる人になる。見つける人になる。」をスローガンに掲げている。さらに、相模女子大学短期大学部のディプロマ・ポリシーの中で「専門教育のみならず、社会におけるさまざまな場において多角的視点でものごとを見つめ、身につけた知識や技能と柔軟な発想力を活用して社会や生活に役立つ新しいことを生み出すことができる」、また食物栄養学科のディプロマ・ポリシーの中ではより具体的に「栄養士等の取得資格を意欲的に活用し、キャリア社会の一員として活躍できる」と定めている。これらに則り、短期大学部は職業教育を通じて社会に貢献できる人材の育成を役割としている。また、栄養士を養成するためのカリキュラムと施設は厚生労働省の認可を受けており、社会で活躍できる人材を輩出するための機能を十分に備えている。職業教育の主体は教員ではあるが、職業教育に関連する入学前教育、大学のカリキュラム、教育能力、社会との連携、社会への受け入れをそれぞれ担当する学生支援課、教務課、教育研究推進課、連携教育推進課、キャリア支援課との協働のために教員組織から全学学生支援委員、全学教務委員、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員、社会連携推進委員、キャリア委員を配して分担を明確にしている。

(b) 課題

食物栄養学科、全学学生支援委員会（学生支援課）、全学教務委員会（教務課）、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会（教育研究推進課）、社会連携推進委員会（連携教育推進課）や全学キャリア委員会（キャリア支援課）は十分に機能し役割分担を果たしているが、今後一層、各部署での情報の共有化と緊密な連携を図る必要がある。特に、職場を理解する上でインターンシップの充実が課題である。

(c) 改善計画

食物栄養学科の科会において各課を担当する委員の提案や連絡を活発にし、各課と食物栄養学科との連携をより密にする。また、インターンシップを充実させるためにキャリア支援課と協力して校外実習や就職先の企業等を中心にインターンシップの受け入れ先を広げていく。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(a) 現状

アドミッションズ・オフィス (AO) 入試や推薦入試による入学者に対しては合格決定から入学までの期間が長い。2011(平成 23)年 11 月 12 日の大学審議会答申「大学入学の改善について」では、「大学が入学前に行っておくべき学習準備等についてアドバイスを行ったり具体的な課題を課す」「高等学校での学習と関連付けつつ入学準備学習を行わせる等により、学習に対する動機を維持し、入学までの期間を有意義なものとするよう支援していく」と記載されている。それを受けて、食物栄養学科では、入学後に化学、生物、家庭科等の学力が必要であることをオープンキャンパスや受験生対象の模擬授業で説明し、後期中等教育での学習を怠らないように指導をしている。それに加えて、本短期大学部では入学前教育として国語、英語、数学、社会、理科の基礎学力向上のために、「SAGAMI Stand Up」と称する e-learning システムを学生支援課主導で実施している。入学予定者の e-learning の進捗状況は学生支援課の職員等によって随時チェックされている。さらに、栄養士を養成する食物栄養学科では、職業教育で必要とされるにも関わらず学力が満たない場合が多い化学と生物について入学前の自主学習を独自に推奨している。化学については無料で化学の問題集を配布し、解答した自習ノートの提出を求めている。生物については問題集を推薦して自主学習を促している。成果を確認するために、入学後に一般教養、化学、生物からなる試験を実施している。入学後にも、カリキュラムの中に「基礎化学」、「食物基礎科学」、「食物基礎演習」を配して職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(b) 課題

多くの試みをしているにも関わらず、現状では充分には入学時の学力低下を阻止できていない。

(c) 改善計画

学生支援課と協働して、入学前の 2 月に実施するスクーリングにおいて入学予定者相互の親睦を深めさせるだけでなく、e-learning、化学や生物の学習の進捗状況を個別に点検・指導する。さらに、入学後に実施する試験から入学前教育の内容・効果を検証するシステムを設ける。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

食物栄養学科の職業教育の内容と実施体制については、正課においては教務課と正課外においては連携教育推進課やキャリア支援課との協働により確立されている。

正課の職業教育の体系は「カリキュラムツリー」として Web サイトに掲載しており、その内容は栄養士としての業務に携わるために必要な知識と技術を系統的に効率よく修得できるような工夫を施している。明確なコース制はないが、食物基礎科目および栄養士資格必修科目等を段階的に学ぶことにより、フードマネジメント系（実践栄養士）、健康栄養系（栄養指導者）、フードサイエンス系（研究者、編入）等の領域で活躍できるようにしている。また、就職に向けてスキルアップをはかる選択科目として『実践栄養学特論実習』、『スポーツと栄養』、『ゼミナール I・II』を開講し、さらに高度な知識と技能を身につけられるようにしている。また、編入学や（一社）全国栄養士養成施設協会主催栄養士実力認定試験対策として『食物栄養総合演習』を開講している。個々の科目の内容と実施状況を充実させるために、食物栄養学科は教務課とともにシラバス作成等で連携している。

正課外の職業教育は食物栄養学科の教員と地域連携活動を担当する連携教育推進課の指導のもとに内容が提示され、学生主体での実施を促している。企業との連携による食品の開発と販売（パン、プリン、梅酒、ケーキ等多数）、新メニューの提案（外食チェーン等）、一般の方への栄養指導（学園祭の健康促進コーナー^(備付資料 82)、公開講座^(備付資料 84,85,86)、高齢者サロン^(備付資料 83)等）等が実践例である。また、キャリア支援課とともに保育園栄養士を希望する学生が多い状況を踏まえて、地元保育園へのインターンシップも実施している。

(b) 課題

本短期大学部では福島県、新潟県、群馬県、三重県や京都府等の諸地域との連携活動への学生の参加を推奨している。学生が地域に貢献するとともに、自身が人々との交流や作業を介して社会で活躍できる職業人に近づくためである。その点で大きな成果を上げているが、短期大学部の学生は就学期間が 2 年間で正課の教育に追われるために 4 年制の学生に比べて参加者が多くない点が課題である。また、インターンシップ先の開拓も望まれる。

(c) 改善計画

夏季や春季の休暇に行われる地域連携活動への学生の参加を促す。また、校外実習や就職先に働きかけインターンシップの受け入れ先を増やすように努める。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

(a) 現状

食物栄養学科では、教務課および連携教育推進課と協力してリカレントの場としての門戸を開いている。2016(平成28)年度には8人の科目等履修生の申請があり、在学生の受講に支障がないことを前提にすべて受け入れている。その出願理由は、免許・資格取得条件となる単位不足を卒業後に補うことや、就職先で関連する新たな資格取得を必要とするもの等が挙げられる。また、食品衛生の分野で重要な「微生物学」は聴講生も受け入れている。

さらに一般市民も対象にした生涯学習支援の観点からは、「さがみアカデミー」^(備付資料 84,85,86)、「市民大学」^(備付資料 88)、「さがまちカレッジ」^(備付資料 90)の講座がある。さがみアカデミーには卒業生のリカレントの場になり得るように食物栄養学科の教員が担当する食品や栄養に関連する講座も開設されている。

(b) 課題

リカレントの場が多くないことと卒業生における生涯学習支援講座の認知度が低いことが挙げられる。

(c) 改善計画

毎年11月3日に実施されるホームカミングデーは卒業生の交流の場になっており、その際に新たなリカレントの場として食品や栄養に関連した講演を行い、また生涯学習講座の情報も提供できるように計画する。また、管理栄養士資格取得を目指す卒業生には管理栄養士国家試験受験のサポートについても検討の余地がある。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 現状

職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上のための取り組みとしては、教育研究推進課と連携したファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会が行っている「授業評価アンケート」、「授業公開」、「FD研修会」が挙げられる。食物栄養学科で開講する科目には実験・実習が多い上にゼミナールもあり、そこではFD活動で求められているアクティブラーニングを積極的に取り入れている。また、校外実習先から講師を招いて行う説明会や実習先への教員の訪問により実習現場で求められるスキルやマナーについての情報を収集し、授業の内容や方法の改善に役立てている。その他、学内で催される企業説明会の際に来場する企業の人事担当者等と意見交換を行い、教員間でその情報を共有して、教員全体の職業教育の資質向上に努めている。また、全国栄養士養成施設協会特別研修会等の研修にも教員が参加し、実務経験を高めている。

(b) 課題

企業等の実務において必要とされる技術や情報の変化に迅速に対応するために、組織全体での取り組みが必要である。

(c) 改善計画

ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会が主催する職業教育を担う教員の資質を向上させるための活動の一つとして、栄養士が活躍する企業の人事担当者や職場の指導者を招いた研修会の開催を検討する。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

職業教育の効果測定・評価については、食物栄養学科は教務課やキャリア支援課と連携して、「栄養士免許の取得率」、「食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格の取得率」、「就職率」、「就職先の業種」、「就職先での卒業生の状況」の調査を行っている。これらの結果については、今回の自己点検・評価報告書に纏められている。栄養士資格取得予定の全学生に受験を義務づけている栄養士実力認定試験の結果については食物栄養学科の中で情報を共有し、次年度の成績の向上を図っている。また、学生より聴取する「授業評価アンケート」でも職業教育についての評価を得ている。授業評価アンケートは個々の教員が独自にアンケート項目を作成できる部分を有する様式で、実情に即した職業教育の効果測定と評価ができ、改善に結びついている。質の高い授業こそが職業教育の本質であり、学生の意見と社会からの要請を考慮しつつ実効が上がる教育への改善を目指して工夫を重ねている。

(b) 課題

卒業生の就職先への調査は開始したばかりであり、また卒業生に向けてのアンケート調査はこれから展開していく課題である。今後は両調査を充実させ、職業教育の改善にどのように活用していくかを検討していく必要がある。

(c) 改善計画

「卒業生アンケート」と「就職先での卒業生の状況調査」を充実させ、恒常的に実施する。卒業生を招き、在校生や教員との交流を盛んにして、職業教育の改善に努めていきたい。

■ 職業教育に関する資料

備付資料	
82	相生祭パンフレット「健康促進コーナー」2014年、2015年、2016年
84	2015年 春季 さがみアカデミー

85	2016年 春季 さがみアカデミー
86	2017年 春季 さがみアカデミー
88	市民大学（相模原・座間）平成28年度
89	市民大学（相模原・座間） https://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/
90	さがまちコンソーシアム http://sagamachi.jp/

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 現状

併設する 4 年制大学と共に共催している講座として「さがみアカデミー」^(備付資料 87)のほか、相模原市・座間市教育委員会主催「市民大学相模女子大学コース」^(備付資料 88)、相模原市・町田大学地域コンソーシアム「さがまちカレッジ」^(備付資料 90) の 3 講座がある。

「さがみアカデミー」は、春季及び秋季の 2 期にわたり、本短期大学の現役教員や名誉教授などの専門家による多様な世代に向けた生涯学習のための機会を提供しており、多くの受講者から好評を得ている。「市民大学」は、1965（昭和 40）年、相模原市教育委員会との共催により、本短期大学部施設を開放し、市民のための生涯学習の場として創設した。当時、市民向けの生涯学習の場は例が少なく、全国に先駆けた取り組みとして高い評価を得た。順次他大学も主旨に賛同し、参画することで、現在の市民大学は、17 大学等による 33 講座（2015（平成 27）年度）の規模に成長している。

また、2013（平成 25）年 4 月に聴講生制度の改革（受講者資格の大幅な緩和、検定料の廃止、受講料の定額制の導入など）を行い、高度な学びをより多くの市民に提供するための「まなびのパスポート」^(備付資料 91) 制度を創設した。

(b) 課題

公開講座等の生涯学習事業の規模を拡大するには、人員体制も含め講座運営を行う体制作りが必要となる。

(c) 改善計画

公開講座等の生涯学習事業の規模をさらに拡大し、発展させるために募集、講座運営における外部団体などへの委託などを検討し、体制強化を図る。また、「履修証明制度」の導入や本短期大学部ならではの講座として、より専門性を活かした講座の設置を検討し、受講者の要望に応えつつ実施していきたい。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 現状

本短期大学部は、併設する 4 年制大学と共に地域社会における行政、企業、各団体との交流を積極的に推進している。

相模原市及び町田市の両市長の呼びかけによりスタートした「大学地域連携方策研

研究会」に、本短期大学部は初期段階から参画し、積極的に研究活動を推進してきた。この研究会は、文部科学省「生涯学習まちづくりモデル支援事業」の採択を受け、大学と地域によるモデルプロジェクトの実施や、大学地域連携組織の設立に向けた検討・協議を進め、2007（平成 19）年、本短期大学部の学長が代表を務める「相模原・町田大学地域コンソーシアム（さがまちコンソーシアム）」を設立した。2010（平成 22）年 4 月には一般社団法人化し、同年 10 月には公益社団法人として内閣府から認定を得ることにより、公益的な団体として活動を拡充した。2013（平成 25）年 3 月からは、さがまちコンソーシアムが、「ユニコムプラザさがみはら」（相模原市立市民・大学交流センター）（相模大野駅横に開設）^{（備付資料 93）}の指定管理者として同施設の運営に当たっている。本短期大学部では、組織の運営基盤の強化を図るため、発足当初は専任職員の出向による人的支援を行い、コンソーシアムの法人化以降、本短期大学部の施設を提供し、同法人事務局を設置している。

相模原市における文化を身近に感じることのできる環境づくりを進める相模原市文化財団との交流は、2011（平成 23）年 8 月に、「相模原薪能」^{（備付資料 95）}を本短期大学部グラウンドで共催して以来、相模原市による相模原市文化会館^{（備付資料 94）}のネーミングライツ契約の締結（2013（平成 25）年 4 月）や、大学教員によるイベントの共催などで連携を深め、2015（平成 27）年には「文化振興に関わる連携協定」を締結している。

本短期大学部は、在所している自治体にあたる相模原市と 2014（平成 26）年に、教育をはじめ、健康・福祉・防災など、様々な分野に関して継続的に連携することを目的に包括連携協定を締結し、学生が各種事業に関わり、ボランティア事業などに参加している。

また、本短期大学部は学生が地域社会を通して自主的に学べる交流事業として、農業体験や販売補助、施設でのボランティア、各地域の伝統文化に触れながら、地域の抱える問題を発見し、解決するための方策を考える「地域協働活動」（福島県本宮市、三重県熊野市、新潟県佐渡市、岩手県大船渡市、群馬県沼田市・富岡市、長野県生坂村、京都府和束町などの各地域との交流）、1年間を通じて活動を行いながら、メインのイベントの企画や運営を行い、終了後も地域や団体と協力して新たな企画やイベントの開催をし、問題解決などにも取り組む「プロジェクト型活動」（こどものまちプロジェクト、福岡県糸島市女性の働き方研究プロジェクト等）、短期間の活動に応募して参加する「募集型活動」（外食チェーンのメニュー開発、女子サッカーチームの試合運営協力、ホテルとのコラボメニュー開発等）等を行っており、各事業における学生の参加者数は年々増加している。また、短期大学部独自に、地元のパン製造・販売業者やケーキ製造・販売業者とコラボしての商品開発を継続的に行っている。

これらの交流事業は双方向に及んでおり、交流事業でお世話になった地域の自治体、企業の担当者が、学園祭のほか、本短期大学部近隣の小田急百貨店町田店で催される「相模女子大学地域連携フェア」に訪れ、交流活動に参加した本短期大学部学生と一緒に地域特産品や共同開発した商品の販売を行っている。

（備付資料 96、97、98）

(b) 課題

各地域との交流事業は主に課外活動として実施しており、それぞれ定員がある。参加を希望する学生は年々増加していることから、さらなる受け入れの枠の確保が課題となる。

(c) 改善計画

現在、既に取り組んでいる遠隔地域との交流事業に加えて、受け入れ枠の多く確保できる近隣の地域や団体との交流事業についても学生にとって魅力あるプログラムとして設定できるよう推進したい。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 現状

併設する4年制大学と共に活動を展開している。2014（平成26）年より相模原市と協働し、「大学生地域貢献プログラム」を実施し、学生が市内の施設や団体にボランティア活動を行っている。また、これがきっかけとなり、同年より、相模原市が、一定時間以上の地域活動・市民活動を行った学生及び学生グループに対し認定証を贈呈する「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定」が創設されている。

2011（平成23）年、東日本大震災発生後の6月及び12月に学生と教職員が岩手県大船渡市を訪問し、2か所の避難所における炊き出し活動を実施した。その後、2012（平成24）年8月、被災地の心のケアを目的とした「被災地支援学生ボランティア委員会」が発足し、以降、継続的に大船渡市を訪問し、仮設住宅訪問などの被災地支援活動を実施したほか、地元企業との商品開発などを行っている。

震災の影響による農産物の風評被害を払しょくするために毎年11月に浅草寺にて開催される東日本大震災復興「福島県と安達地方の観光物産展」において、地域協働活動で多くの学生を受け入れている福島県本宮市に対し、学生が農産物などの販売を通じて支援している。

(b) 課題

2年間の限られた在学期間であり、4年制大学の各学部と比較すると参加率が低い。

(c) 改善計画

これまでも実施している活動個別の実施説明会に加えて、ボランティア活動を含めた社会を通して学べるプログラム全体を授業において紹介するなど、学生への周知方法の改善検討を進めたい。

■ 地域貢献に関する資料

備付資料	
85	2016年度 春季 さがみアカデミー
87	Webサイト「さがみアカデミー」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/academy/2016/
88	市民大学（相模原・座間）平成28年度
89	市民大学（相模原・座間） https://sagamachi.jp/manabi/shimin-daigaku/
90	さがまちコンソーシアム http://sagamachi.jp/
91	「まなびのパスポート」平成28年度春学期募集説明会資料
92	Webサイト「まなびのパスポート」 http://www.sagami-wu.ac.jp/lifelong/passport/
93	ユニコムプラザさがみはら http://unicom-plaza.jp/
94	相模女子大学グリーンホール http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisetsu/bunka_shakai/hall/005603.html
95	第29回 相模原薪能
96	第9回 地域物産展
97	相模女子大学 地域連携フェア
98	相模女子大学の地域貢献活動
99	Webサイト「産学連携」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/industry/
100	Webサイト「地域連携」 http://www.sagami-wu.ac.jp/features/region/
101	Webサイト「相模女子大学コラボ商品」 http://sagami-wu.ac.jp/goods/
102	発想女子。(2015-2016、2016)